今後における市立小学校及び中学校の
適正規模及び適正配置のあり方について
（答申　資料編）

平成３０年７月１２日

交野市学校教育審議会

目　次

資料１　諮問書 １
資料２　交野市学校教育審議会の審議経過 ３
資料３　交野市学校教育審議会委員名簿 ５
資料４　学校規模適正化基本方針～望ましい小・中学校の在り方～ ７
資料５　小中連携教育と小中一貫教育 １６
資料６　小中連携教育から小中一貫教育への移行イメージ図 １６
資料７　市立小・中学校の変遷状況 １６
資料８　市立小・中学校の児童生徒数及び学級数の推移と将来予測 １７
資料９　小学校別の児童数の推移と将来予測 １７
資料１０　小学校別の学級数の推移と将来予測 １８
資料１１　中学校別の生徒数の推移と将来予測 １８
資料１２　中学校別の学級数の推移と将来予測 １９
資料１３　中学校区別児童生徒数の推移と将来予測 １９
資料１４　学校区の状況 ２０
資料１５　小学校までの通学距離 ２１
資料１６　中学校までの通学距離 ２２
資料１７　小学校の児童数・学級数の面的変化（昭和５８年度～平成３０年度） ２３
資料１８　小学校の児童数・学級数の面的変化（平成３０年度～平成５７年度） ２４
資料１９　中学校の生徒数・学級数の面的変化（昭和５８年度～平成３０年度） ２５
資料２０　中学校の生徒数・学級数の面的変化（平成３０年度～平成５７年度） ２６
資料２１　今後の住宅開発の動向（平成２９年３月） ２７
資料２２　適正な学校規模について ２８
資料２３　小中一貫教育における校舎の設置状況の分類 ２８
資料２４　小中一貫教育の成果・課題と施設形態 ２９
資料２５　第一中学校区の児童生徒数・学級数の将来推計 ３０
資料２６　第一中学校区の学校施設の諸元 ３２
資料２７　第一中学校区の校区・地区・通学距離 ３４
資料２８　第一中学校区の適正配置案（一覧表） ３６
資料２９　第一中学校区の適正配置案（配置図） ３８
資料３０　第一中学校区の学校適正配置案の評価表 ４２
資料３１　「第一中学校区における市立小中学校の適正配置等に関する懇談会」概要 ４４
資料３２　第二中学校区の児童生徒数・学級数の将来推計 ４６
資料３３　第二中学校区の学校施設の諸元 ４８
資料３４　第二中学校区の校区・地区・通学距離 ５０
資料３５　第二中学校区の適正配置案（一覧表） ５２
資料３６　第二中学校区の適正配置案（配置図） ５３
資料３７　第二中学校区の学校適正配置案の評価表 ５４
資料３８　第三中学校区の児童生徒数・学級数の将来推計 ５６

資料３９　第三中学校区の学校施設の諸元 ５８
資料４０　第三中学校区の校区・地区・通学距離 ６０
資料４１　第三中学校区の適正配置案（一覧表） ６２
資料４２　第三中学校区の適正配置案（配置図） ６７
資料４３　第三中学校区の学校適正配置案の評価表 ８２
資料４４　第四中学校区の児童生徒数・学級数の将来推計 ８６
資料４５　第四中学校区の学校施設の諸元 ８８
資料４６　第四中学校区の校区・地区・通学距離 ９０
資料４７　第四中学校区の適正配置案（一覧表） ９２
資料４８　第四中学校区の適正配置案（配置図） ９５
資料４９　第四中学校区の学校適正配置案の評価表 １０２

資料１　諮問書

交 教 総 第 6 号
平成28 年7 月13 日

交野市学校教育審議会
会 長 村橋 彰 様

交野市教育委員会

市立小学校及び中学校の適正規模及び適正配置等について（諮問）

標記の件につきまして、交野市学校教育審議会条例（昭和４８年 条例第４号）第２条の規定に基づき意見を求めます。

記

１．諮問内容

交野市立小中学校における児童生徒の教育環境の維持向上を図り、更なる少子化、学校の老朽化等の課題や小中一貫教育などの新たな学校づくりに対応するため、「今後における市立小学校及び中学校の適正規模及び適正配置のあり方」について、調査及び審議をお願い申し上げます。

２．諮問理由

交野市教育委員会では、子どもたちの健やかな成長と学校教育の充実を図るため、平成26 年度より「交野市学校教育ビジョン」を、平成28年1月に「交野市教育大綱」を策定し、中期的展望に立ち、交野市第4 次総合計画との整合性を図りながら、また国や府の動向を踏まえながら教育行政を進めています。

本市は、昭和40 年代後半から昭和50 年代にかけて市内各地で盛んに行われた住宅開発等により人口が急増し、児童生徒数の増加に伴い、小中学校の分離・開校が行われました。

その結果、昭和56 年度には小学校の児童数が8,629 人、昭和57 年度には児童生徒数が12,164 人、昭和60 年度には中学校の生徒数が4,411 人となり最大となりました。しかし、その後児童生徒数は減少に転じ、平成28年度には児童生徒数はピーク時の約54％の6,563 人となりました。その後も減少傾向は続き、平成52 年度には児童生徒数が約3,800 人となり、ピーク時の約31％となる見込みとなっています。今後はさらに、著しい児童生徒数の減少により学校運営に支障をきたす小規模校が複数校現れることが懸念されます。

一方、前述の人口急増期に建設した多くの学校施設は、建築後相当年数が経過し、経年劣化による老朽化の進行により、施設の更新が必要となっているなどの課題もあります。これらのことから、今後も本市小中学校における良好な教育環境の確保を図るために、上記内容についての審議をお願いいたします。

資料２　交野市学校教育審議会の審議経過

回数	開催日	審議事項
第１回	平成28年7月13日	・会長・副会長の選出 ・諮問 ・交野市立小中学校の現状と将来予測 ・学校規模における課題 ・今後の進め方
第２回	平成28年8月2日	・小規模校・大規模校のメリット・デメリット ・交野市における望ましい小・中学校規模 ・適正な通学距離等 ・議事のまとめ・次回の進め方
第３回	平成28年9月8日	・適正な学校規模等について ・小中連携教育から小中一貫教育について ・地域に開かれた教育施設（複合型学校施設）について ・議事のまとめ・次回の進め方
第４回	平成28年10月7日	・「望ましい小・中学校の在り方（学校規模適正化基本方針）」（素案）について ・議事のまとめ・次回の進め方
第５回	平成28年12月26日	・委員の任命について ・パブリックコメントの報告・回答について ・中間答申案について ・議事のまとめ・次回の進め方
第６回	平成29年2月24日	・臨時委員の任命について ・学校規模適正化基本方針について ・今後のスケジュール（案）について ・小中一貫教育に適した学校施設整備について ・学校規模適正化基本計画策定に向けた課題整理について ・議事のまとめ・次回の進め方
第７回	平成29年3月30日	・交野市のまちづくりと住宅開発の動向について ・公共施設等総合管理計画について ・学校規模適正化基本計画策定に向けた課題整理について ・小中一貫教育に適した学校施設整備について ・適正配置に向けた検討の進め方の確認 ・議事のまとめ・次回の進め方
第８回	平成29年4月20日	・適正配置に向けた検討の進め方 ・総論まとめ ・各論の進め方について ・議事のまとめ・次回の進め方

第９回	平成29年5月17日	・委員の任命について ・学校適正配置の進め方について
第１０回	平成29年7月28日	・各団体との意見交換会の報告について ・「複合化」の先進事例等について
第１１回	平成29年8月29日	・第一中学校区の現状について ・第一中学校区の適正配置について ・第二中学校区の現状について ・第二中学校区の適正配置について
第１２回	平成29年9月28日	・第一中学校区・第二中学校区の現状と適正配置について ・第三中学校区の現状について ・第三中学校区の適正配置について ・第四中学校区の現状について ・第四中学校区の適正配置について
第１３回	平成29年10月19日	・第一中学校区の適正配置について ・第二中学校区の適正配置について ・第三中学校区の適正配置について ・第四中学校区の適正配置について
第１４回	平成29年11月8日	・第一中学校区の適正配置について ・第二中学校区の適正配置について ・第三中学校区の適正配置について ・第四中学校区の適正配置について
第１５回	平成29年11月30日	・第一中学校区の適正配置について ・第三中学校区の適正配置について ・第四中学校区の適正配置について ・学校施設の複合化について
第１６回	平成29年12月21日	・市立小中学校の適正配置について ・学校施設の複合化について
第１７回	平成30年2月15日	・答申に向けた素案づくりについて
第１８回	平成30年3月14日	・第一中学校区における市立小中学校の適正配置等に関する懇談会について ・答申案について
第１９回	平成30年7月9日	・答申案について

資料３　交野市学校教育審議会委員名簿

区　分	氏　名	任　期
一般市民	長谷川　深雪	平成 28 年 7 月 13 日　～　平成 29 年 10 月 19 日
	加藤　勤	平成 28 年 7 月 13 日　～　平成 30 年 7 月 12 日
	渡邉　省三	平成 28 年 7 月 13 日　～　平成 29 年 5 月 16 日
	奥西　正博	平成 29 年 5 月 17 日　～　平成 30 年 7 月 12 日
	巽　憲次郎	平成 28 年 7 月 13 日　～　平成 30 年 7 月 12 日
市立学校長	池永　安宏	平成 28 年 7 月 13 日　～　平成 30 年 7 月 12 日
	伊坂　稔	平成 28 年 7 月 13 日　～　平成 29 年 3 月 31 日
	森島　良裕	平成 29 年 4 月 20 日　～　平成 30 年 7 月 12 日
市立学校教職員	岩本　泰典	平成 28 年 7 月 13 日　～　平成 30 年 7 月 12 日
	新田　一也	平成 28 年 7 月 13 日　～　平成 30 年 7 月 12 日
市立学校 PTA 会員	堀　由絹	平成 28 年 7 月 13 日　～　平成 29 年 3 月 31 日
	森﨑　陽子	平成 29 年 5 月 17 日　～　平成 30 年 7 月 12 日
	武井　佐知	平成 28 年 7 月 13 日　～　平成 30 年 3 月 31 日
	岡　恵	平成 30 年 6 月 20 日　～　平成 30 年 7 月 12 日
	山本　博子	平成 28 年 7 月 13 日　～　平成 29 年 3 月 31 日
	平野　里絵	平成 29 年 5 月 17 日　～　平成 30 年 7 月 12 日
学識経験を 有する者	村橋　彰	平成 28 年 7 月 13 日　～　平成 30 年 7 月 12 日
	尾﨑　靖二	平成 28 年 7 月 13 日　～　平成 28 年 10 月 13 日
	藤丸　一郎	平成 28 年 12 月 26 日　～　平成 30 年 7 月 12 日
	九門　りり子	平成 28 年 7 月 13 日　～　平成 30 年 7 月 12 日
臨時委員	奥野　幸一	平成 29 年 11 月 30 日　～　平成 30 年 7 月 12 日
	原　毅	平成 29 年 2 月 24 日　～　平成 29 年 11 月 29 日
	畑山　泰雄	平成 29 年 5 月 17 日　～　平成 30 年 7 月 12 日
	奥西　正博	平成 29 年 2 月 24 日　～　平成 29 年 5 月 16 日
	市岡　伊佐男	平成 29 年 2 月 24 日　～　平成 30 年 7 月 12 日
	辻　眞市	平成 29 年 2 月 24 日　～　平成 30 年 7 月 12 日

学校規模適正化基本方針
～望ましい小・中学校の在り方～

平成２９年１月

交野市教育委員会

目　　次

１．はじめに

２．交野市立小・中学校の現状と将来予測
（１）児童生徒数・学級数
（２）学校数

３．学校規模等におけるメリット・デメリット
（１）小規模な学校のメリット
（２）小規模な学校のデメリット
（３）大規模な学校のメリット
（４）大規模な学校のデメリット

４．交野市における課題と適正化の必要性

５．学校規模適正化の基本的な考え方（基本方針）
適正な学校規模について

６．今後の教育環境の整備に向けて
（１）小中一貫教育の導入に向けて
（２）地域に開かれた教育施設
（３）小・中学校の適正配置にあたって

７．基本方針の見直しについて

１．はじめに

交野市では、子どもたちの健やかな成長と学校教育の充実を図るため、平成 26 年度より「交野市学校教育ビジョン」を、平成 28 年 1 月に「交野市教育大綱」を策定し、中期的展望に立ち、交野市第 4 次総合計画との整合性を図りながら、また国や府の動向を踏まえながら教育行政を進めています。

交野市は、昭和 40 年代後半から昭和 50 年代にかけて市内各地で盛んに行われた住宅開発等により人口が急増し、児童生徒数の増加に伴い、小中学校の分離・開校が行われました。

その結果、昭和 56 年度には小学校の児童数が 8,629 人、昭和 57 年度には児童生徒数が 12,164 人、昭和 60 年度には中学校の生徒数が 4,411 人となり最大となりました。しかし、その後児童生徒数は減少に転じ、平成 28 年度には児童生徒数はピーク時の約 54%の 6,563 人となりました。その後も減少傾向は続き、平成 52 年度には「国立社会保障・人口問題研究所」推計値を基に推計すると児童生徒数が約 3,800 人となり、ピーク時の約 31%となる見込みとなっています。今後はさらに、著しい児童生徒数の減少により学校運営に支障をきたす小規模校が複数校現れることが懸念されます。

一方、前述の人口急増期に建設した多くの学校施設は、建築後相当年数が経過し、経年劣化による老朽化の進行により、施設の更新が必要となっているなどの課題もあります。

交野市教育委員会では、教育環境の維持向上を図り、更なる少子化、学校の老朽化等の課題や小中一貫教育などの新たな学校づくりに対応するため、「今後における市立小学校及び中学校の適正規模及び適正配置のあり方」について交野市学校教育審議会に諮問しました。

この度、交野市における学校の規模等の適正化に係る方向性を取りまとめた中間答申を受け、これを踏まえて学校規模適正化基本方針を策定しました。

２．交野市立小・中学校の現状と将来予測

（１）児童生徒数・学級数

交野市においては、昭和 40 年代後半から昭和 50 年代にかけて市内各地で盛んに行われた住宅開発等により人口が急増し、児童生徒数の増加に伴い、小・中学校の分離・開校が行われました。

その結果、昭和 56 年度には小学校の児童数が 8,629 人、昭和 57 年度には児童生徒数が 12,164 人、昭和 60 年度には中学校の生徒数が 4,411 人となり最大となりました。しかし、その後児童生徒数は減少に転じ、平成 28 年度には児童生徒数はピーク時の約 54%の 6,563 人となりました。今後についても、「国立社会保障・人口問題研究所」推計値を基に推計すると平成 52 年度には、約 3,800 人となるなど、減少傾向は続くものと予測されます。

また、学級数についても昭和 58 年度の 305 学級をピークに、平成 28 年度には 202 学級に減少しています。さらには平成 52 度年の推計値では、124 学級となっています。

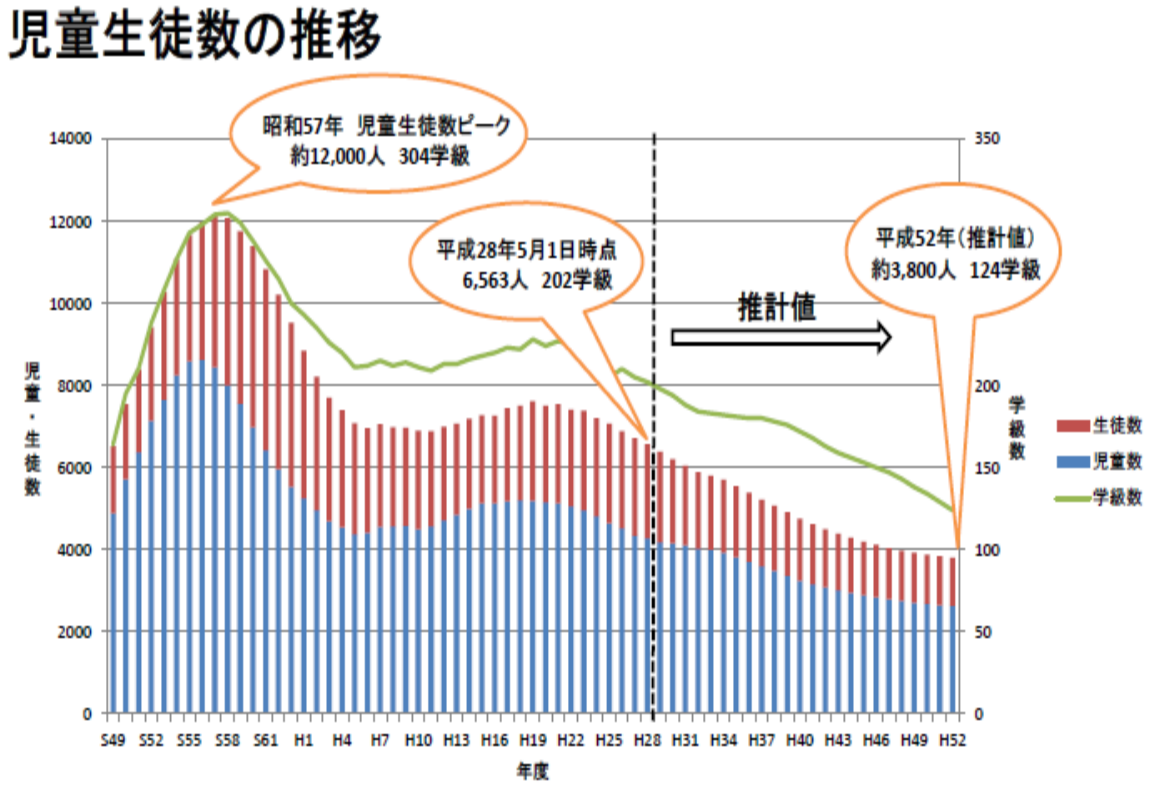

※児童数及び生徒数は市立小学校及び中学校の総数で、支援学級児童生徒数を含む
※学級数は、市立小学校及び中学校の総数で、支援学級数を含まない
※平成29年度以降の、児童・生徒数及び学級数については、「国立社会保障・人口問題研究所」推計値を基に試算した推計値である

（２）学校数

交野市の小・中学校は、昭和 40 年代から 50 年代にかけて行われた宅地開発等により児童生徒数が急増したことを受け、分離・開校が相次ぎました。昭和 55 年に私市小学校が岩船小学校から分離し、市内 10 番目の小学校として開校しました。また、昭和 58 年には、第一中学校と第三中学校から分離した第四中学校が開校し、「10 小・4 中の 14 校体制」となり現在に至っています。

交野市立小中学校一覧

1. 小学校

学校名	読み方	郵便番号	所在地	電話番号	創立年月
交野小学校	カタノ	576－0052	私部1丁目54番1号	072－891－1138	明治18年5月
星田小学校	ホシダ	576－0016	星田3丁目33番4号	072－891－2034	明治5年7月
郡津小学校	コウヅ	576－0053	郡津4丁目13番1号	072－891－0065	昭和43年4月
岩船小学校	イワフネ	576－0036	森北1丁目25番1号	072－891－6161	昭和46年4月
倉治小学校	クラジ	576－0051	倉治1丁目15番1号	072－892－9181	昭和49年4月
妙見坂小学校	ミョウケンザカ	576－0021	妙見坂7丁目20番1号	072－892－9171	昭和49年4月
長宝寺小学校	チョウホウジ	576－0053	郡津1丁目43番1号	072－892－5021	昭和50年4月
旭小学校	アサヒ	576－0016	星田4丁目18番1号	072－892－7731	昭和52年4月
藤が尾小学校	フジガオ	576－0017	星田北2丁目45番1号	072－892－5821	昭和53年4月
私市小学校	キサイチ	576－0033	私市9丁目5番10号	072－893－1901	昭和55年4月

2. 中学校

学校名	読み方	郵便番号	所在地	電話番号	創立年月
第一中学校	ダイイチ	576－0035	私部南3丁目1番1号	072－891－1237	昭和22年4月
第二中学校	ダイニ	576－0054	幾野4丁目1番1号	072－891－7300	昭和47年4月
第三中学校	ダイサン	576－0016	星田8丁目67番1号	072－892－5031	昭和50年4月
第四中学校	ダイヨン	576－0034	天野が原町5丁目65番1号	072－892－0451	昭和58年4月

３．学校規模等におけるメリット・デメリット

学校教育は一定規模の集団で行うことを前提としており、子どもたちが夢を実現するための力を養う学校教育において、各学校が教育効果を発揮するためには、学校規模について標準を定め、子どもたちにとって最良の教育環境を整備することが必要です。

全国的に少子化が進む中で、交野市においても児童生徒数及び学級数は減少傾向にあり、今後、市立小・中学校ともに小規模校化が進み、様々な教育上の問題や課題が生じることが予測されます。そこで、児童生徒にとってより良い教育環境の維持向上を図るべく、学校の規模によるメリット・デメリットについて以下のとおり取りまとめました。

（１）小規模な学校のメリット

まず、学習面としては、「特別教室や体育館の利用に当たって余裕を持って使える」ことや「様々な活動において、一人ひとりがリーダーを務める機会が多くなる」こと、また「児童生徒一人ひとりの学校教育活動への参加意識や参加度が高くなる」ことなど。

次に生活面としては、「児童生徒相互の人間関係が深まる」ことや「異学年間の縦の交流が生まれやすい」ことなど。

学校運営面では、「全教職員の意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になりやすい」ことから「個に寄り添った指導の充実に繋がる」ことなど。

（２）小規模な学校のデメリット

まず、学習面としては、「集団の中で、多様な考え方に触れる機会や互いに切磋琢磨する機会が少ない」ことや「児童生徒数、教職員数が少ないため、グループ別指導や習熟度別指導、専科指導など多様な学習形態・指導形態をとりにくい」ことなど。

次に生活面としては、「クラス替えが困難なことから、人間関係や相互の評価等が固定化されやすく、人間関係につまずいたときに関係を改善することが難しくなる」ことや「集団の中で自己主張したり、他者を尊重したりする経験を積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が身につきにくい」ことなど。

学校運営面では、「配置される教職員数が少なくなるため、同一学年での複数教員による教材研究や教科指導の研鑽が行いにくい」ことや「ＰＴＡ活動等における保護者１人当たりの負担が大きくなりやすい」ことなど。

（３）大規模な学校のメリット

まず、学習面としては、「集団の中で、多様な考え方に触れる機会や互いに切磋琢磨する機会が多い」ことや「専科教員による指導など多様な学習形態・指導形態をとりやすい」ことなど。

次に生活面としては、「豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成が図られやすい」ことや「児童生徒の個性や長所を多面的に評価されやすい」ことなど。

学校運営面では、「教職員のバランスのとれた配置を行いやすい」ことや「ＰＴＡ活動等における保護者１人当たりの負担を分散しやすい」ことなど。

（４）大規模な学校のデメリット

まず、学習面としては、「特別教室や体育館等の利用に当たって授業の割り当てや調整が難しくなる場合がある」ことや「学校行事や部活動において、一人ひとりに個別の活動機会を設定しにくい」ことなど。

次に生活面としては、「学年間・異学年間の交流が不十分になりやすい」ことなど。

学校運営面では、「教職員相互の連絡調整が図りづらい」ことなど。

４．交野市における課題と適正化の必要性

交野市においては、今後も児童生徒数の減少傾向並びに小規模校化が進むことが予測されており、児童生徒にとってより良い教育環境を整備することが課題となっています。

1 学年 1 学級という固定的な学習環境で、長期間教育活動を継続する状態は、望ましいとは言えず、学校教育における子どもたちの学習環境や人格形成の面からだけでなく、教員の互いの研鑽がしにくいことや子どもたちの安全確保等学校運営の面からも学校規模の適正化が求められます。

５．学校規模適正化の基本的な考え方（基本方針）

適正な学校規模について

学校教育を行う上で適正な学校規模を確保するのは、児童生徒の良好な教育環境の維持や教員の指導体制の充実のみならず、学校を円滑に運営するためにも大変重要なことです。国が標準としている学校規模は、小学校・中学校とも 12 学級以上 18 学級以下ですが、学校規模によるメリット・デメリットや交野市の実態を踏まえ、各市で設定されている基準も参考にし、小・中学校の接続関係にも配慮して、交野市における適正な学校規模を以下のとおりとします。

	小　規　模	適　正　規　模
小　学　校	11 学級以下	12 学級以上 24 学級以下 （1 学年あたり 2～4 学級）
中　学　校	8 学級以下	9 学級以上 18 学級以下 （19 学級以上 24 学級以下 も許容範囲とする）

小学校では、一定規模の児童の中で、互いに学び、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくことが大切です。全学年でクラス替えを可能にしたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには 1 学年 2 学級以上（12 学級以上）あることが望ましいものと考えられます。また、児童の学習活動が制約されることなく、充分な教育効果を得るためには、図書室や理科室などの特別教室が少なくとも週 1 回は使えることが望ましいので、時間割編成上、学校全体で 24 学級以下を適正規模とします。

中学校では、学習指導は教科担任制であり、教員の配置定数や学校運営の観点から学校全体で 9 学級以上は必要です。また、生徒一人ひとりの活躍する機会が確保でき、教

員が生徒一人ひとりの把握がしっかりとできること、豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成が図られやすいことなど十分な教育効果が期待できることから、学校全体で18学級以下を適正としますが、校区により児童生徒数の増加・減少の割合に差が見られることから、今後の状況変化等へも対応するため19～24学級についても許容範囲とします。

６．今後の教育環境の整備に向けて

（１）小中一貫教育の導入に向けて

交野市では、近年問題となっている「中一ギャップ」の緩和や児童生徒の発達の早期化等に関わる現象等に対し、平成22年度より小学校教育から中学校教育への円滑な接続をめざして小中連携の取組を進めてきました。この間、児童生徒間・教職員間で様々な交流事業を行い、小・中学校間での連携を深めてきました。今後は小・中学校の取組の一層の充実を図るとともに、小学校と中学校の連結部分に特化する小中連携ではなく、義務教育の質を変えることをめざし、義務教育９年間を見通した小中一貫教育を平成32年度より市内全中学校区で実施予定としています。これからの適正配置や施設整備にあたっては、小中一貫教育の実施にも配慮し、地域の理解を得ながら、近年他市でも見られる小中一貫校としての整備なども含め十分に検討する必要があります。

（２）地域に開かれた教育施設

近年、新たな学校づくりのあり方として、良好で質の高い学びを実現する教育環境を整備する観点から、多様な学習活動に対応した機能的な学校施設の整備を推進すること、学びの場である学校を地域との連携を深める場とする観点から、学校施設の複合化や余裕教室の活用を促進することが求められています。

他市町村においても、地域の実情や要望を踏まえ、公民館、図書館、保育所や老人福祉施設など様々な施設と学校施設との複合化が進む中、交野市においても、学校施設では、子どもの豊かな学びを創造する一方で、地域の絆をつなぐという視点が重要度を増すことが期待されます。これからの学校施設整備にあたっては、子どもたちの豊かな育ちを促進し、地域との連携・協働が図られるような複合型学校施設の整備も検討する必要があります。

（３）小・中学校の適正配置にあたって

児童生徒数の推移などの現状と将来展望を踏まえ、教育上の視点を最優先に、将来にわたって交野市の子どもたちに良質な教育環境の維持向上を保証する観点から、今後は、本基本方針にて示した交野市における学校の望ましい規模や通学距離などの事項を踏まえた適正配置を進めるにあたり、小中一貫校や複合型学校施設等様々な可能性を視野に入れた検討を行います。また、現在の通学距離が概ね小学校においては２㎞以内、中

学校においては３km以内である状況を考慮し、適正配置を検討するにあたっては、現在の通学実態や交通事情、地形等を踏まえ、通学距離は小学校においては、２km以内を基本としつつ３km以内を許容範囲とし、また中学校においては３km以内を基本としつつ４km以内を許容範囲とすることが望ましい。

７．基本方針の見直しについて

本基本方針は、今後、教育制度の変更や社会情勢の変化などが生じた場合には、必要に応じて見直すものとします。

資料５　小中連携教育と小中一貫教育

小中連携教育：小・中学校が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への**円滑な接続**をめざす様々な教育

小中一貫教育：小中連携教育のうち、**小・中学校がめざす子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成**し、系統的な教育をめざす教育

資料６　小中連携教育から小中一貫教育への移行イメージ図

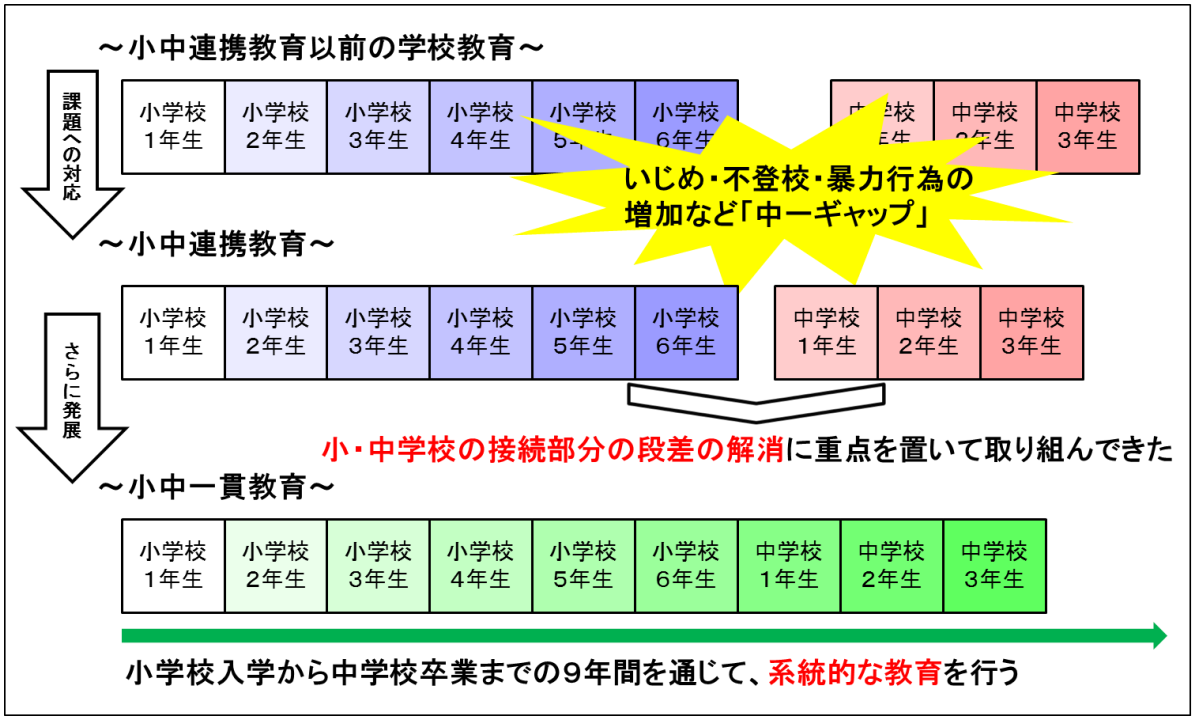

資料７　市立小・中学校の変遷状況

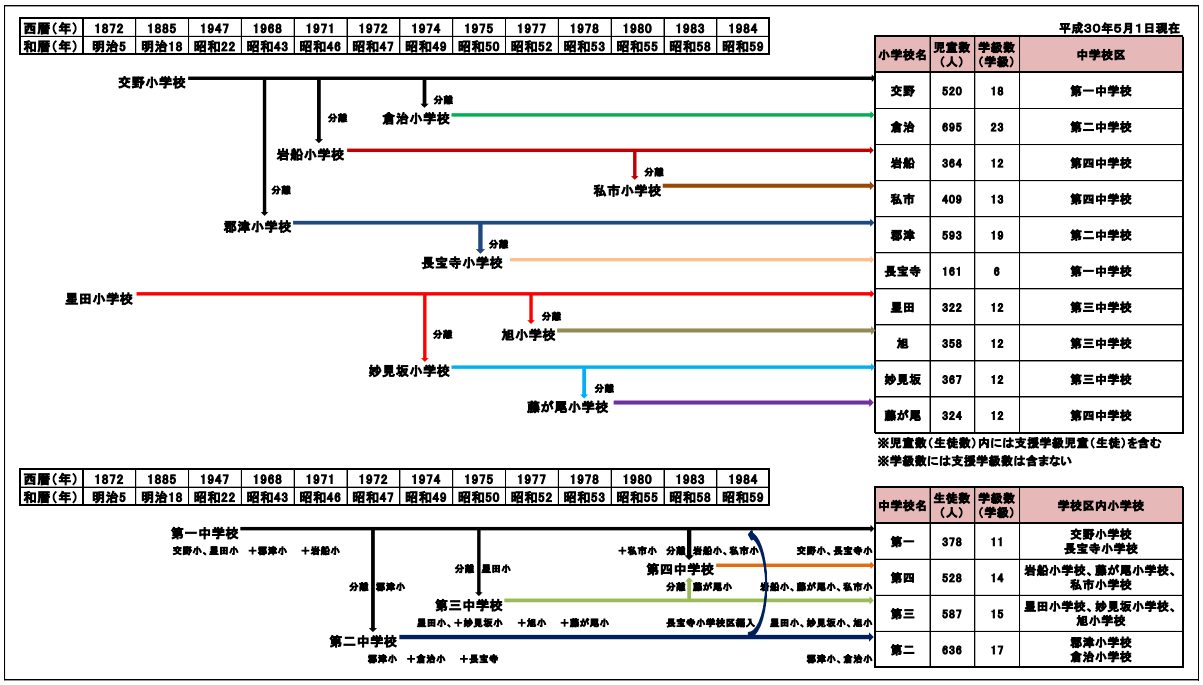

平成30年5月1日現在

小学校名	児童数（人）	学級数（学級）	中学校区
交野	520	18	第一中学校
倉治	695	23	第二中学校
岩船	364	12	第四中学校
私市	409	13	第四中学校
郡津	593	19	第二中学校
長宝寺	161	6	第一中学校
星田	322	12	第三中学校
旭	358	12	第三中学校
妙見坂	367	12	第三中学校
藤が尾	324	12	第四中学校

※児童数（生徒数）内には支援学級児童（生徒）を含む
※学級数には支援学級数は含まない

中学校名	生徒数（人）	学級数（学級）	学校区内小学校
第一	378	11	交野小学校 長宝寺小学校
第四	528	14	岩船小学校、藤が尾小学校、私市小学校
第三	587	15	星田小学校、妙見坂小学校、旭小学校
第二	636	17	郡津小学校 倉治小学校

資料８　市立小・中学校の児童生徒数及び学級数の推移と将来予測（各年５月１日）

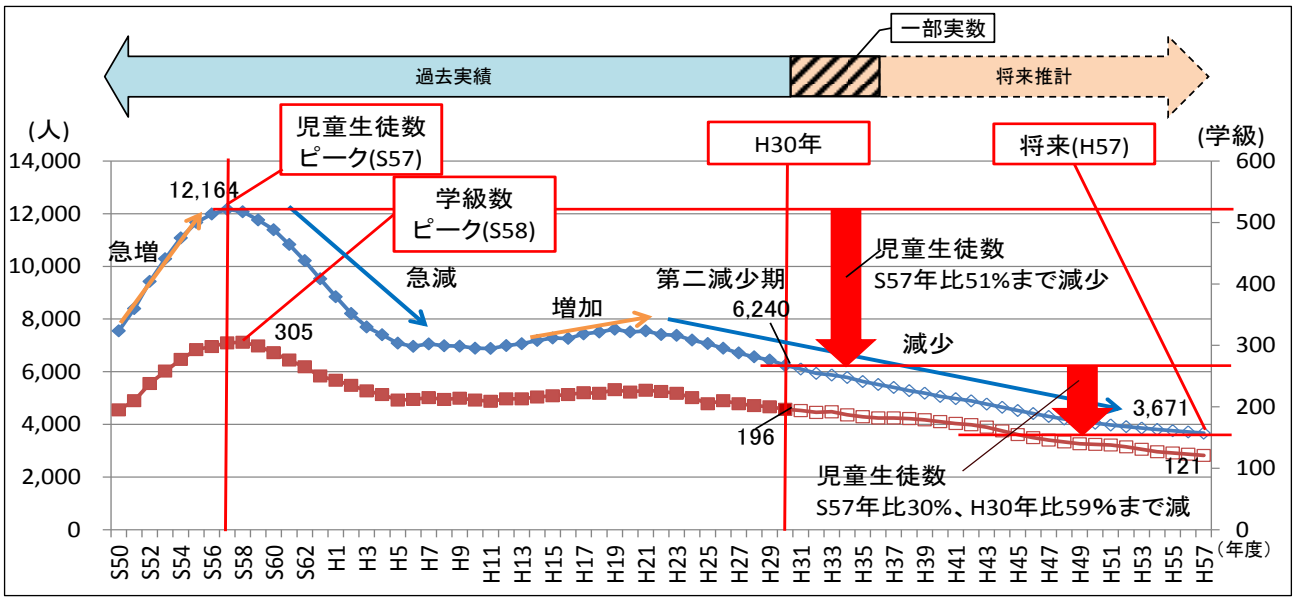

※児童生徒数には、支援学級在籍児童生徒数を含む。

※学級数は、普通学級数（支援学級数は含まない）としている。

資料９　小学校別の児童数の推移と将来予測（各年５月１日）

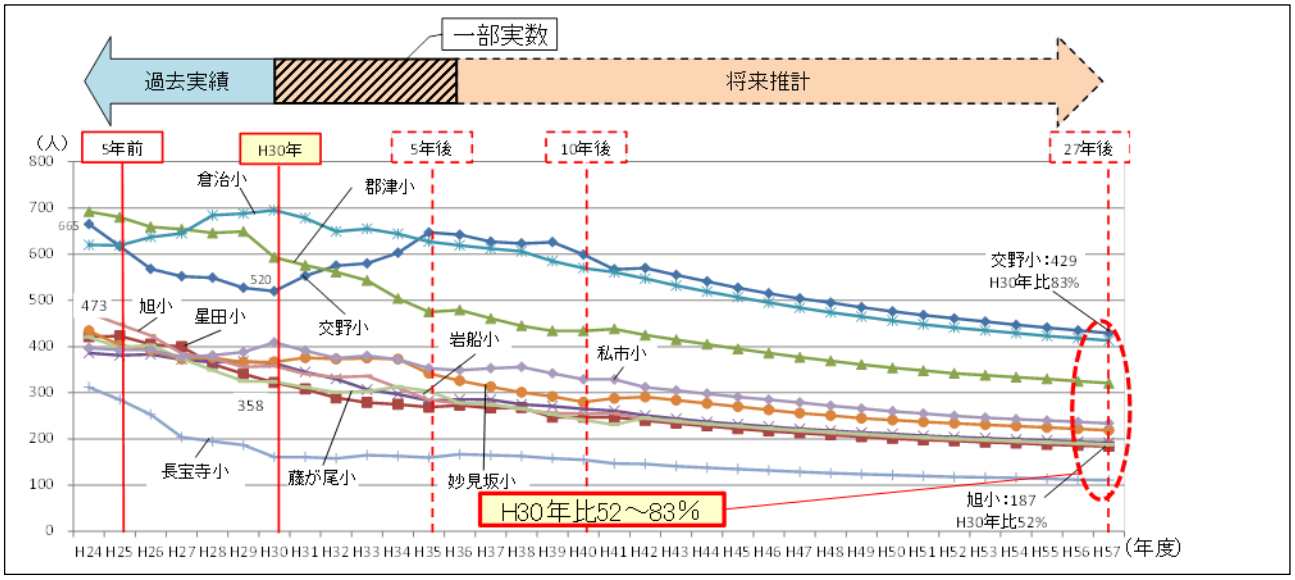

※児童数には、支援学級在籍児童数を含む。

資料１０　小学校別の学級数の推移と将来予測（各年５月１日）

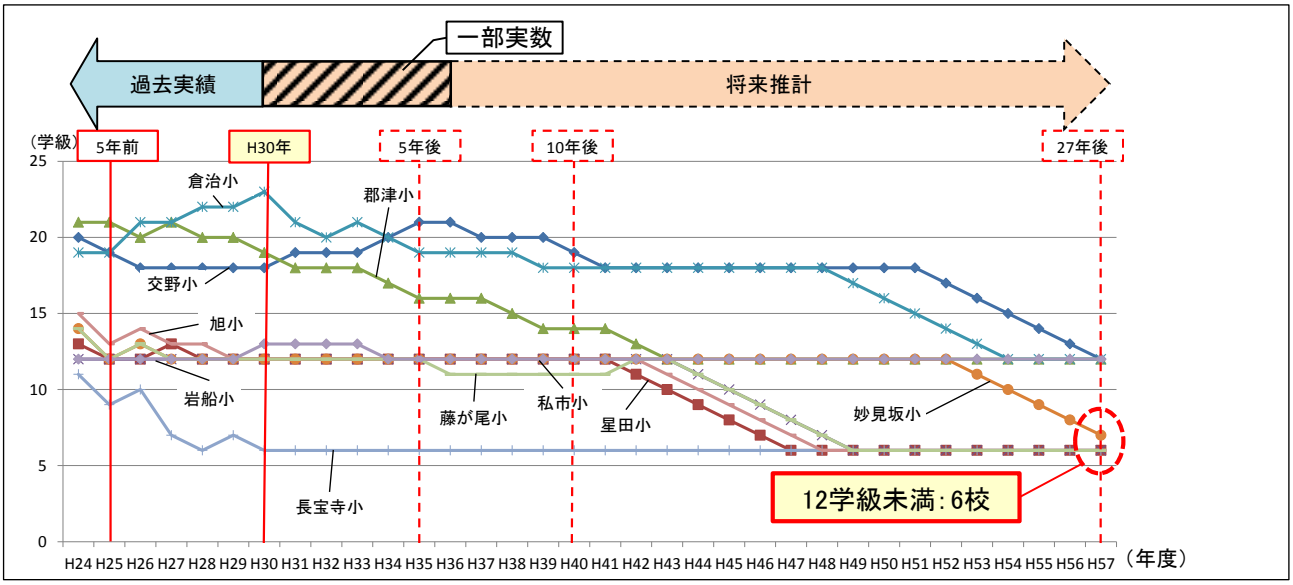

※学級数は、普通学級数（支援学級数は含まない）としている。

資料１１　中学校別の生徒数の推移と将来予測（各年５月１日）

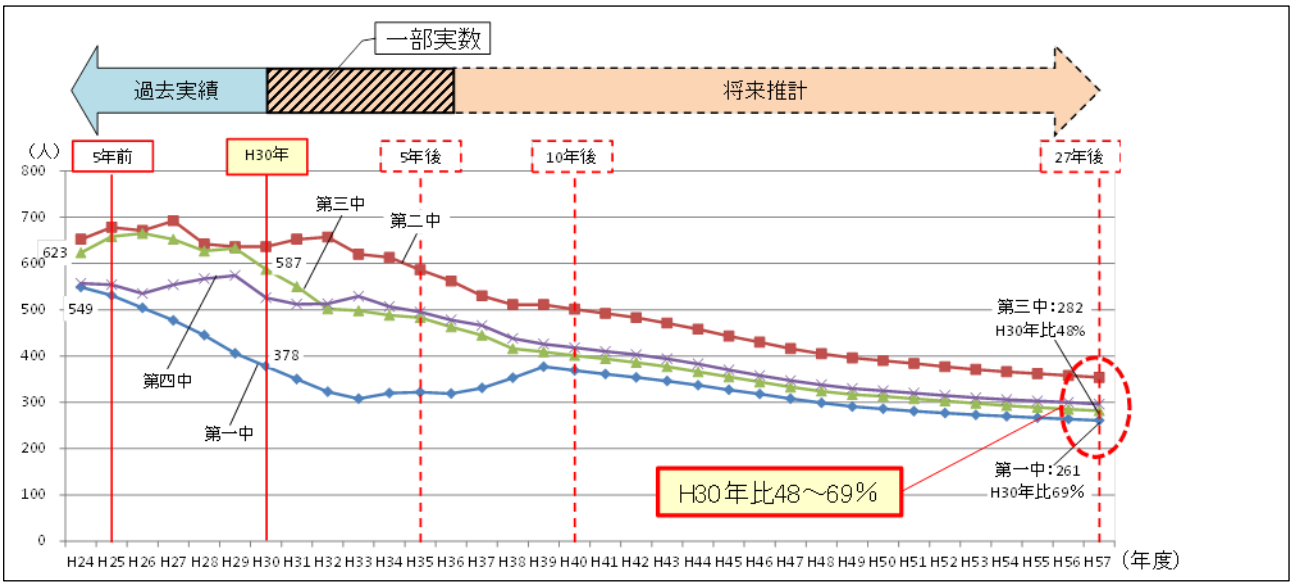

※生徒数には、支援学級在籍生徒数を含む。

資料１２　中学校別の学級数の推移と将来予測（各年５月１日）

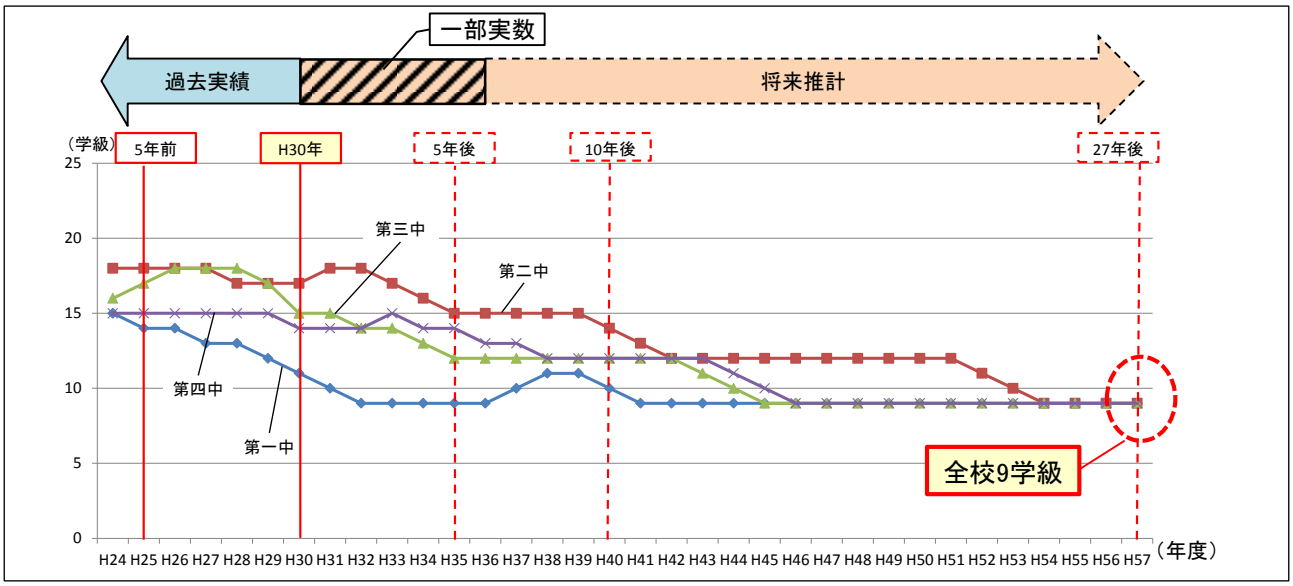

※学級数は、普通学級数（支援学級数は含まない）としている。

資料１３　中学校区別児童生徒数の推移と将来予測（各年５月１日）

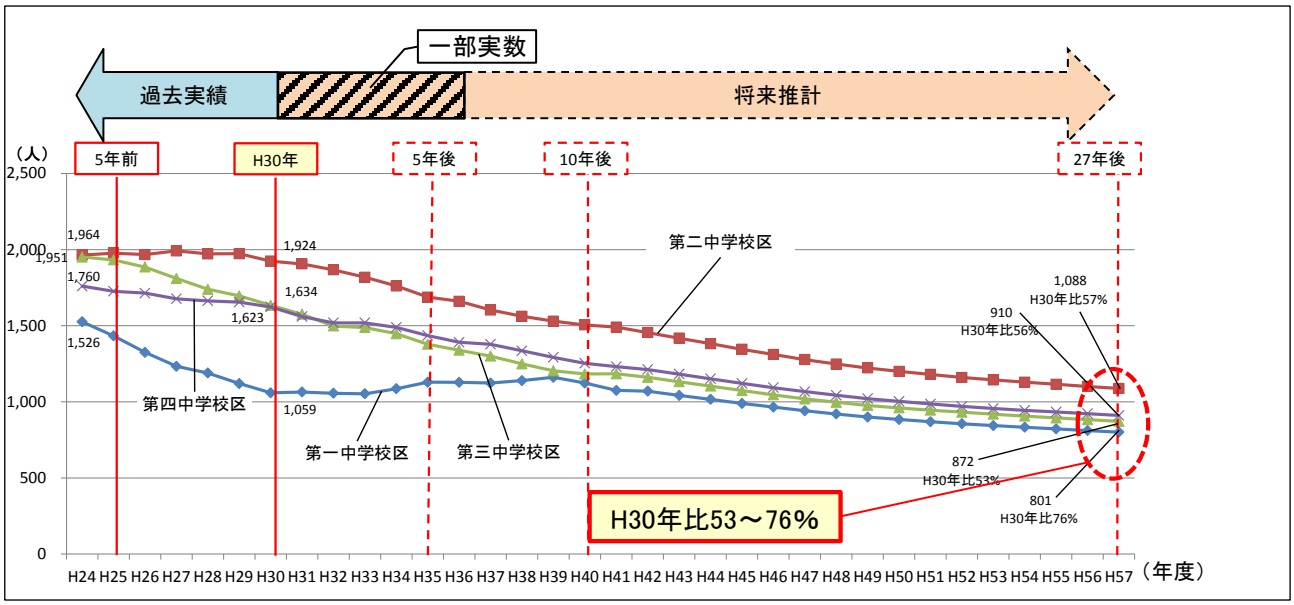

※児童生徒数には、支援学級在籍児童生徒数を含む。

資料１４　学校区の状況

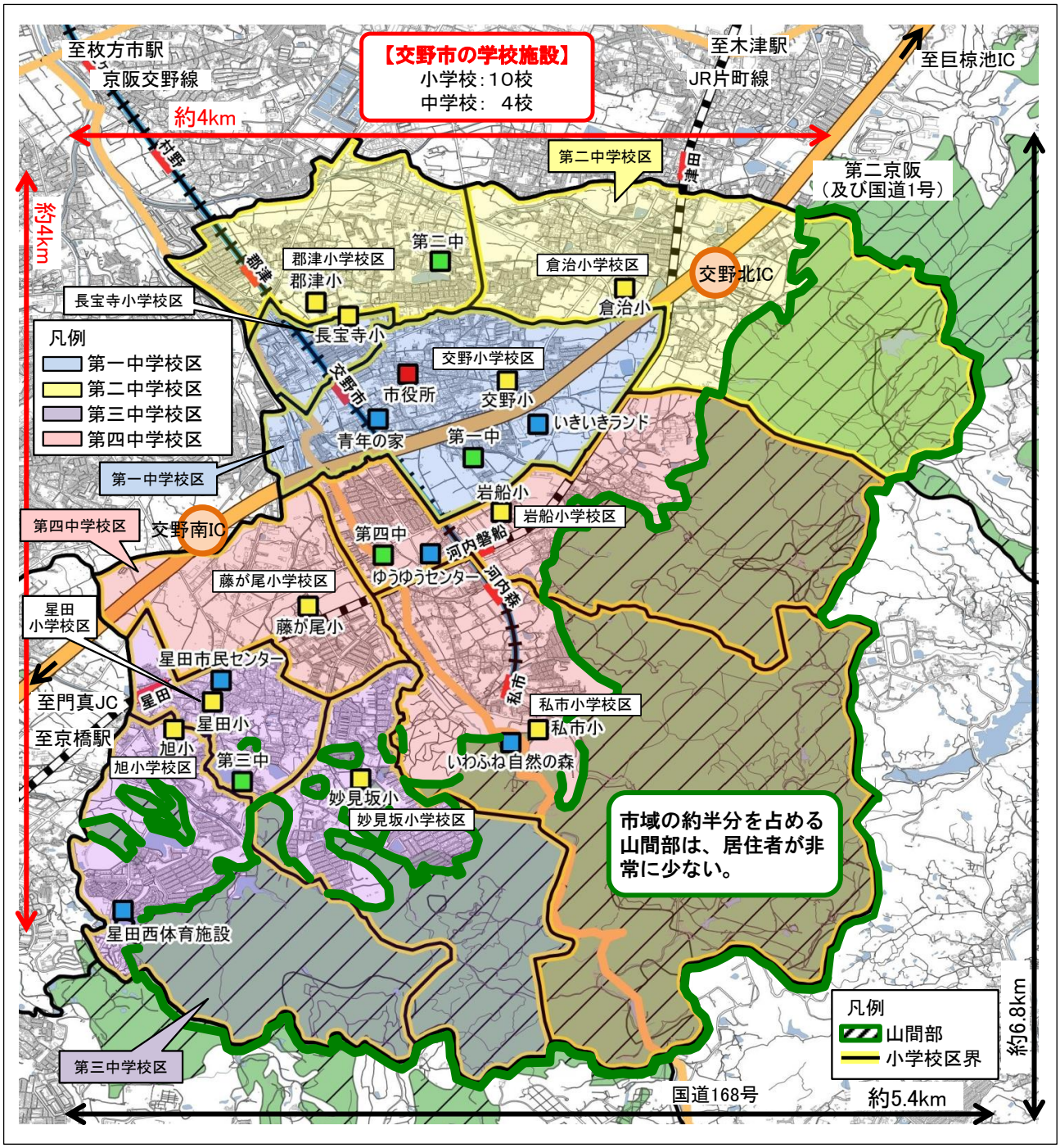
【交野市の学校施設】
小学校：10校
中学校：　4校
至枚方市駅
京阪交野線
至木津駅
JR片町線
至巨椋池IC
約4km
約4km
第二中学校区
第二京阪
（及び国道1号）
第二中
郡津小学校区
郡津小
倉治小学校区
倉治小
交野北IC
長宝寺小学校区
長宝寺小
凡例
第一中学校区
第二中学校区
第三中学校区
第四中学校区
交野小学校区
交野小
市役所
青年の家
いきいきランド
第一中
第一中学校区
岩船小
岩船小学校区
第四中学校区
交野南IC
第四中
ゆうゆうセンター
藤が尾小学校区
藤が尾小
星田
小学校区
星田市民センター
至門真JC
星田小
至京橋駅
旭小
旭小学校区
第三中
私市小学校区
私市小
いわふね自然の森
妙見坂小
妙見坂小学校区
市域の約半分を占める
山間部は、居住者が非
常に少ない。
星田西体育施設
第三中学校区
凡例
山間部
小学校区界
国道168号
約5.4km
約6.8km

資料１５　小学校までの通学距離

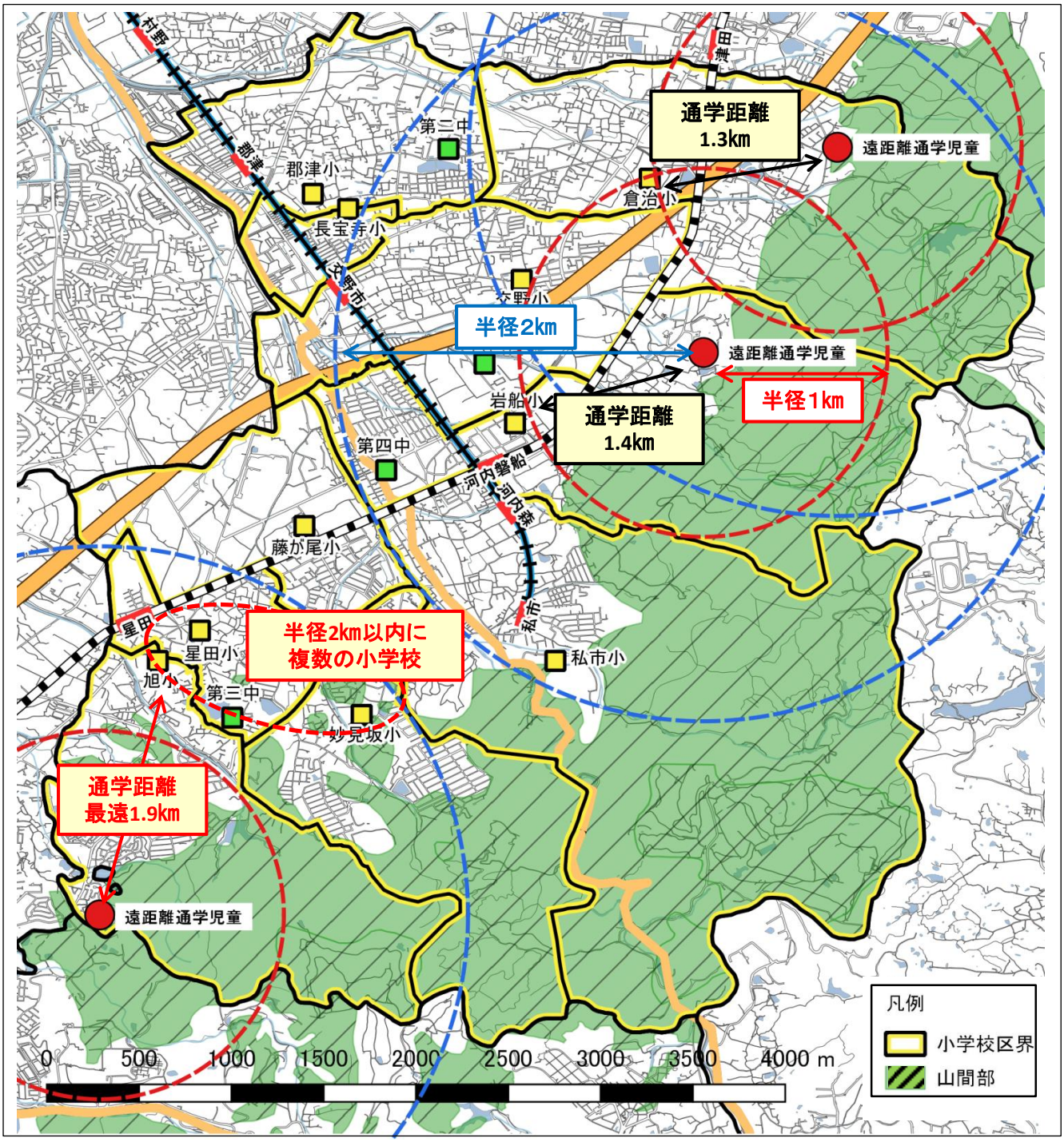

資料１６　中学校までの通学距離

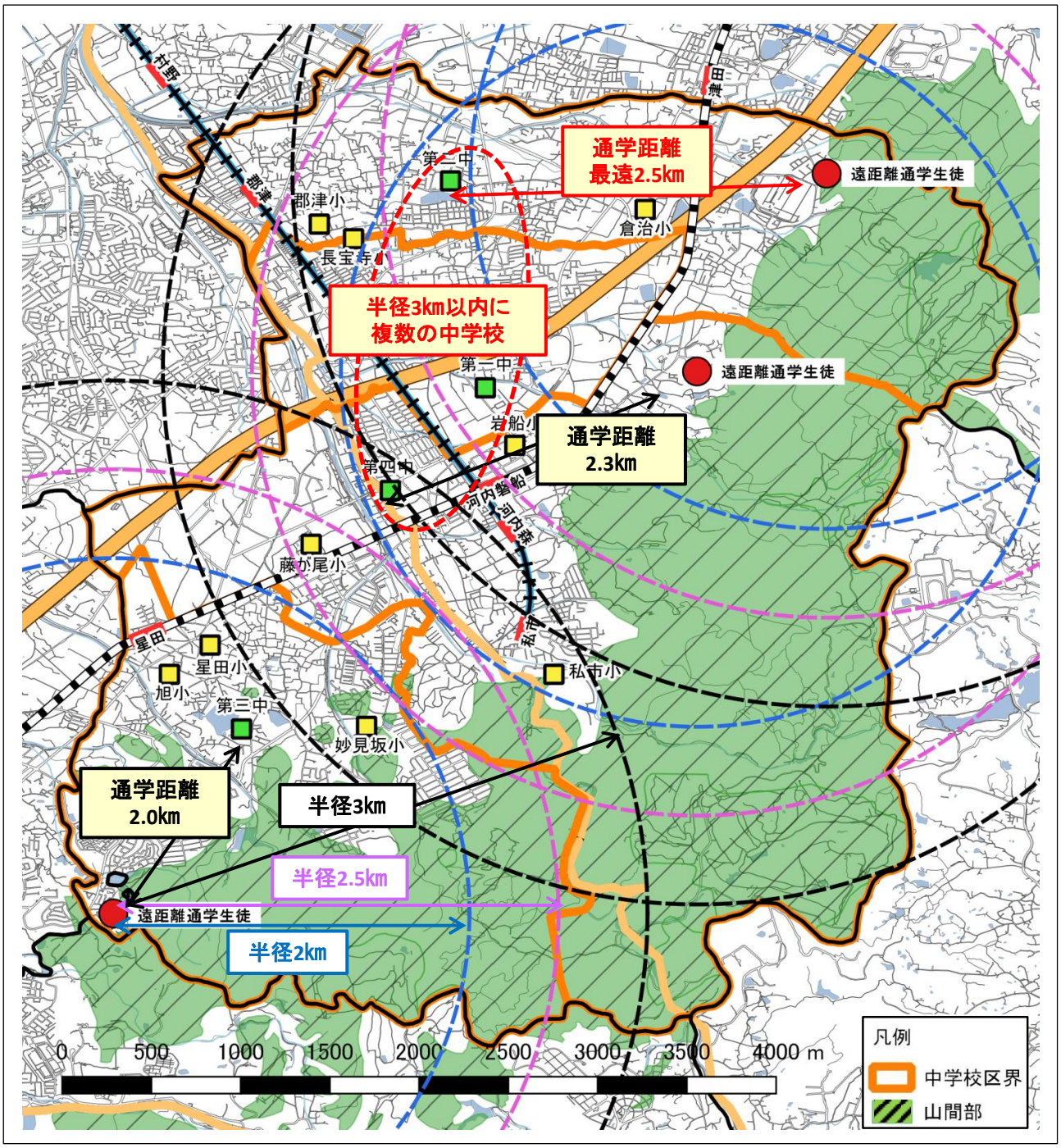

資料１７　小学校の児童数・学級数の面的変化（昭和５８年度～平成３０年度）

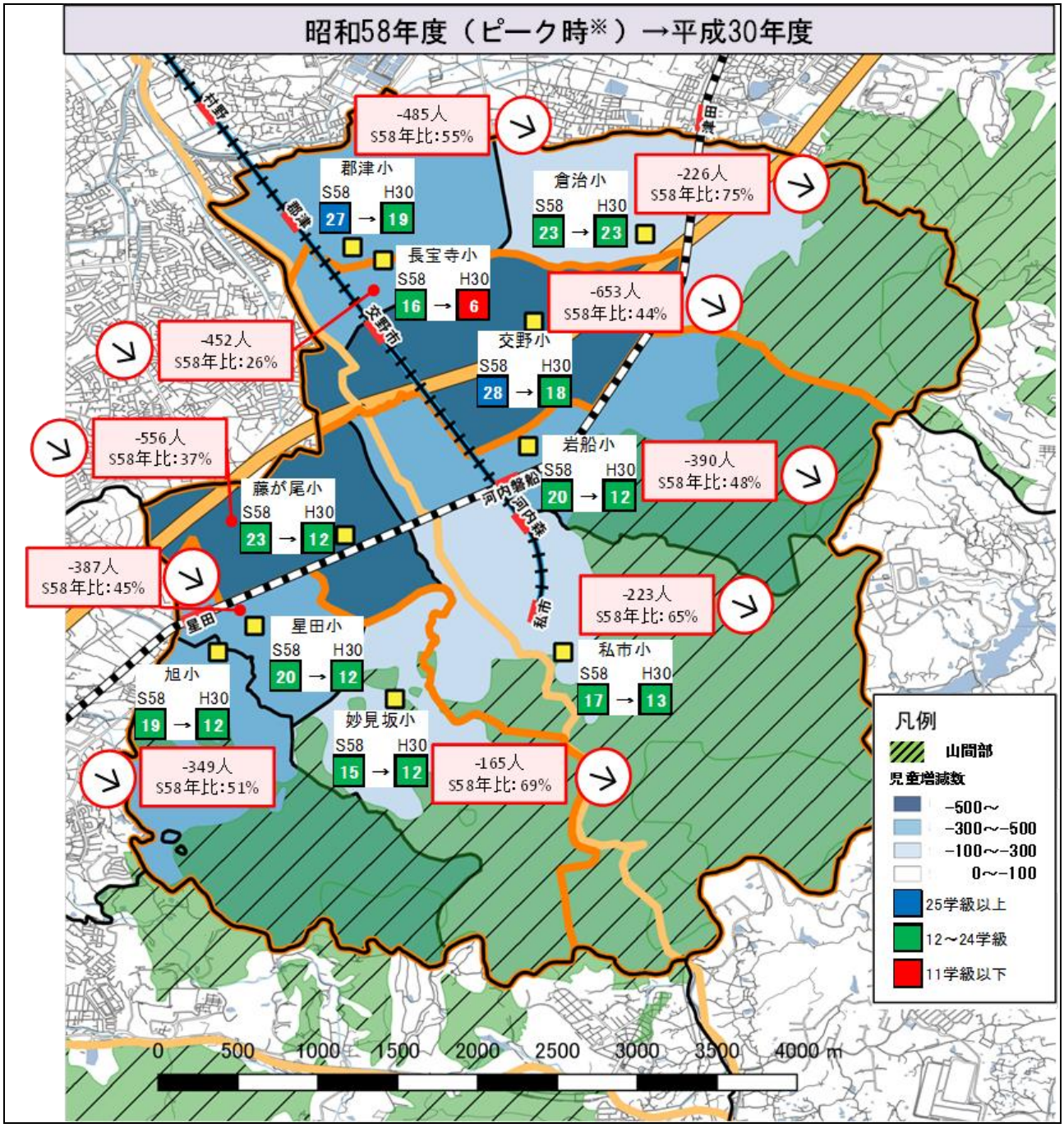

※小中学校全体の学級数のピークは昭和 58 年度。

資料１８　小学校の児童数・学級数の面的変化（平成３０年度～平成５７年度）

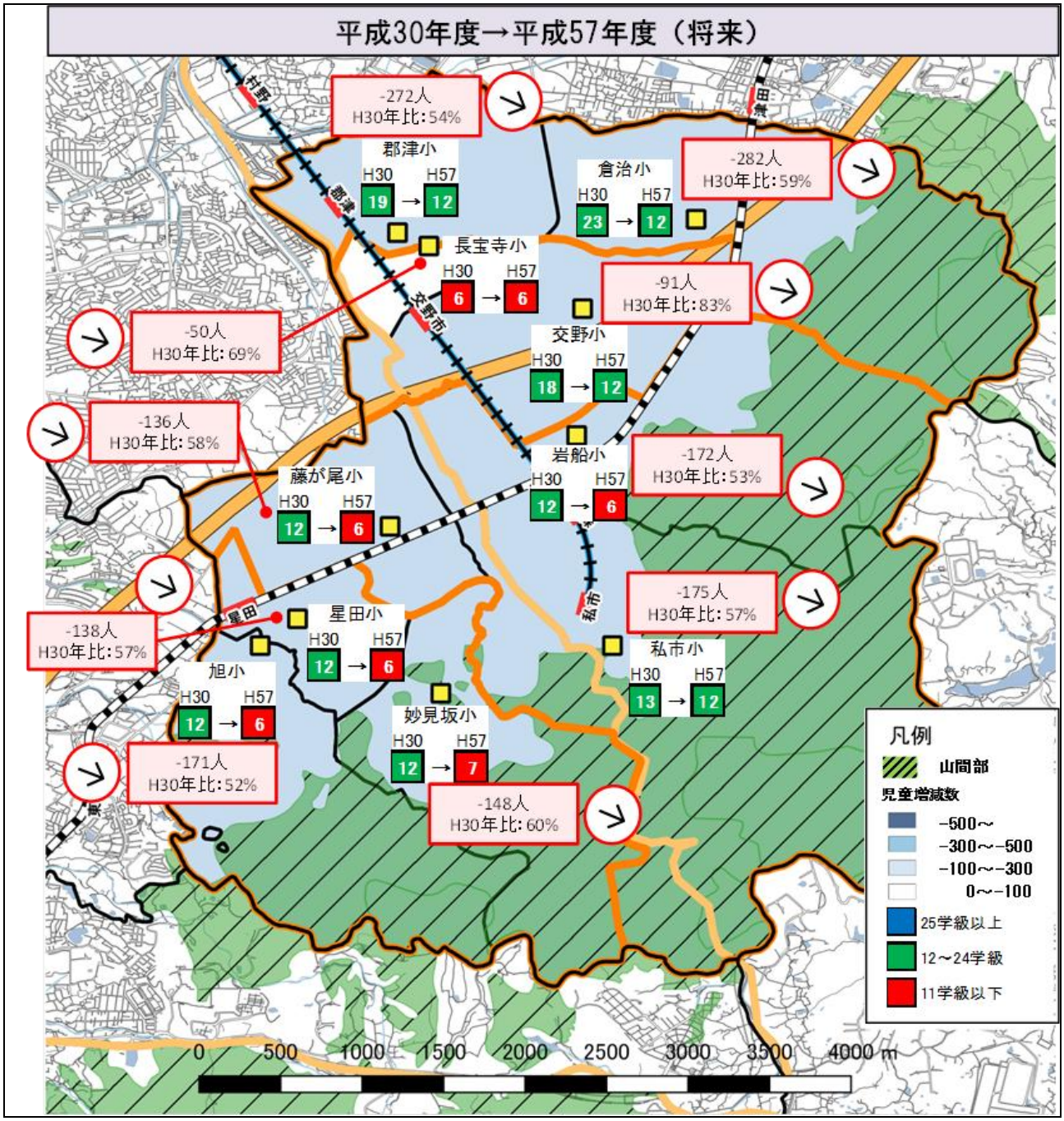

※児童数・学級数の将来変化については、大規模な住宅開発等は加味していない。

資料１９　中学校の生徒数・学級数の面的変化（昭和５８年度～平成３０年度）

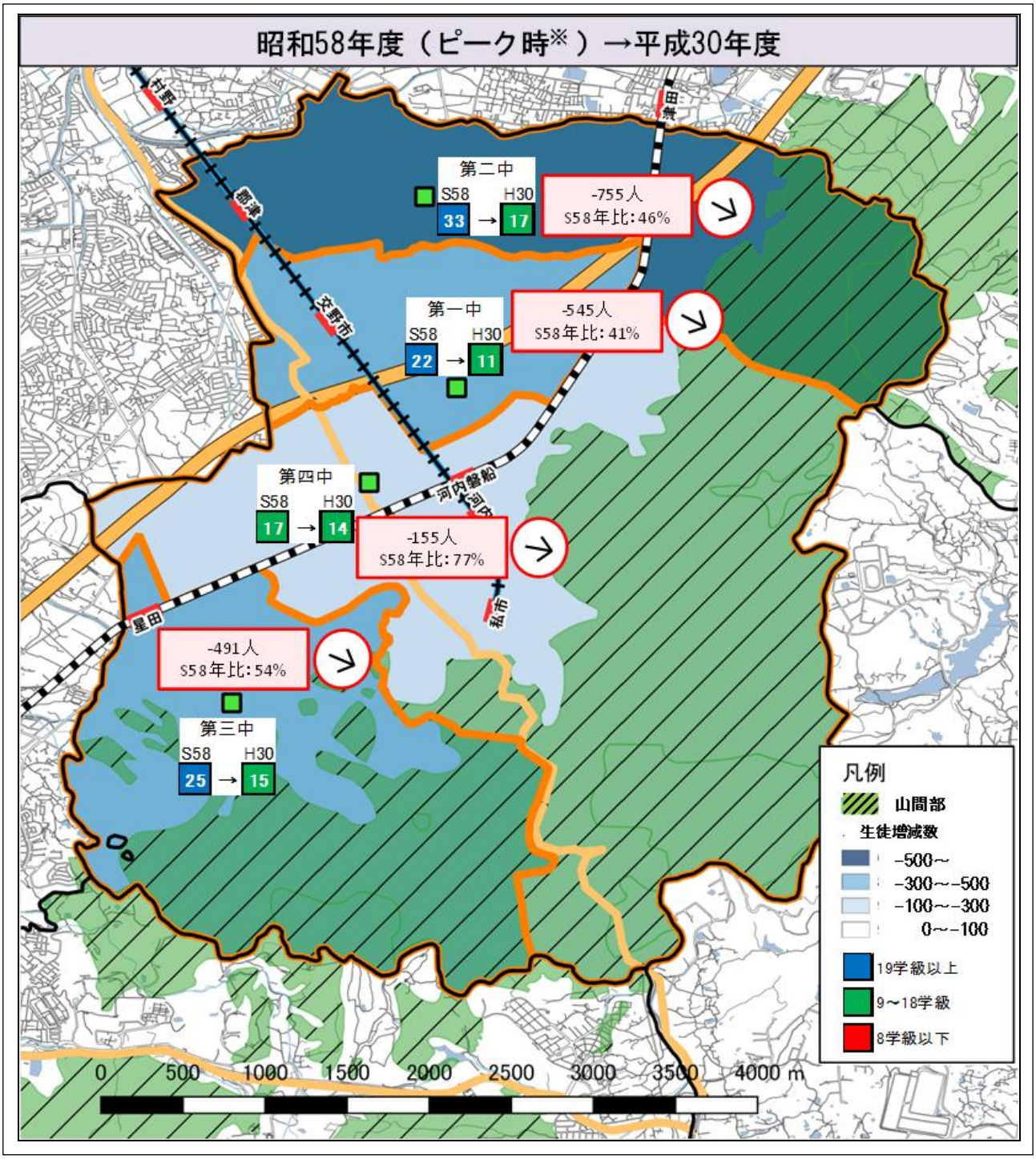

※小中学校全体の学級数のピークは昭和 58 年度。

資料２０　中学校の生徒数・学級数の面的変化（平成３０年度～平成５７年度）

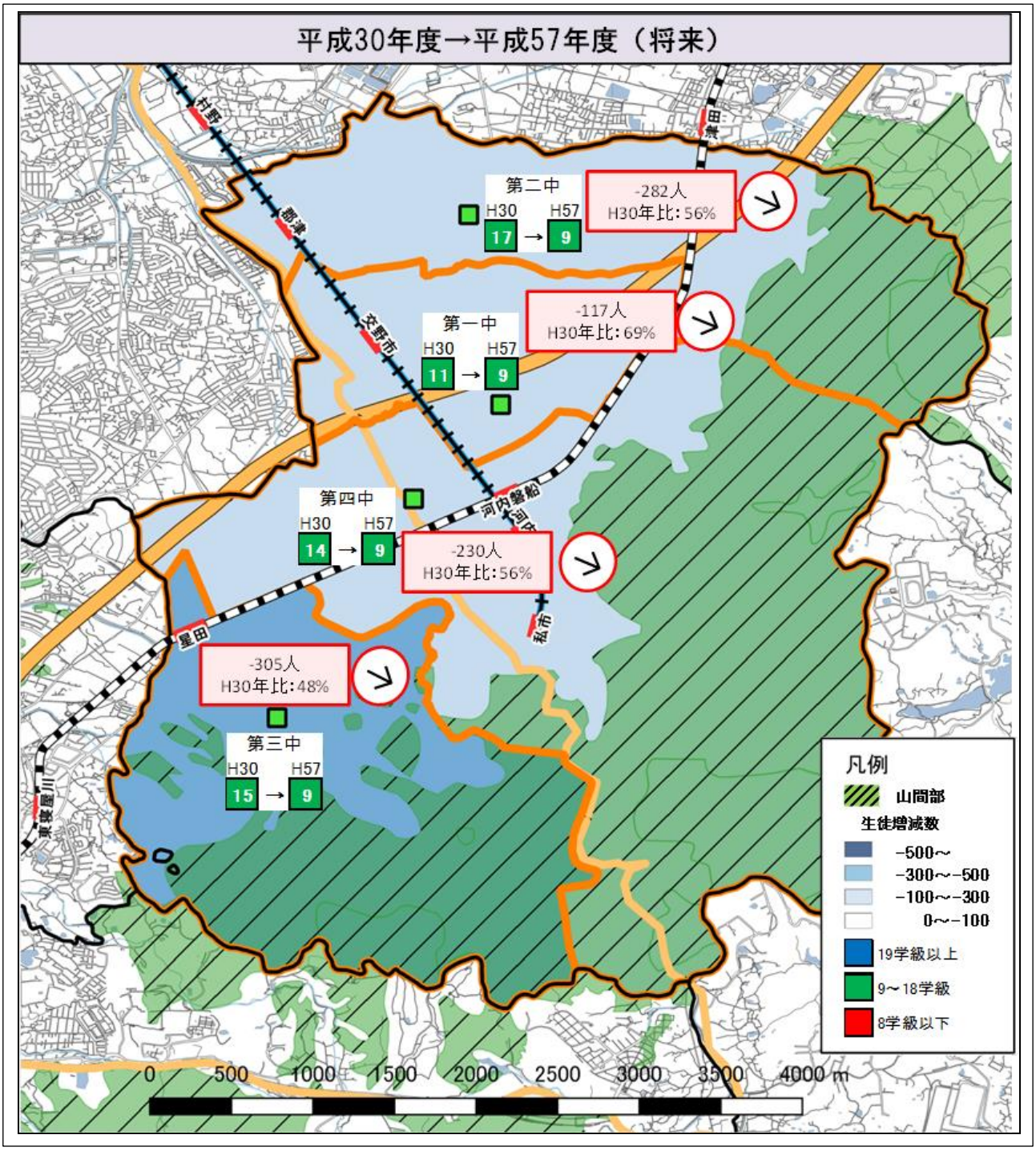

※生徒数・学級数の将来変化については、大規模な住宅開発等は加味していない。

資料２１　今後の住宅開発の動向（平成２９年３月）

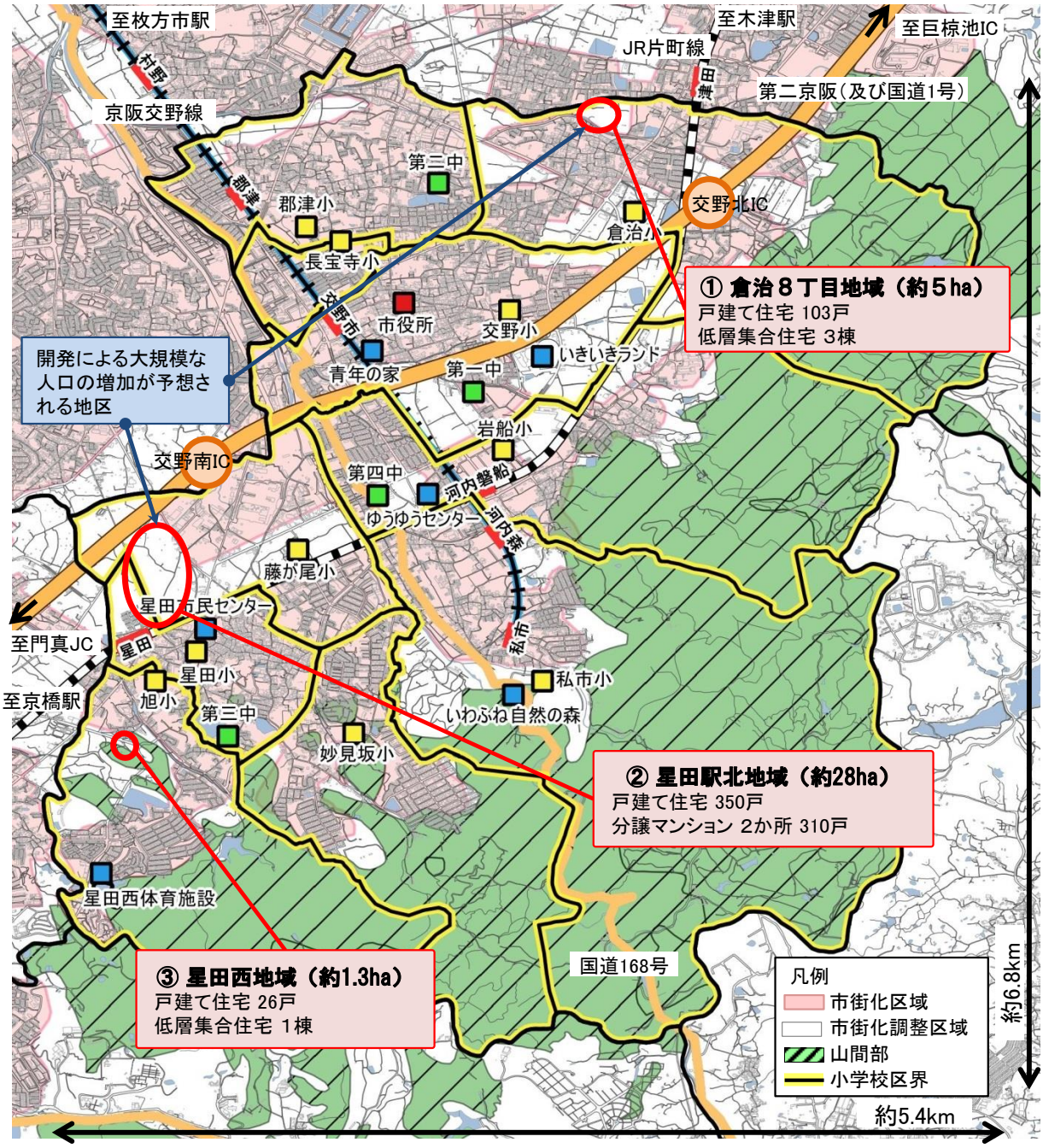

資料２２　適正な学校規模について

	小　規　模	適　正　規　模
小学校	11 学級以下	12 学級以上 24 学級以下 （1 学年あたり２～４学級）
中学校	８学級以下	９学級以上 18 学級以下 （19 学級以上 24 学級以下も許容範囲とする）

資料２３　小中一貫教育における校舎の設置状況の分類

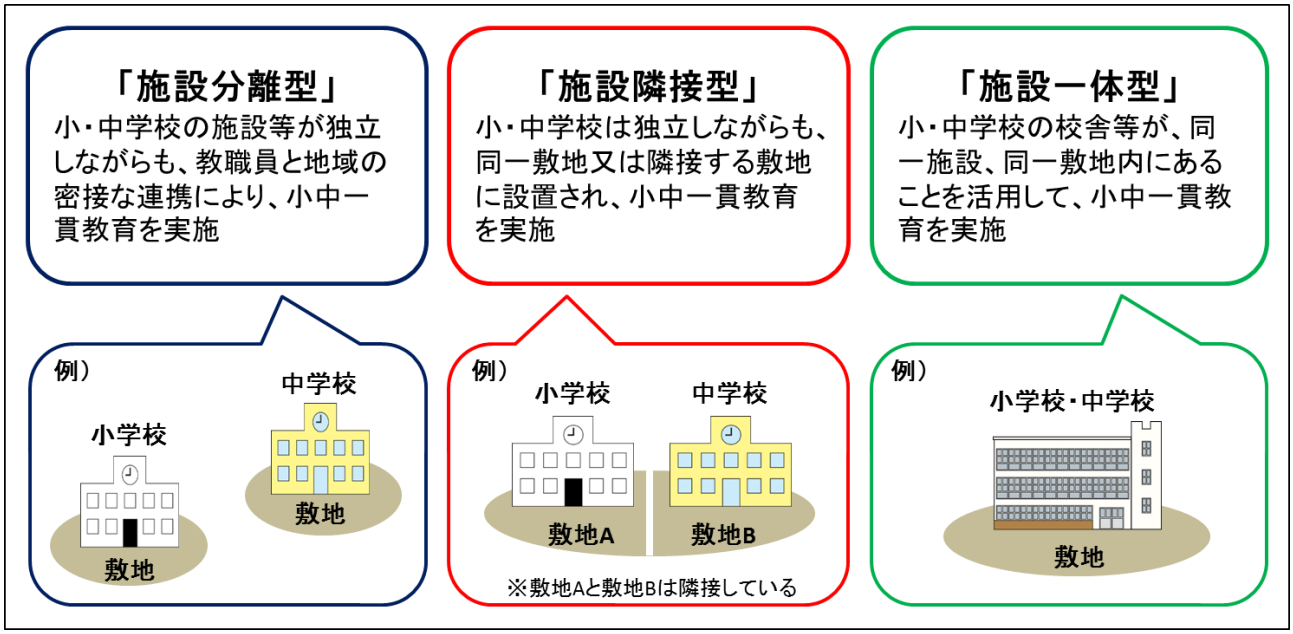

資料２４　小中一貫教育の成果・課題と施設形態

全都道府県、全市町村、小中一貫教育を実施している全国の国公立小・中学校を対象にした、文部科学省初等中等教育局実施の調査結果を基に、小中一貫教育の成果・課題と施設形態の関係性についてまとめた

●小中一貫教育の成果と施設形態

	項目	施設一体型		施設隣接型		施設分離型	
		大きな成果あり	成果あり	大きな成果あり	成果あり	大きな成果あり	成果あり
		合計		合計		合計	
成果	授業が理解できると答えた児童生徒が増えた	8	72	3	61	3	49
		80		64		52	
	児童生徒の学校生活への満足度が高まった	16	65	12	58	6	60
		81		69		66	
	いわゆる「中一ギャップ」が緩和された	40	55	34	56	18	69
		95		90		88	
	いじめの問題等が減少した	11	67	5	54	5	49
		78		59		54	
	不登校が減少した	18	52	8	42	6	45
		70		50		51	
	上級生が下級生の手本となろうとする意識が高まった	41	55	27	63	12	59
		95		90		71	
	小・中学校の教職員間で互いの良さを取り入れる意識が高まった	32	61	27	58	17	72
		94		85		89	
	小・中学校の指導内容の系統性について教職員の理解が深まった	24	66	22	59	8	67
		91		81		76	
	保護者の学校への満足度が高まった	9	71	5	59	3	45
		80		64		48	
	保護者との協働関係が強化された	14	61	10	58	4	44
		76		68		47	
	地域との協働関係が強化された	19	64	17	56	7	52
		83		73		58	

「成果あり」との回答割合が多い順　：■ ＞ ■ ＞ ■

●小中一貫教育の課題と施設形態

	項目	施設一体型		施設隣接型		施設分離型	
		大きな課題あり	課題あり	大きな課題あり	課題あり	大きな課題あり	課題あり
		合計		合計		合計	
課題	児童生徒の人間関係が固定化しないような配慮	5	49	10	37	3	30
		53		47		33	
	中学校における生徒指導上の問題の小学生への影響	1	16	0	19	2	27
		17		19		29	
	小学生高学年のリーダー性・主体性の育成	4	47	2	25	3	33
		51		27		36	
	小中教職員間での打ち合わせ時間の確保	15	55	31	51	28	56
		70		81		84	
	児童生徒間の交流を図る際の移動手段・移動時間の確保	2	5	10	14	22	45
		7		24		67	
	成果・課題の可視化と関係者間での共有	3	43	2	63	9	59
		46		64		68	
	教職員の負担感・多忙感の解消	13	64	25	66	5	51
		77		92		57	
	教職員間での負担の不均衡	3	53	10	61	14	54
		56		71		68	
	小中が接続する学年又は区切り以外を担当する教職員の意識向上	1	24	3	41	5	37
		25		44		42	

「課題あり」との回答割合が多い順　：■ ＞ ■ ＞ ■

参照：「小中一貫教育等についての実態調査の結果」（平成 26 年度）文部科学省初等中等教育局

資料２５　第一中学校区の児童生徒数・学級数の将来推計

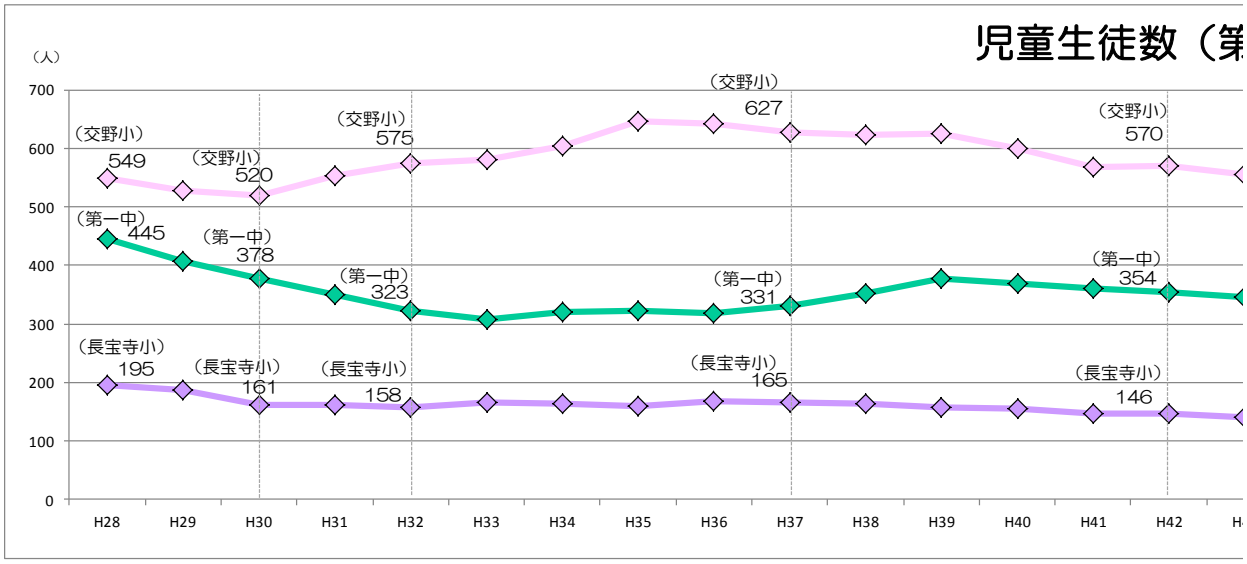

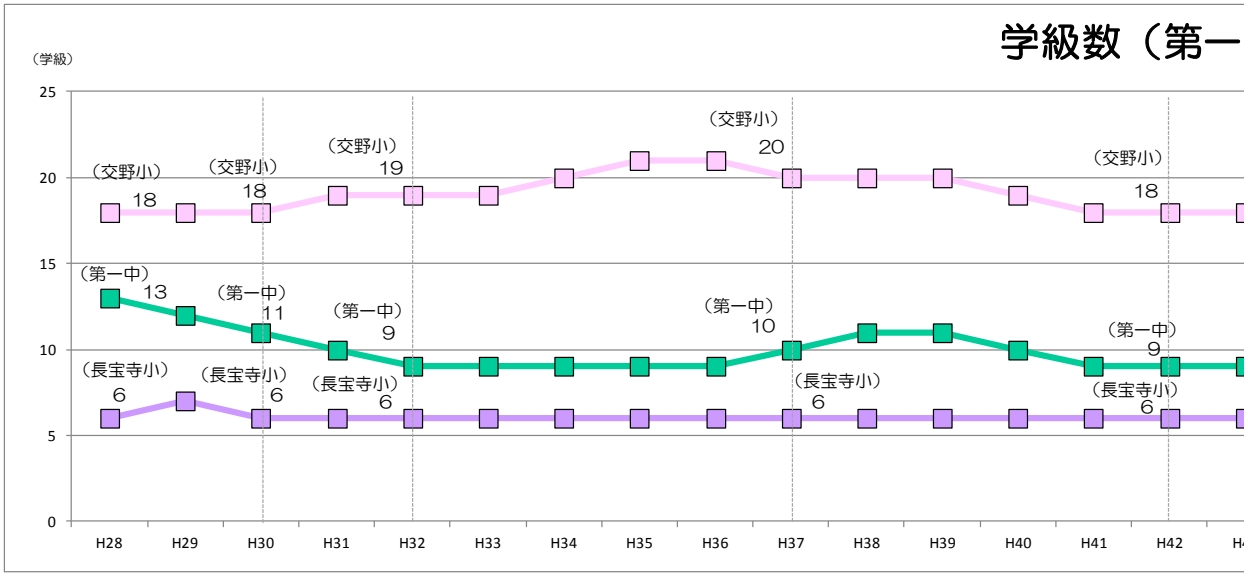

	年度	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41
第一中学校	生徒数	445	406	378	350	323	308	320	322	319	331	353	377	369	361
	学級数	13	12	11	10	9	9	9	9	9	10	11	11	10	9
交野小学校	児童数	549	527	520	553	575	580	603	647	642	627	623	626	599	567
	学級数	18	18	18	19	19	19	20	21	21	20	20	20	19	18
長宝寺小学校	児童数	195	187	161	161	158	165	163	160	167	165	163	158	155	147
	学級数	6	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6

※H28～H30については、各年5月1日の実数

※児童生徒数には、支援学級児童生徒数含む。

※学級数には支援学級数を含まない。

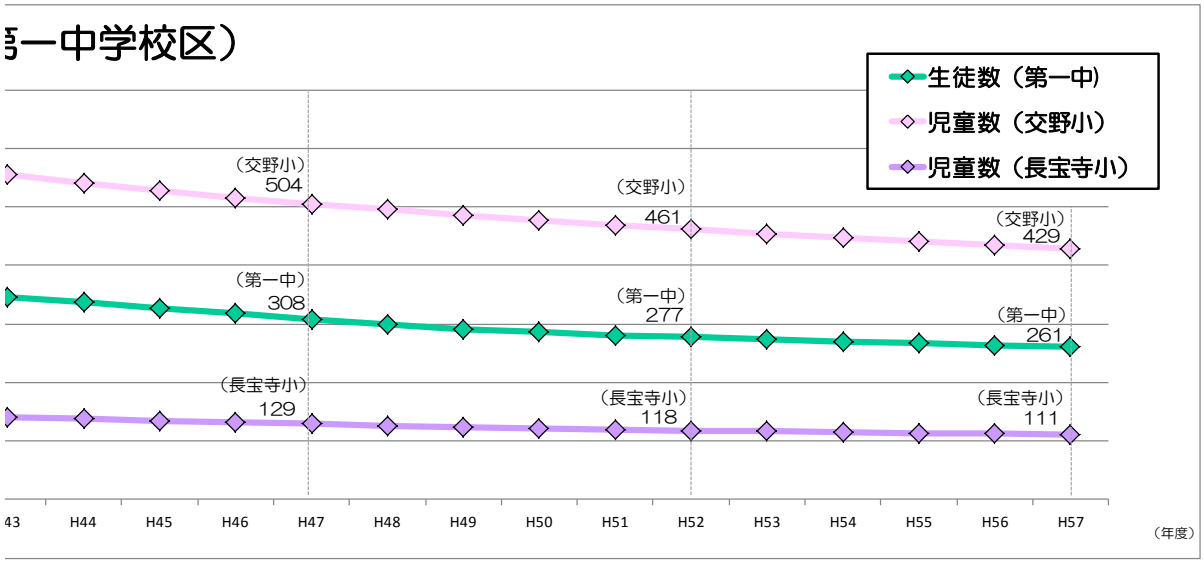

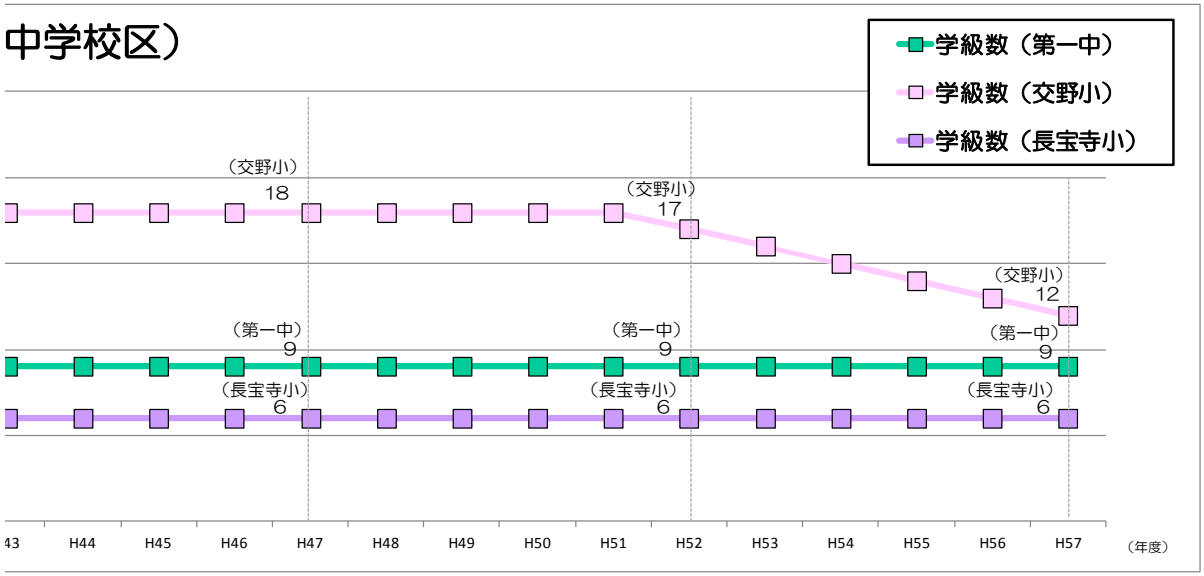

H42	H43	H44	H45	H46	H47	H48	H49	H50	H51	H52	H53	H54	H55	H56	H57
354	346	337	327	318	308	299	291	286	281	277	273	270	267	264	261
9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
570	555	541	527	515	504	495	485	476	468	461	454	447	441	435	429
18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	17	16	15	14	13	12
146	141	138	135	132	129	126	124	122	120	118	117	116	114	112	111
6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6

学校規模適正化基本方針（望ましい学校規模について）

	小規模	適正規模
小学校	11学級以下	12学級以上24学級以下 （1学年あたり2～4学級）
中学校	8学級以下	9学級以上18学級以下 （19学級以上24学級以下も許容範囲とする）

資料２６　第一中学校区の学校施設の諸元

		第一中学校	
		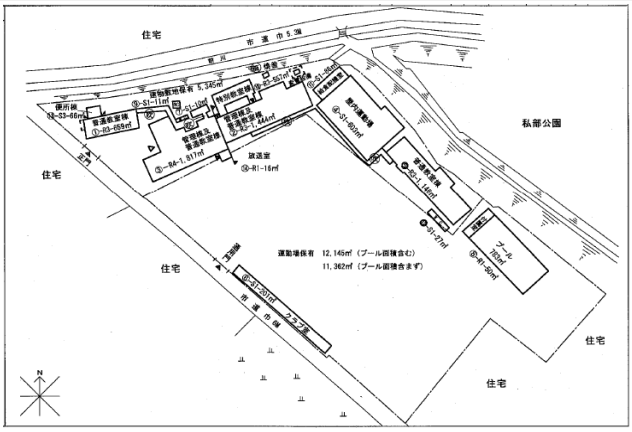	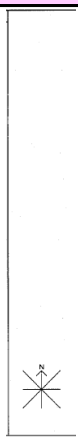
敷地面積		17,490㎡	22,9
運動場面積		12,145㎡	
延床面積		7,051㎡	
建築年度	校舎※1	1959（S34）年　（建築後59年）	
	体育館	1960（S35）年　（建築後58年）	
長寿命化判定	校舎	○	
	体育館	不明	
長寿命化した場合の残存年数	校舎	21年　（建替時期：平成51年）	
	体育館	―	
健全度評価※2	校舎	69	
	体育館	100	

※1　校舎の建築年度は棟別に異なるため、延床面積1,000㎡以上の棟のうち、もっとも古い棟の建築年度を記載している。

※2　健全度評価は、各棟で②の部位ごとに、①の種別で評価し、③の式で健全度を評価。

※3　校舎の健全度評価は、下の式にて算出。

$$\frac{\{面積_{(棟1)} \times 健全度_{(棟1)} + \cdots + 面積_{(棟n)} \times 健全度_{(棟n)}\}}{面積_{(棟1+\cdots+棟n)}} = 校舎の健全度$$

H30.3時点

交野小学校	長宝寺小学校
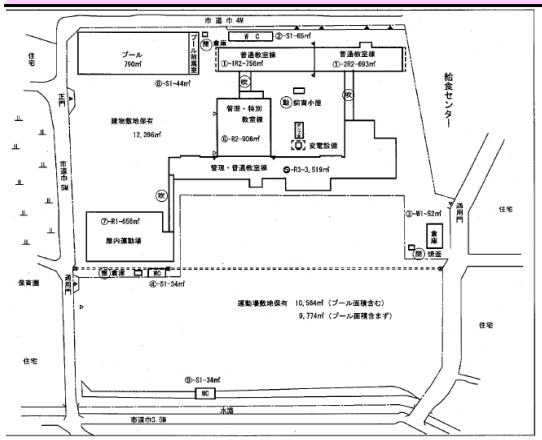	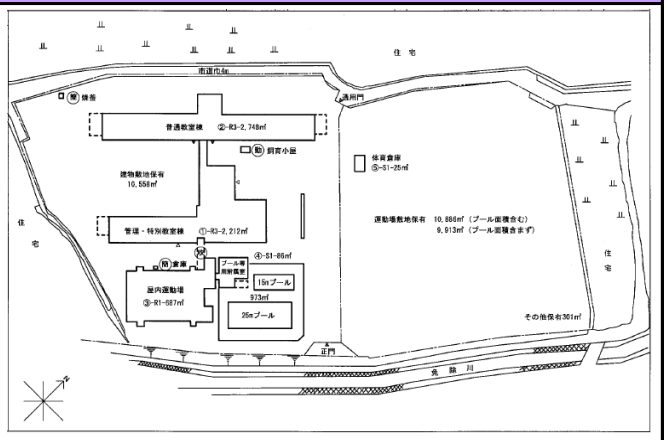
60㎡（隣地に第一・二給食センター跡地1,987㎡あり）	21,745㎡
10,564㎡	10,886㎡
6,968㎡	5,830㎡
1963（S38）年 （建築後55年）	1974（S49）年 （建築後44年）
1981（S56）年 （建築後37年）	1975（S50）年 （建築後43年）
○	○
○	×
25年 （建替時期：平成55年）	36年 （建替時期：平成66年）
43年 （建替時期：平成73年）	—
58	80
51	51

①部位の健全度

評価	健全度
A	100
B	75
C	40
D	10

②部位のコスト配分

部位	コスト配分
1 屋根・屋上	7.2
2 外壁	14.9
3 内部仕上げ	22.4
4 電気設備	8.0
5 給排水設備	6.0
6 空調設備	1.0
7 昇降機その他	0.5
計	60.0

③健全度

$$\frac{\text{総和（部位の健全度×部位のコスト配分）}}{\text{評価対象部位がオールAの点数}}$$

※100点満点にするためにコスト配分の合計値で割っている。

※健全度は、数値が大きいほど健全、数値が小さいほど劣化が進んでいることを示す。

A：概ね良好

B：安全上、機能上、問題なし

C：安全上、機能上、劣化の兆しがみられる

D：劣化の程度が大きく、安全上、機能上、問題があり、早急に対応する必要がある

資料２７　第一中学校区の校区・地区・通学距離

（１）第一中学校区の地区図・小学校区図

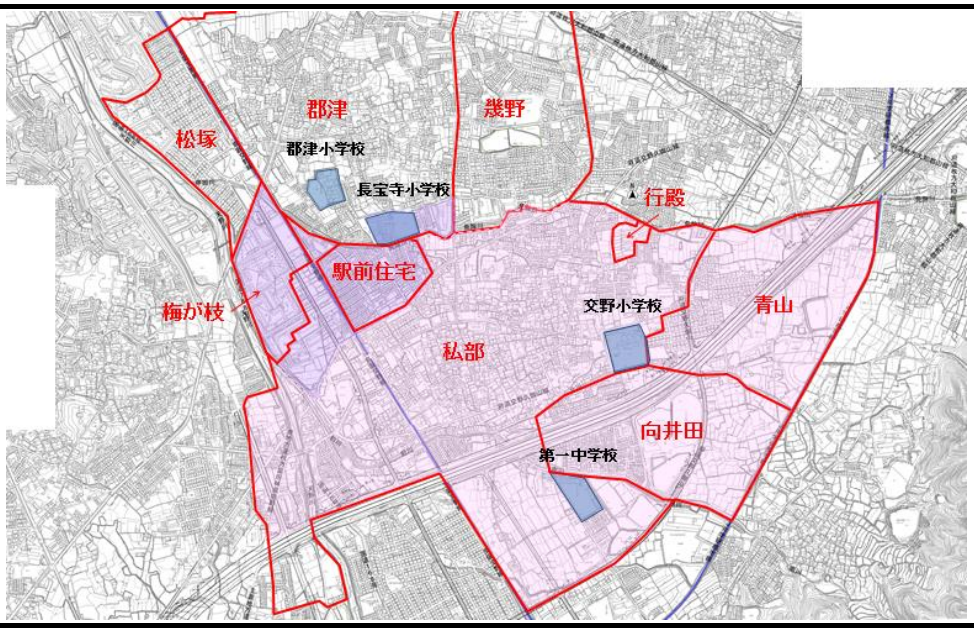

（３）交野小学校への通学距離

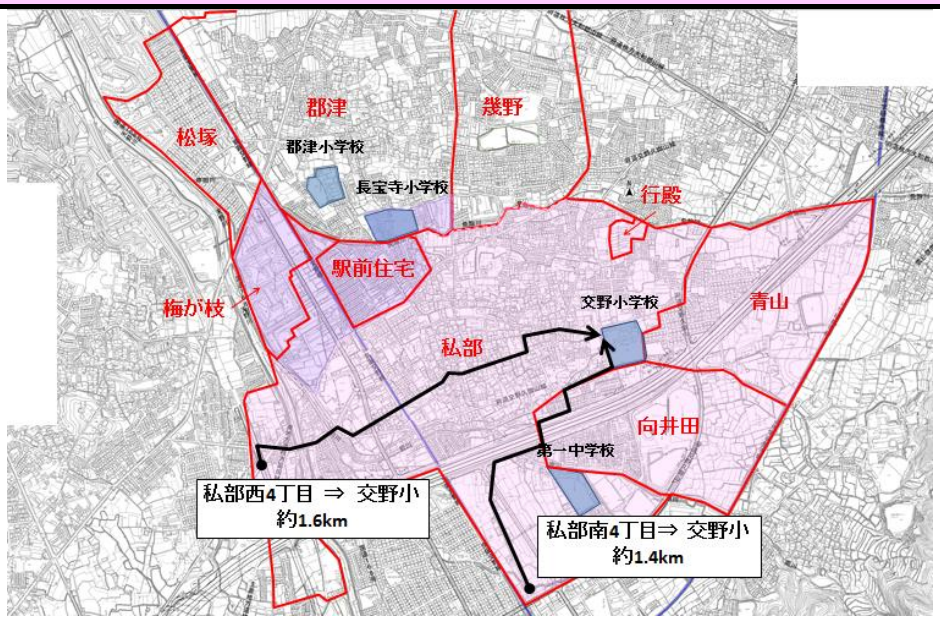

【地域の課題】

私部地区・・・私部西の一部が藤が尾小学校区（第四中学校区）であるなど、
私部地区は3小学校区、２中学校区にまたがっている。
郡津地区・・・大部分は郡津小学校区であるが、一部長宝寺小学校区である。

H30.3時点

（２）第一中学校への通学距離

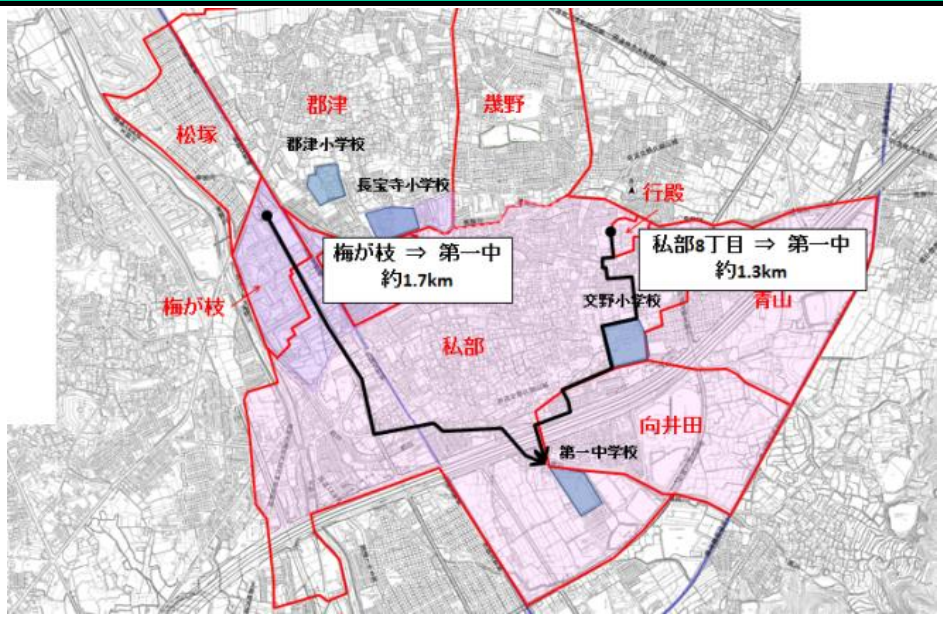

（４）長宝寺小学校への通学距離

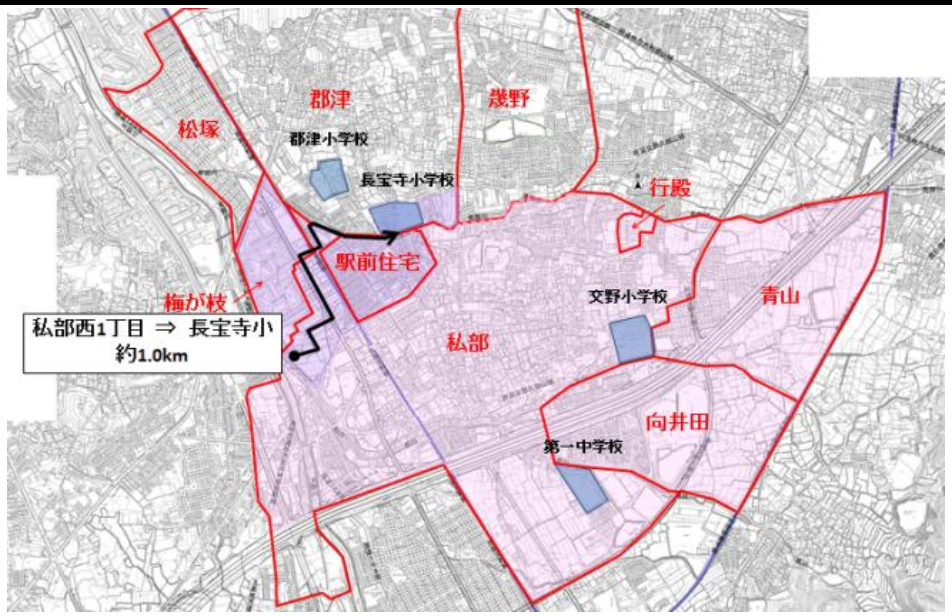

学校規模適正化基本方針（望ましい通学距離について）

小学校	2km以内を基本とし、3km以内を許容範囲
中学校	3km以内を基本とし、4km以内を許容範囲

資料２８　第一中学校区の適正配置案（一覧表）（１）

（1）第一中学校区を基本とした適正配置案

案名称	現状の課題	学校の適正配置までの動き	統合後の学校の位置	~~（新）小学校の中学校区~~	メリット	デメリット
校区変更案(1)	① 長宝寺小学校の小規模化 ② 学校施設の老朽化 （特に第一中学校、交野小学校） ※②については、学校の適正配置を検討する際に、校区変更や学校統合などの時期の検討に関わりがある。 施設の改修については、管理計画で検討する。	**私部西（現、交野小学校区の地域）を、長宝寺小学校区へ校区変更**	―	―	・短期～中期的に、長宝寺小学校は適正規模を維持する見込みである。 ・校区変更対象地域の通学距離は大きく変化しない。	・長期的には、長宝寺小学校は再度小規模化するおそれがある。 ・交野小学校の児童数・学級数が減少する。
校区変更案(4)		長宝寺小学校の周辺（現、交野小学校区の地域）の一部を、長宝寺小学校区へ校区変更 **【例】私部西（現、交野小学校区の地域）、私部3丁目、私部6丁目を、長宝寺小学校へ校区変更**	―	―	・交野小学校、長宝寺小学校ともに、長期的に適正規模を維持する見込みである。 ・校区変更対象地域の通学距離は大きく変化しない。	・地区等の境や地形地物での校区変更となっていないため、地域コミュニティに大きな影響を与えるおそれがある。 ・交野小学校の児童数・学級数が減少する。
学校統合案(1)		**交野小学校・長宝寺小学校を統合**	交野小学校敷地	―	・（新）小学校では、平成57年度まで、適正規模を維持する見込みである。（課題①が解消される。） ・旧給食センター跡地を活用すると、大きな敷地面積を確保できる。 ・（学校統合案2と比較して）小中学校間の距離が近いので、小中一貫教育を行う上で、教職員や児童生徒の移動がしやすい。	・通学距離が延びる地域がある。（最長約1.9km）
学校統合案(2)			長宝寺小学校敷地	―	・（新）小学校では、平成57年度まで、適正規模を維持する見込みである。（課題①が解消される。）	・通学距離が2kmを超える地域がある。（最長約2.4km） ・（学校統合案1と比較して）小中学校間の距離が遠いので、小中一貫教育を行う上で、教職員や児童生徒の移動がしにくい。 ・敷地が第一中学校区の端にあり、地域の拠点となりにくい。
小中学校統合案（1）		**交野小学校・長宝寺小学校・第一中学校を統合**	第一中学校敷地	―	・（新）小中学校では、平成57年度まで、適正規模を維持する見込みである。（課題①が解消される。） ・小中一貫教育の成果を認識しやすい。 ・近くにある私部公園や総合体育施設を活用できる可能性がある。	・通学距離が延びる地域がある。（最長約1.7km） ・敷地面積が比較的小さい。（17,490㎡）
小中学校統合案（2）			交野小学校敷地	―	・（新）小中学校では、平成57年度まで、適正規模を維持する見込みである。（課題①が解消される。） ・小中一貫教育の成果を認識しやすい。 ・近くにある私部公園や総合体育施設を活用できる可能性がある。 ・旧給食センター跡地を活用すると、大きな敷地面積を確保できる。	・通学距離が延びる地域がある。（最長約1.9km）
小中学校統合案（3）			長宝寺小学校敷地	―	・（新）小中学校では、平成57年度まで、適正規模を維持する見込みである。（課題①が解消される。） ・小中一貫教育の成果を認識しやすい。	・通学距離が2kmを超える地域がある。（最長約2.4km） ・敷地が第一中学校区の端にあり、地域の拠点となりにくい。

第一中学校区の適正配置案（一覧表）（２）

（2）中学校区をまたいだ適正配置案

案名称	現状の課題	学校の適正配置までの動き	統合後の学校の位置	（新）小学校の中学校区	メリット	デメリット
校区変更案(2)	① 長宝寺小学校の小規模化 ② 学校施設の老朽化 （特に第一中学校、交野小学校） ※②については、学校の適正配置を検討する際に、校区変更や学校統合などの時期の検討に関わりがある。 施設の改修については、管理計画で検討する。	**松塚地区（現、郡津小学校区）を、長宝寺小学校区へ校区変更**	―	―		・長宝寺小学校の小規模状態の解消にはつながらない見込み。 ・中学校区をまたぐ校区変更である。（地域コミュニティへの影響が大きい。）
校区変更案(3)		**長宝寺小学校の周辺（現、郡津小学校区の地域）の一部を、長宝寺小学校区へ校区変更**	―	―	・校区の引き方次第で長宝寺小学校を適正規模とすることは可能である。	・学校間の距離が近接しているため、校区変更可能な地域が限られる。（郡津1丁目の一部、郡津4丁目の一部、幾野1丁目の一部等） ・中学校区をまたぐ校区変更である。（地域コミュニティへの影響が大きい。）
学校統合案(3)		**長宝寺小学校（第一中学校区）・郡津小学校（第二中学校区）を統合**	長宝寺小学校敷地 または 郡津小学校敷地	第一中学校区	・（新）小学校では、平成57年度まで、適正規模を維持する見込みである。（課題①が解消される。） ・統合対象校が近接しているため、小学生の通学に大きな影響が出ない。	・中学校区をまたぐ小学校統合である。（地域コミュニティへの影響が大きい。） **【第一中学校区の課題】** ・通学距離が2kmを超える地域がある。（小学生：ほぼ変化なし）（中学生：最長約2.6km） ・第一中学校との距離が遠いため、小中一貫教育を行う上で、教職員や児童生徒の移動がしにくい。 **【第二中学校区の課題】** ・第二中学校施設の位置する幾野地区は第二中学校区とする必要があるが、幾野地区を倉治小学校区とした場合、倉治小学校が適正規模を上回る見込みである。
学校統合案(4)			長宝寺小学校敷地 または 郡津小学校敷地	第二中学校区	・（新）小学校では、平成57年度まで、適正規模を維持する見込みである。（課題①が解消される。） ・統合対象校が近接しているため、小学生の通学に大きな影響が出ない。	・中学校区をまたぐ小学校統合である。（地域コミュニティへの影響が大きい。） **【第一中学校区の課題】** ・第一中学校の小規模化が進む。（第一中学校区は、第一中学校と交野小学校の1小1中となる。） ⇒倉治小学校区・岩船小学校区からの校区変更は難しく、小規模状態の解消が難しい。

※図表中「―」の記載は該当なしの意味

資料２９　第一中学校区の適正配置案（配置図）

校区変更案(1)

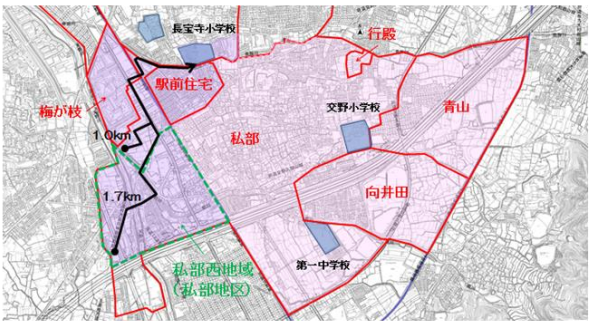

校区変更案(2)

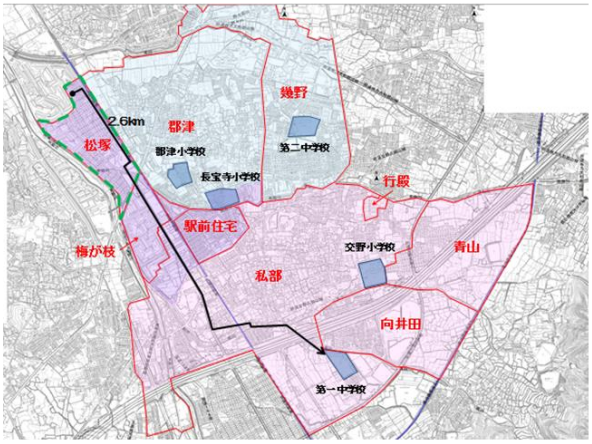

【校区変更案(1)の概要】

・交野小学校区の私部西地域(配置図上、緑破線内の地域)を、長宝寺小学校区へ校区変更

【校区変更案(2)の概要】

・郡津小学校区の松塚地区(配置図上、緑破線内の地域)を、長宝寺小学校区へ校区変更

校区変更案(3)

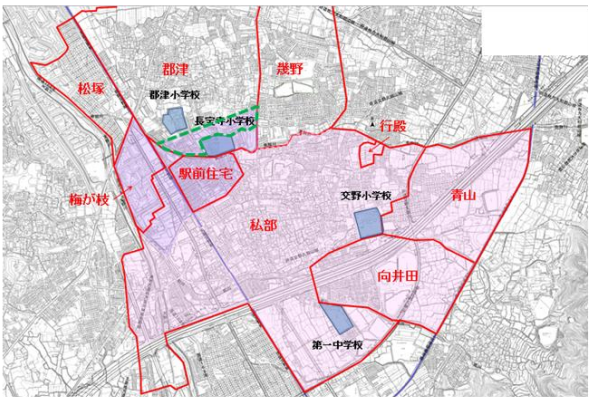

校区変更案(4)

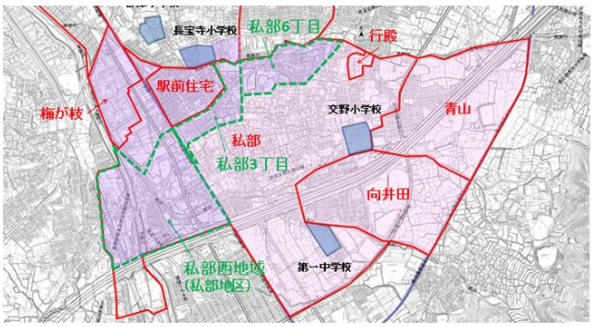

【校区変更案(3)の概要】

・郡津小学校区のうち長宝寺小学校周辺部分を、長宝寺小学校区へ校区変更

【校区変更案(4)の概要】

・交野小学校区のうち私部西地域、私部3・6丁目(配置図上、緑破線内の地域)を、長宝寺小学校区へ校区変更

学校統合案(1)

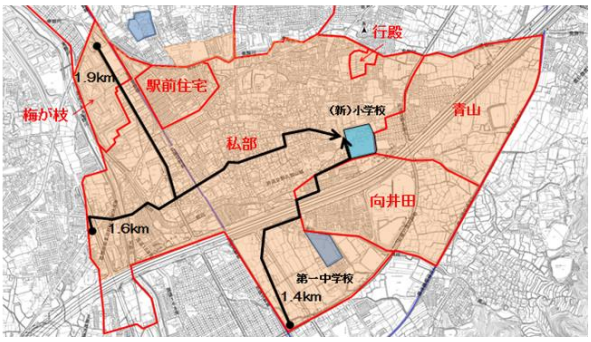

【学校統合案(1)の概要】

・交野小学校・長宝寺小学校を統合し、
交野小学校敷地に新しい小学校を設置

学校統合案(2)

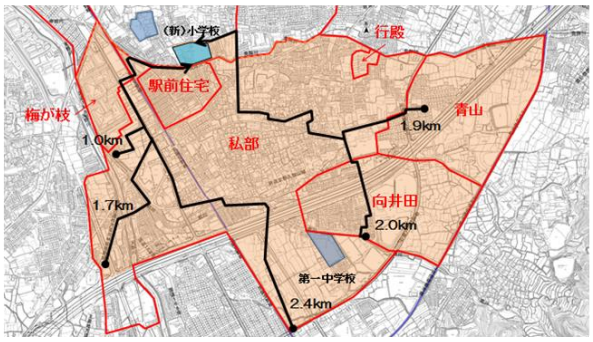

【学校統合案(2)の概要】

・交野小学校・長宝寺小学校を統合し、
長宝寺小学校敷地に新しい小学校を設置

学校統合案(3)

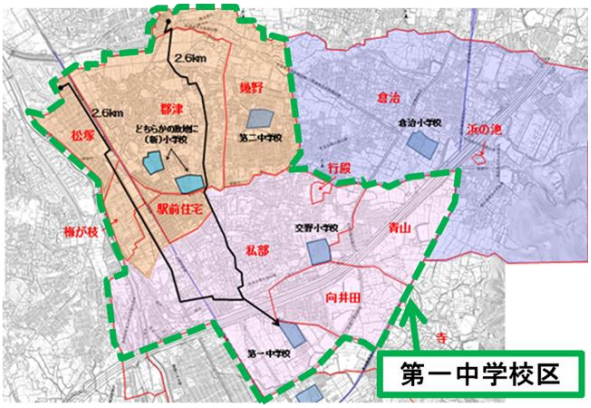

【学校統合案(3)の概要】

・長宝寺小学校・郡津小学校(第二中学校区)
を統合し、統合後の学校を第一中学校区の
小学校とする場合

学校統合案(4)

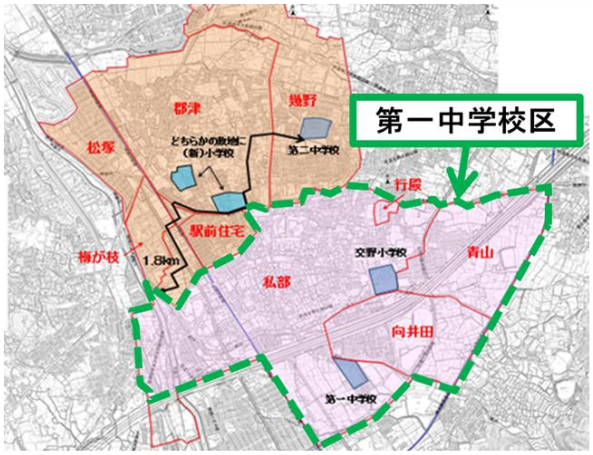

【学校統合案(4)の概要】

・長宝寺小学校・郡津小学校(第二中学校区)
を統合し、統合後の学校を第二中学校区の
小学校とする場合

小中学校統合案（1）

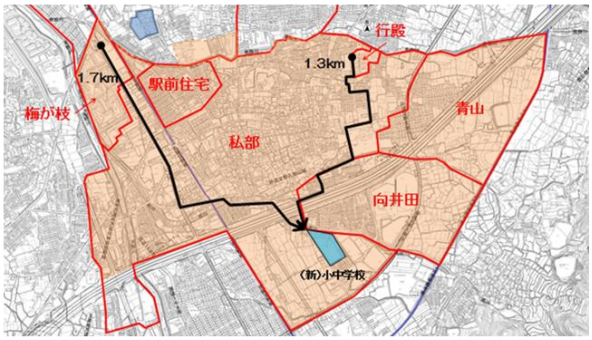

【小中学校統合案（1）の概要】
・交野小学校・長宝寺小学校・第一中学校を統合し、第一中学校敷地に新しい小中学校を設置

小中学校統合案（2）

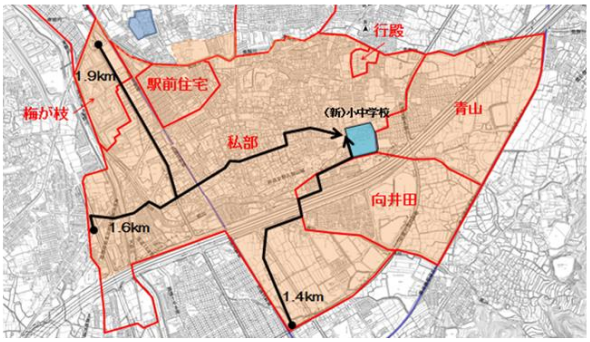

【小中学校統合案（2）の概要】
・交野小学校・長宝寺小学校・第一中学校を統合し、交野小学校敷地に新しい小中学校を設置

小中学校統合案（3）

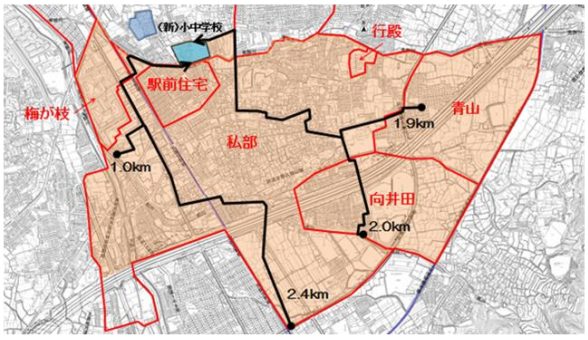

【小中学校統合案（3）の概要】
・交野小学校・長宝寺小学校・第一中学校を統合し、長宝寺小学校敷地に新しい小中学校を設置

資料３０　第一中学校区の学校適正配置案の評価表

【1】共通評価項目・内容

評価項目	評価内容	現状の学校配置	校区変更案(1)	校区変更案(2)	校区変更案(3)	校区変更案(4)
			校区変更内容			
			私部西地域（交小校区）を長小校区へ	松塚地区を長小校区へ	郡津1丁目付近を長小校区へ	私部西地域（交小校区）、私部3・6丁目を長小校区へ
1．適正な学校規模の確保	①各学校の学校規模	×	△	×	△※1	◎
2．良好な教育環境の確保	①小中一貫教育への適応	△	△	△	△	△
3．立地条件等	①通学距離	○	○	○	○	○
4．学校と地域コミュニティの関連	①コミュニティ施設としての機能確保	○	○	○	○	○
配置案　評価点　合計		35	45	35	45	75

※1　将来的に、郡津小学校が小規模化するおそれがある。

【2】学校統合する場合の評価項目・内容

評価項目	評価内容
2．良好な教育環境の確保	②学校の敷地面積※3
3．立地条件等	②学校周辺の施設活用
配置案　評価点　合計	

括弧内の評価点は、※により、評価がかわった後の評価点を記載している。
※2　学校統合案および小中学校統合案の交野小学校の敷地面積は、交野小学校敷地に
※3　学校の敷地面積の評価については、統合した学校の敷地面積に対する評価。
※4　平成43年度以降、児童生徒数の減少により、「○」になる見込み。

【1】共通評価項目・内容の評価基準

評価内容	傾斜配点	◎　：　特に望ましい状態　（20点）	○　：　望ましい状態　（10点）
1-① 各学校の学校規模	×2	将来（平成57年度）にわたって、適正な学校規模を確保できる見込みである。	
2-① 小中一貫教育への適応	×1	小学校と中学校が隣接、または、同一敷地内にあり、教職員や児童生徒の移動がしやすい。	小学校と中学校の距離が1km未満で、比較的教職員や児童生徒の移動がしやすい。
3-① 通学距離	×2		学校規模適正化基本方針で定めた基本となる通学距離（小学生2km以内、中学生3km以内）の範囲内である。
4-① コミュニティ施設としての機能確保	×1	地域拠点として、地域住民の学校活用が現状以上の頻度で可能と見込まれる。	地域拠点として、地域住民の学校活用が現状と同程度の頻度で可能と見込まれる。

【2】学校統合する場合の評価項目・内容の評価基準

評価内容	◎　：　特に望ましい状態　（20点）	○　：　望ましい状態　（10点）
2-② 学校の敷地面積	市立小中学校の1校当たりの、平均敷地面積（20,097㎡）の120%（24,116㎡）以上の面積。	市立小中学校の1校当たりの、平均敷地面積（20,097㎡）の80%（16,078㎡）以上、120%（24,116㎡）未満の面積。
3-② 学校周辺の施設活用	教育環境の向上に資する公共施設等が、すべての学校に隣接している。	教育環境の向上に資する公共施設等が、すべての学校に近接している。

学校統合案(1)	学校統合案(2)	学校統合案(3)	学校統合案(4)	小中学校統合案(1)	小中学校統合案(2)	小中学校統合案(3)
統合校:交小＋長小		統合校:長小＋郡小		統合校:一中＋交小＋長小		
統合後の敷地		統合後の敷地		統合後の敷地		
交小	長小	長小又は郡小（一中校区）	長小又は郡小（二中校区）	一中	交小	長小
◎	◎	△	△	◎	◎	◎
○	△	△	△	◎	◎	◎
○	△	○	○	○	○	△
△	△	△	△	△	△	△
75	60	40	40	85	85	75

学校統合案(1)	学校統合案(2)	学校統合案(3)	学校統合案(4)	小中学校統合案(1)	小中学校統合案(2)	小中学校統合案(3)
統合校:交小＋長小		統合校:長小＋郡小		統合校:一中＋交小＋長小		
統合後の敷地		統合後の敷地		統合後の敷地		
交小※2	長小	長小又は郡小（一中校区）	長小又は郡小（二中校区）	一中	交小※2	長小
◎	○	○	○	×※4	◎	○
○	△	△	△	◎	○	×
30	15	15	15	20（30）	30	10

隣接する(旧)第一・第二給食センターの敷地面積（1,987㎡）を合計した24,947㎡とする。

△ ： 改善可能な課題がある状態 （5点）	× ： 改善困難な課題がある状態 （0点）
将来（平成57年度）、適正規模を確保できない見込みの学校がある。	適正規模でない学校がある。
小学校と中学校の距離が、1km以上2km以内で、比較的教職員や児童生徒の移動がしにくい学校がある。	小学校と中学校の距離が2kmを超え、教職員や児童生徒の移動がしにくい学校がある。
学校規模適正化基本方針で定めた許容範囲内の通学距離（小学生3km以内、中学生4km以内）である。	学校規模適正化基本方針で定めた通学距離の許容範囲を超える通学距離となる地域がある。
地域拠点として、地域住民の学校活用が現状以下の頻度になると見込まれる。	地域拠点として、地域住民の学校活用ができないと見込まれる。

△ ： 改善可能な課題がある状態 （5点）	× ： 改善困難な課題がある状態 （0点）
市立小中学校の1校当たりの、平均敷地面積（20,097㎡）の80％（16,078㎡）未満の面積。	小・中学校設置基準（平成14年文部科学省令）に定める校舎・運動場面積が確保できていない。
教育環境の向上に資する公共施設等が、いずれかの学校に隣接又は近接している。	いずれの学校の周辺にも、教育環境の向上に資する公共施設等がない。

資料３１　「第一中学校区における市立小中学校の適正配置等に関する懇談会」概要

日　　時：平成２９年１２月～平成３０年３月
開催回数：４回　　先進事例施設見学：１回　　第一中学校区学校施設見学：１回
懇談会参加者数：３２人（６班構成）

第一中学校区における学校の配置については、交野小学校・長宝寺小学校・第一中学校を統合して、施設一体型の小中一貫校とする小中学校統合案が望ましいとの意見が、６つの班すべてから出され、設置場所については、交野小学校敷地が望ましいと考える班が５つ、第一中学校敷地が望ましいと考える班が１つとなりました。

施設一体型小中一貫校については、児童生徒や小中学校の教職員が同一敷地にいる方が、小中一貫教育を進める観点からも望ましいのではないか、との意見や、グラウンドやプールを小中学校別々に確保すべきではないか、という意見が多く挙げられました。施設一体型小中一貫校を交野小学校敷地に設置する場合には、「私部公園やいきいきランド等の近隣施設の活用」や、「第一中学校の敷地の活用」といったグラウンド面積の確保を望む意見が多く挙げられました。また、小中学校統合後にも、学校のグラウンドや体育館は防災拠点として残す必要があるのではないか、という防災についての意見も挙げられました。

上記以外には、小学校については小規模ということがメリットであり、現状維持が望ましく、学校規模の適正化がやむを得ない場合には、校区変更で対応すべきである、という意見や、小学校どうしの統合とすべきである、との意見も挙げられました。

出典：第一中学校区における市立小中学校の適正配置等に関する懇談会　報告書　平成３０年３月　交野市教育委員会

資料３２　第二中学校区の児童生徒数・学級数の将来推計

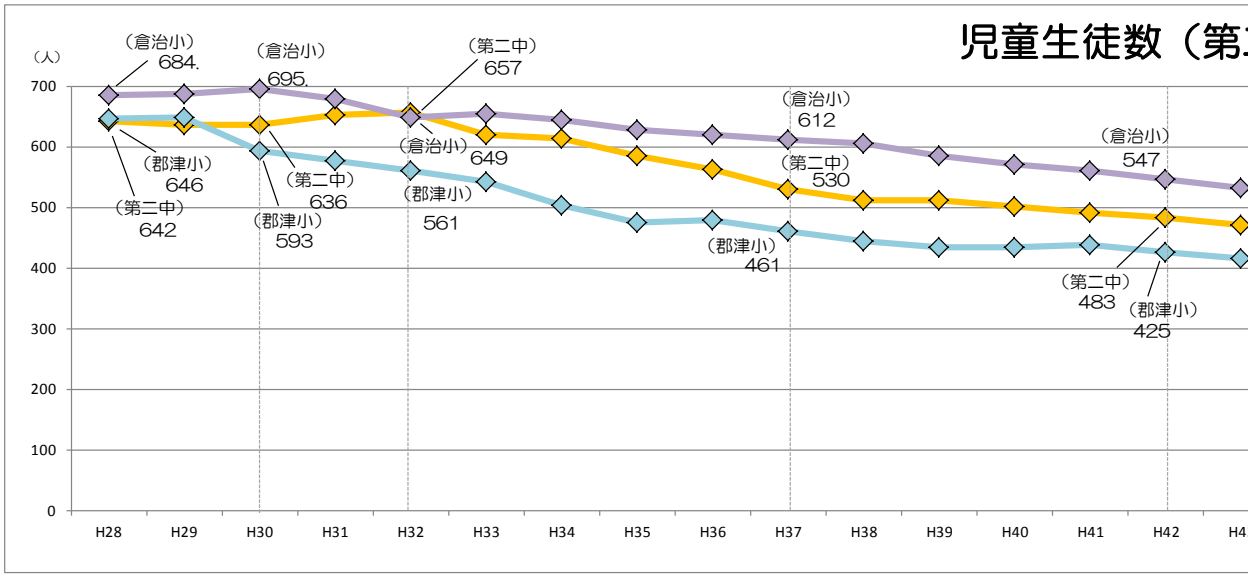

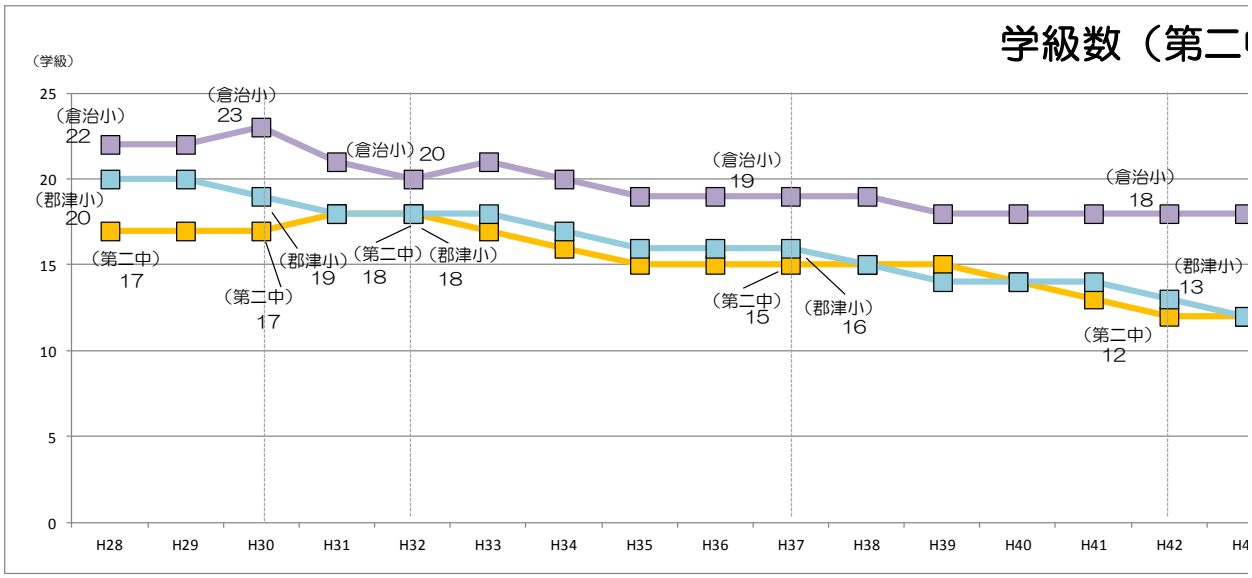

	年度	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41
第二中学校	生徒数	642	636	636	652	657	620	613	586	562	530	511	511	501	492
	学級数	17	17	17	18	18	17	16	15	15	15	15	15	14	13
郡津小学校	児童数	646	649	593	576	561	543	504	475	479	461	445	434	434	438
	学級数	20	20	19	18	18	18	17	16	16	16	15	14	14	14
倉治小学校	児童数	684	688	695	678	649	655	644	627	619	612	606	585	570	561
	学級数	22	22	23	21	20	21	20	19	19	19	19	18	18	18

※H28～H30については、各年5月1日の実数

※児童生徒数には、支援学級児童生徒数含む。

※学級数には支援学級数を含まない。

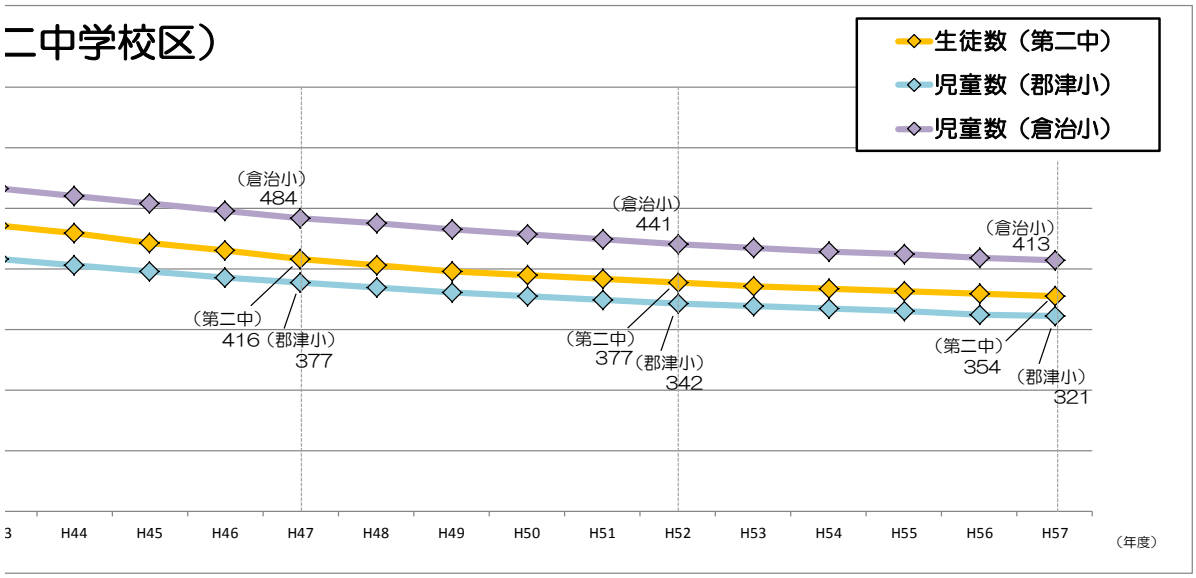

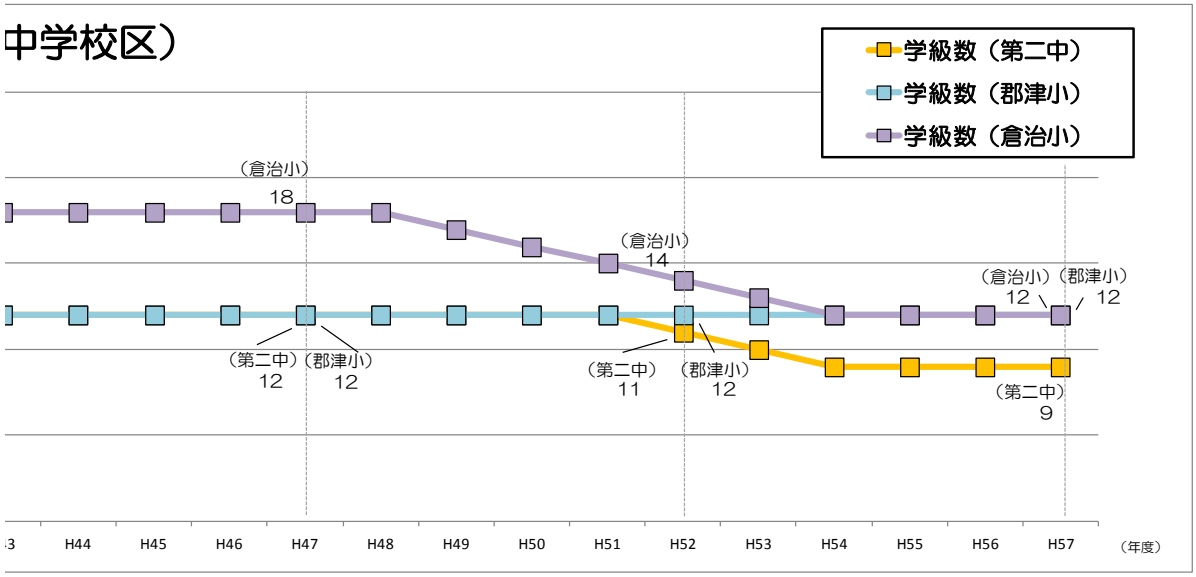

H42	H43	H44	H45	H46	H47	H48	H49	H50	H51	H52	H53	H54	H55	H56	H57
483	471	458	443	430	416	405	396	390	384	377	371	366	362	358	354
12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	11	10	9	9	9	9
425	415	405	395	386	377	369	361	354	348	342	338	334	330	325	321
13	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
547	532	519	507	495	484	474	465	456	448	441	435	429	423	418	413
18	18	18	18	18	18	18	17	16	15	14	13	12	12	12	12

学校規模適正化基本方針（望ましい学校規模について）

	小規模	適正規模
小学校	11学級以下	12学級以上24学級以下 （1学年あたり2～4学級）
中学校	8学級以下	9学級以上18学級以下 （19学級以上24学級以下も許容範囲とする）

資料３３　第二中学校区の学校施設の諸元

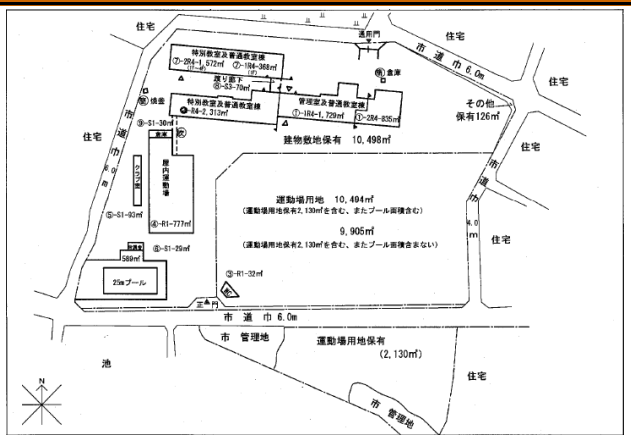

		第二中学校
敷地面積		21,118㎡
運動場面積		10,494㎡
延床面積		8,094㎡
建築年度	校舎※1	1972（S47）年　（建築後46年）
	体育館	1972（S47）年　（建築後46年）
長寿命化判定	校舎	○
	体育館	×
長寿命化した場合の残存年数	校舎	34年　（建替時期：平成64年）
	体育館	―
健全度評価※2	校舎	65
	体育館	80

※1　校舎の建築年度は棟別に異なるため、延床面積1,000㎡以上の棟のうち、もっとも古い棟の建築年度を記載している。

※2　健全度評価は、各棟で②の部位ごとに、①の種別で評価し、③の式で健全度を評価。

※3　校舎の健全度評価は、下の式にて算出。

$$\frac{\{面積_{(棟1)} \times 健全度_{(棟1)} + \cdots + 面積_{(棟n)} \times 健全度_{(棟n)}\}}{面積_{(棟1+\cdots+棟n)}} = 校舎の健全度$$

H30.3時点

郡津小学校	倉治小学校
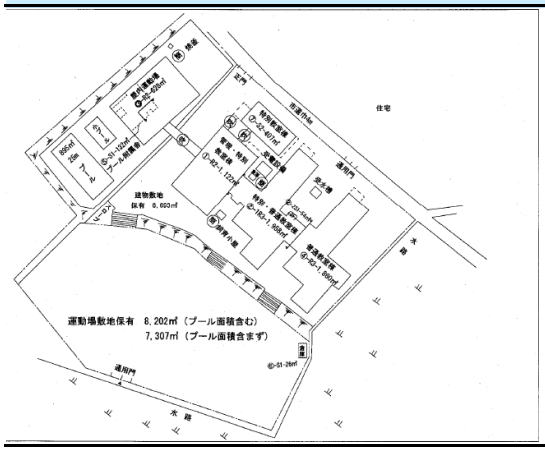	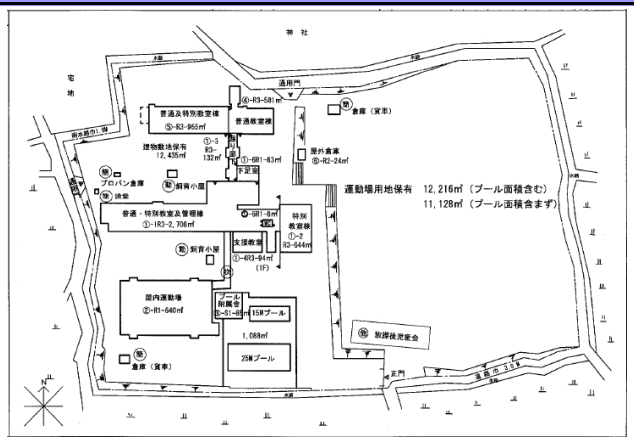
16,895㎡	24,651㎡
8,202㎡	12,216㎡
6,294㎡	6,024㎡
1967(S42)年 (建築後51年)	1974(S49)年 (建築後44年)
1970(S45)年 (建築後48年)	1974(S49)年 (建築後44年)
○	○
○	×
29年 (建替時期:平成59年)	36年 (建替時期:平成66年)
32年 (建替時期:平成62年)	—
47	79
75	31

①部位の健全度

評価	健全度
A	100
B	75
C	40
D	10

②部位のコスト配分

部位	コスト配分
1 屋根・屋上	7.2
2 外壁	14.9
3 内部仕上げ	22.4
4 電気設備	8.0
5 給排水設備	6.0
6 空調設備	1.0
7 昇降機その他	0.5
計	60.0

③健全度

$$\frac{\text{総和(部位の健全度×部位のコスト配分)}}{\text{評価対象部位がオールAの点数}}$$

※100点満点にするためにコスト配分の合計値で割っている。

※健全度は、数値が大きいほど健全、数値が小さいほど劣化が進んでいることを示す。

A: 概ね良好

B: 安全上、機能上、問題なし

C: 安全上、機能上、劣化の兆しがみられる

D: 劣化の程度が大きく、安全上、機能上、問題があり、早急に対応する必要がある

資料３４　第二中学校区の校区・地区・通学距離

（１）第二中学校区の地区図・小学校区図

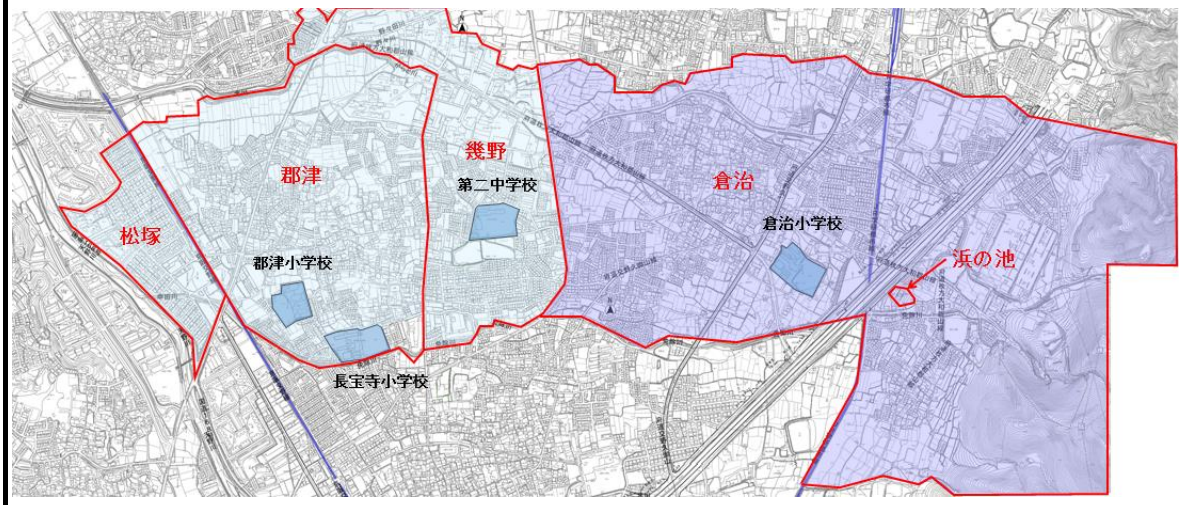

（３）郡津小学校への通学距離

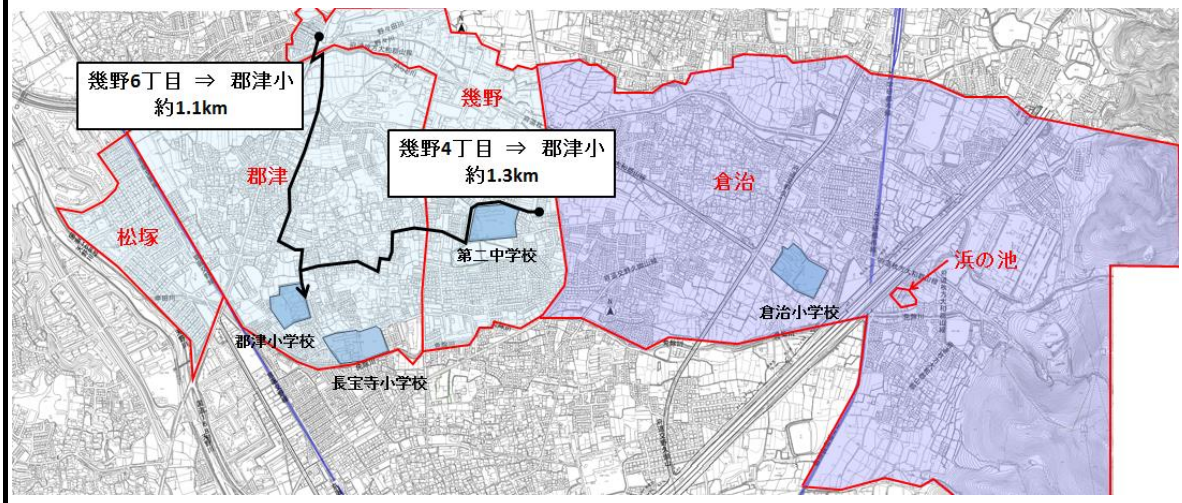

【地域の課題】

郡津地区･･･大部分は郡津小学校区であるが、一部長宝寺小学校区である。

H30.3時点

（2）第二中学校への通学距離

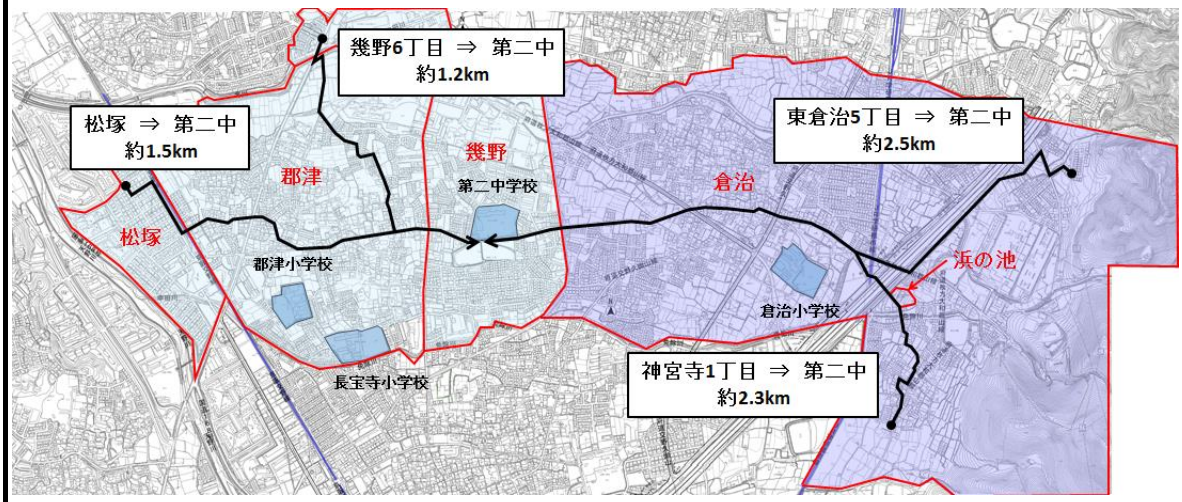

（4）倉治小学校への通学距離

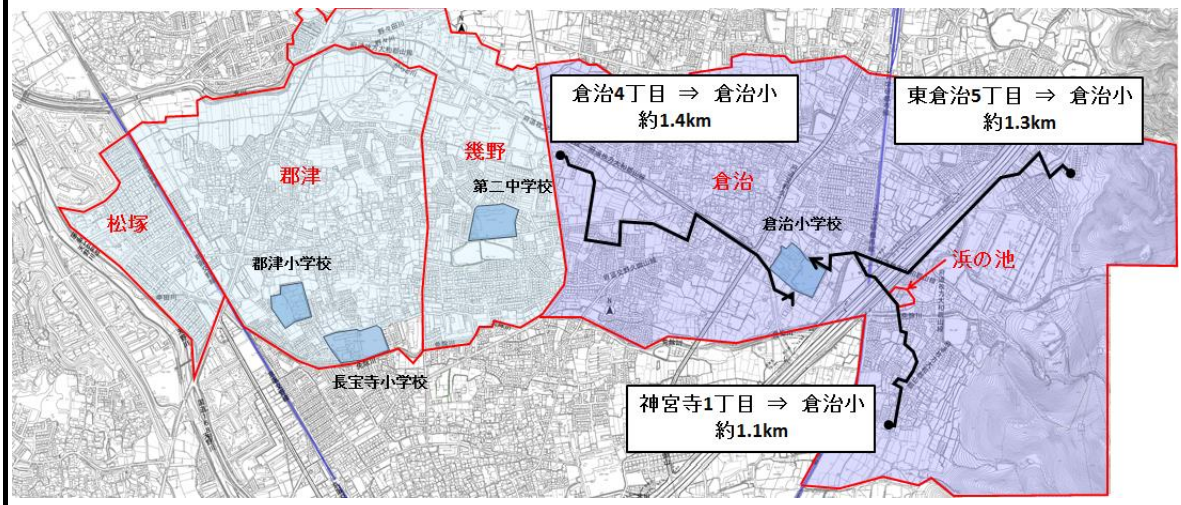

学校規模適正化基本方針（望ましい通学距離について）

小学校	2km以内を基本とし、3km以内を許容範囲
中学校	3km以内を基本とし、4km以内を許容範囲

資料３５　第二中学校区の適正配置案（一覧表）

案名称	現状の課題	学校の適正配置までの動き	統合後の学校の位置	メリット	デメリット
現状維持案	**※第二中学校区の各学校は今後も適正な学校規模で推移する見込み。** ① 学校施設の老朽化 ※①については、学校の適正配置を検討する際に、校区変更や学校統合などの時期の検討に関わりがある。 施設の改修については、管理計画で検討する。	**現状の学校配置の維持**	―	・平成57年度まで、適正な学校規模を維持する見込みである。	・小中学校間の距離が遠いことから、小中一貫教育を行う上で、教職員や児童生徒の移動がしにくい。
小中学校案(1)		**郡津小学校区及び倉治小学校区にそれぞれ施設一体型小中一貫教育実践校を設置**	郡津小学校敷地 及び 倉治小学校敷地	・小中一貫教育の成果を認識しやすい教育環境となる。 ・中学校までの通学距離が短くなる地域が多い。 ・現状の小学校区に変更がなく、地域コミュニティへの影響が少ない。	・（新）小中学校で、現郡津小学校区の中学校、現倉治小学校区の中学校が適正規模を維持できなくなる見込み。
小中学校案(2)		**郡津小学校・倉治小学校・第二中学校を統合**	第二中学校敷地	・小中一貫教育の成果を認識しやすい教育環境となる。	・（新）小学校の学校規模が適正規模を上回る見込みである。 ・通学距離が2kmを超える地域がある。（最長約2.5km） （小学生の通学距離が延びる地域が多い。）

資料３６　第二中学校区の適正配置案（配置図）

現状維持案

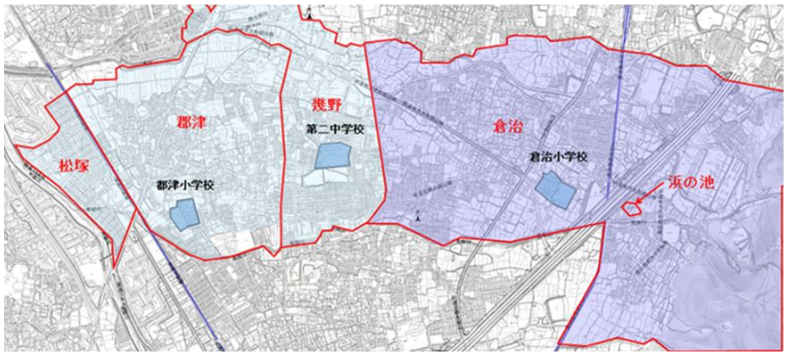

【現状維持案の概要】

・現状の学校配置を維持

小中学校案（1）

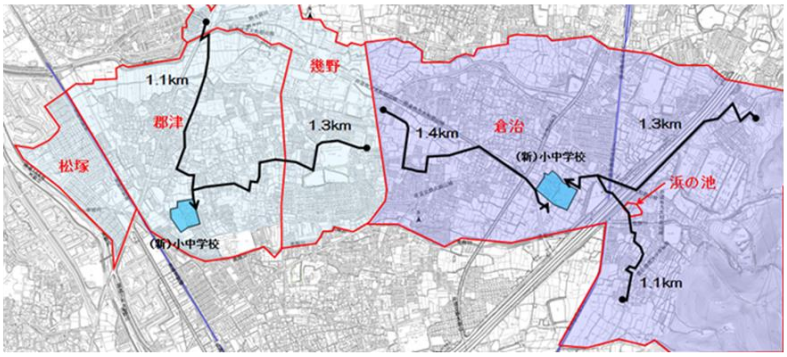

【小中学校案（1）の概要】

・現状の郡津小学校区、
倉治小学校区をそれぞれ
小中学校区として、
各小学校敷地に新しい小中学校
を設置

小中学校案（2）

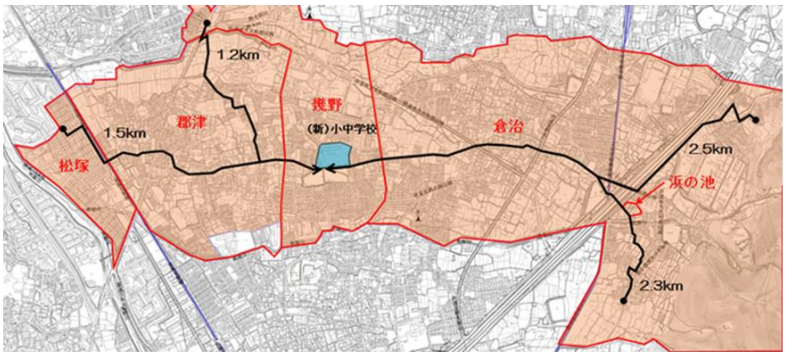

【小中学校案（2）の概要】

・郡津小学校・倉治小学校・
第二中学校を統合し、
第二中学校敷地に
新しい小中学校を設置

資料３７　第二中学校区の学校適正配置案の評価表

【1】共通評価項目・内容

評価項目	評価内容	現状の学校配置	現状維持案	小中学校案(1)	小中学校案(2)
				統合校：二中＋郡小＋倉小	
				統合後の敷地	
				郡小及び倉小	二中
1．適正な学校規模の確保	①各学校の学校規模	◎	◎	×	×
2．良好な教育環境の確保	①小中一貫教育への適応	△	△	◎	◎
3．立地条件等	①通学距離	○	○	○	△
4．学校と地域コミュニティの関連	①コミュニティ施設としての機能確保	○	○	△	△
配置案　評価点　合計		75	75	45	35

【2】学校統合する場合の評価項目・内容

評価項目	評価内容	小中学校案(1)	小中学校案(2)
			統合校：二中＋郡小＋倉小
		統合後の敷地	
		郡小及び倉小	二中
2．良好な教育環境の確保	②学校の敷地面積※1	○	×※2
3．立地条件等	②学校周辺の施設活用	×	×
配置案　評価点　合計		10	0(10)

括弧内の評価点は、※により、評価がかわった後の評価点を記載している。
※1　学校の敷地面積の評価については、統合した学校の敷地面積に対する評価。
※2　（倉治8丁目の住宅開発の影響を加味すると）平成44年度以降、児童生徒数の減少により、「○」となる見込み。

【1】共通評価項目・内容の評価基準

評価内容	傾斜配点	◎　：　特に望ましい状態　（20点）	○　：　望ましい状態　（10点）
1-① 各学校の学校規模	×2	将来（平成57年度）にわたって、適正な学校規模を確保できる見込みである。	
2-① 小中一貫教育への適応	×1	小学校と中学校が隣接、または、同一敷地内にあり、教職員や児童生徒の移動がしやすい。	小学校と中学校の距離が1km未満で、比較的教職員や児童生徒の移動がしやすい。
3-① 通学距離	×2		学校規模適正化基本方針で定めた基本となる通学距離（小学生2km以内、中学生3km以内）の範囲内である。
4-① コミュニティ施設としての機能確保	×1	地域拠点として、地域住民の学校活用が現状以上の頻度で可能と見込まれる。	地域拠点として、地域住民の学校活用が現状と同程度の頻度で可能と見込まれる。

【2】学校統合する場合の評価項目・内容の評価基準

評価内容	◎　：　特に望ましい状態　（20点）	○　：　望ましい状態　（10点）
2-② 学校の敷地面積	市立小中学校の1校当たりの、平均敷地面積（20,097㎡）の120%（24,116㎡）以上の面積。	市立小中学校の1校当たりの、平均敷地面積（20,097㎡）の80%（16,078㎡）以上、120%（24,116㎡）未満の面積。
3-② 学校周辺の施設の活用	教育環境の向上に資する公共施設等が、すべての学校に隣接している。	教育環境の向上に資する公共施設等が、すべての学校に近接している。

△ ： 改善可能な課題がある状態 （5点）	× ： 改善困難な課題がある状態 （0点）
将来（平成57年度）、適正規模を確保できない見込みの学校がある。	適正規模でない学校がある。
小学校と中学校の距離が、1km以上2km以内で、比較的教職員や児童生徒の移動がしにくい学校がある。	小学校と中学校の距離が2kmを超え、教職員や児童生徒の移動がしにくい学校がある。
学校規模適正化基本方針で定めた許容範囲内の通学距離（小学生3km以内、中学生4km以内）である。	学校規模適正化基本方針で定めた通学距離の許容範囲を超える通学距離となる地域がある。
地域拠点として、地域住民の学校活用が現状以下の頻度になると見込まれる。	地域拠点として、地域住民の学校活用ができないと見込まれる。

△ ： 改善可能な課題がある状態 （5点）	× ： 改善困難な課題がある状態 （0点）
市立小中学校の1校当たりの、平均敷地面積（20,097㎡）の80％（16,078㎡）未満の面積。	小・中学校設置基準（平成14年文部科学省令）に定める校舎・運動場面積が確保できていない。
教育環境の向上に資する公共施設等が、いずれかの学校に隣接又は近接している。	いずれの学校の周辺にも、教育環境の向上に資する公共施設等がない。

資料３８　第三中学校区の児童生徒数・学級数の将来推計

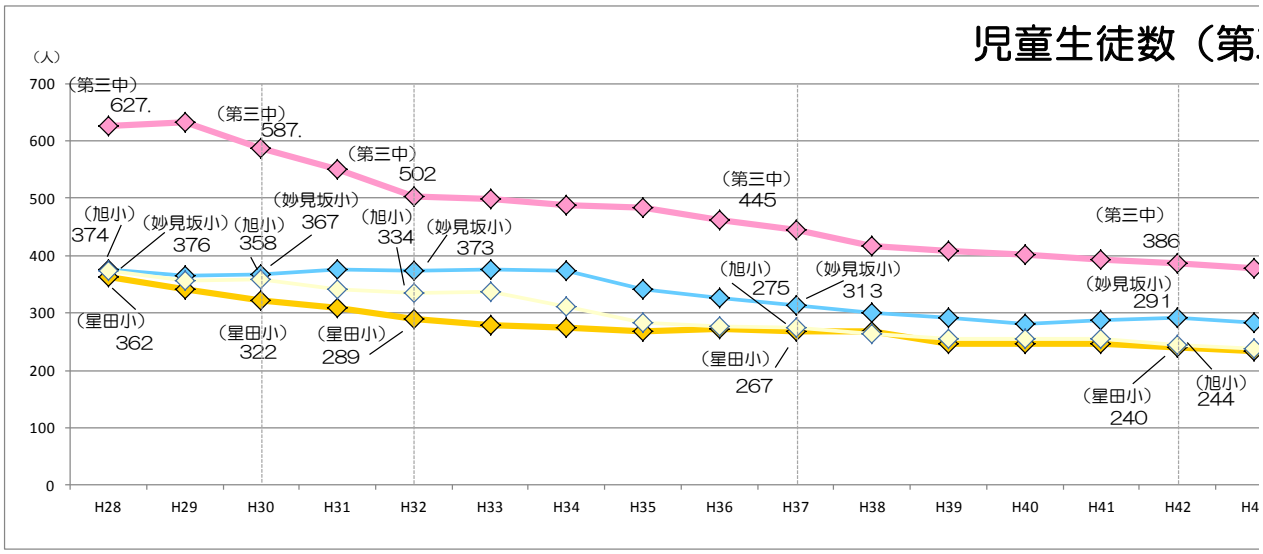

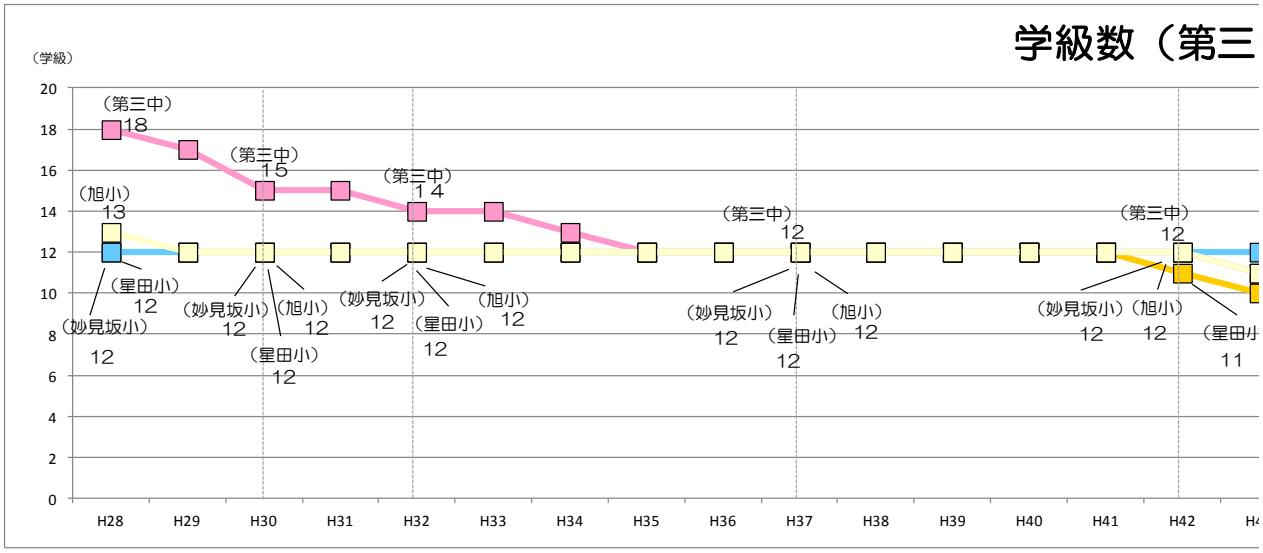

	年度	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41
第三中学校	生徒数	627	633	587	550	502	498	488	483	463	445	416	409	401	394
	学級数	18	17	15	15	14	14	13	12	12	12	12	12	12	12
星田小学校	児童数	362	341	322	308	289	279	275	269	273	267	268	247	247	247
	学級数	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
妙見坂小学校	児童数	376	366	367	376	373	375	373	342	326	313	301	292	280	288
	学級数	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
旭小学校	児童数	374	356	358	341	334	336	311	284	277	275	264	256	255	255
	学級数	13	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12

※H28～H30については、各年5月1日の実数

※児童生徒数には、支援学級児童生徒数含む。

※学級数には支援学級数を含まない。

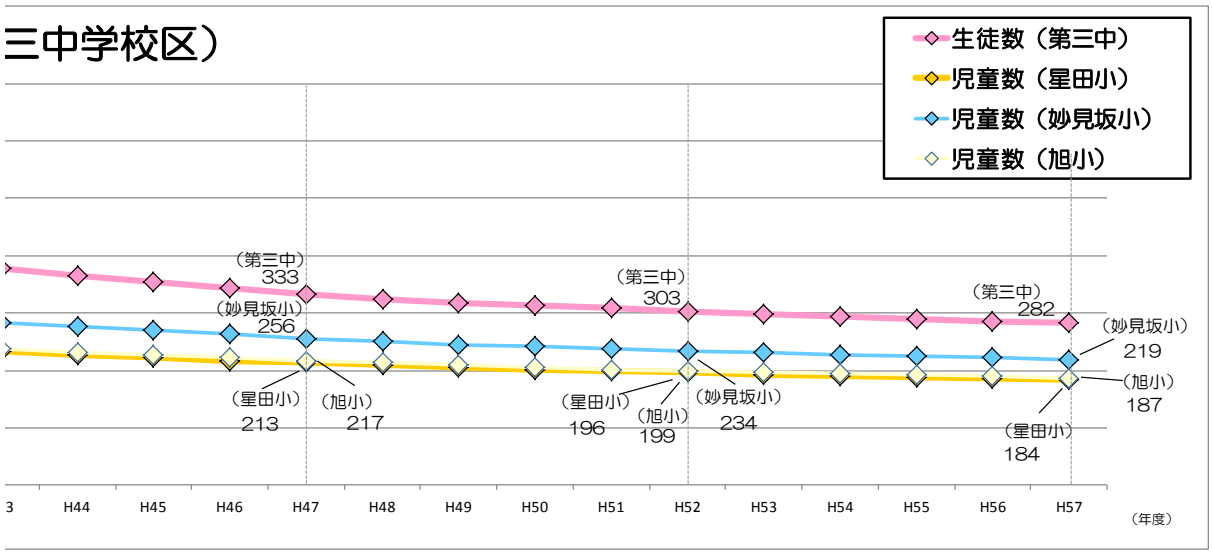

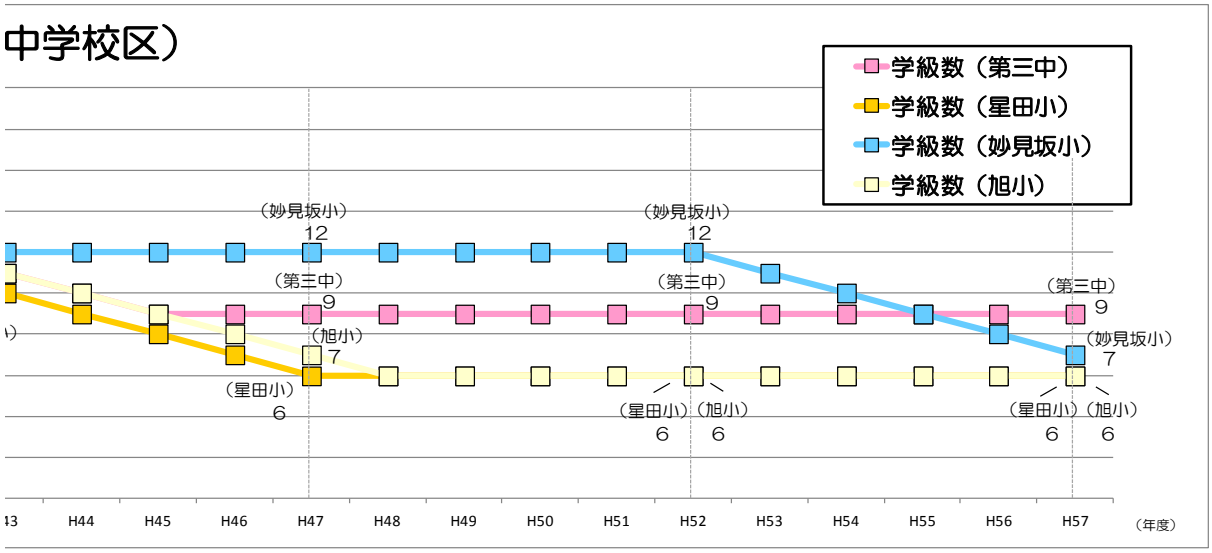

H42	H43	H44	H45	H46	H47	H48	H49	H50	H51	H52	H53	H54	H55	H56	H57
386	377	366	355	344	333	324	317	313	308	303	298	293	289	285	282
12	11	10	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
240	234	228	222	217	213	209	205	201	198	196	193	191	188	186	184
11	10	9	8	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
291	284	277	270	263	256	251	245	241	237	234	231	228	225	222	219
12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	11	10	9	8	7
244	237	232	227	222	217	213	209	205	202	199	197	194	192	190	187
12	11	10	9	8	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6

学校規模適正化基本方針（望ましい学校規模について）

	小規模	適正規模
小学校	11学級以下	12学級以上24学級以下 （1学年あたり2～4学級）
中学校	8学級以下	9学級以上18学級以下 （19学級以上24学級以下も許容範囲とする）

資料３９　第三中学校区の学校施設の諸元

		第三中学校	星田小学
		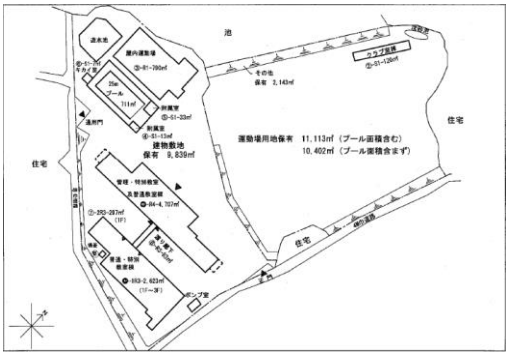	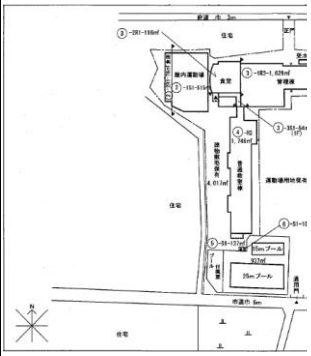
敷地面積		23,095㎡	11,169m
運動場面積		11,113㎡	7,152m
延床面積		8,788㎡	4,916m
建築年度	校舎※1	1974（S49）年　（建築後44年）	1961（S36）年　（建
	体育館	1975（S50）年　（建築後43年）	1966（S41）年　（建
長寿命化判定	校舎	○	○
	体育館	×	○
長寿命化した場合の残存年数	校舎	36年　（建替時期：平成66年）	23年　（建替時期：
	体育館	―	28年　（建替時期：
健全度評価※2	校舎	60	35
	体育館	100	92

※1　校舎の建築年度は棟別に異なるため、延床面積1,000㎡以上の棟のうち、もっとも古い棟の建築年度を記載している。

※2　健全度評価は、各棟で②の部位ごとに、①の種別で評価し、③の式で健全度を評価。

※3　校舎の健全度評価は、下の式にて算出。

$$\frac{\{面積_{(棟1)} \times 健全度_{(棟1)} + \cdots + 面積_{(棟n)} \times 健全度_{(棟n)}\}}{面積_{(棟1+\cdots+棟n)}} = 校舎の健全度$$

H30.3時点

校	妙見坂小学校	旭小学校
	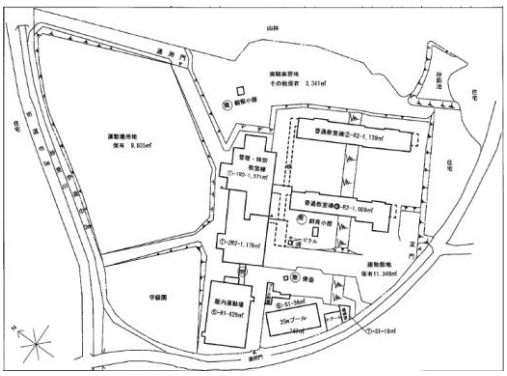	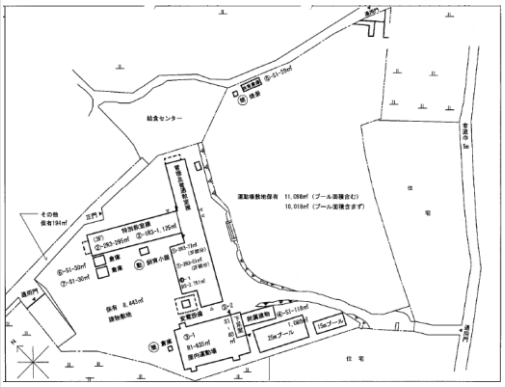
n²	25,271㎡	19,735㎡（第三給食センター跡地1,322㎡あり）
²	10,582㎡	11,098㎡
²	5,862㎡	5,200㎡
築後58年）	1973（S48）年 （建築後45年）	1976（S51）年 （建築後42年）
築後52年）	1974（S49）年 （建築後44年）	1977（S52）年 （建築後41年）
	○	○
	×	×
平成53年）	35年 （建替時期：平成65年）	38年 （建替時期：平成68年）
平成58年）	—	—
	70	67
	31	30

①部位の健全度

評価	健全度
A	100
B	75
C	40
D	10

②部位のコスト配分

部位	コスト配分
1 屋根・屋上	7.2
2 外壁	14.9
3 内部仕上げ	22.4
4 電気設備	8.0
5 給排水設備	6.0
6 空調設備	1.0
7 昇降機その他	0.5
計	60.0

③健全度

$$\frac{\text{総和（部位の健全度×部位のコスト配分）}}{\text{評価対象部位がオールAの点数}}$$

※100点満点にするためにコスト配分の合計値で割っている。

※健全度は、数値が大きいほど健全、数値が小さいほど劣化が進んでいることを示す。

A：概ね良好

B：安全上、機能上、問題なし

C：安全上、機能上、劣化の兆しがみられる

D：劣化の程度が大きく、安全上、機能上、問題があり、早急に対応する必要がある

資料４０　第三中学校区の校区・地区・通学距離

（１）第三中学校区の地区図・小学校区図

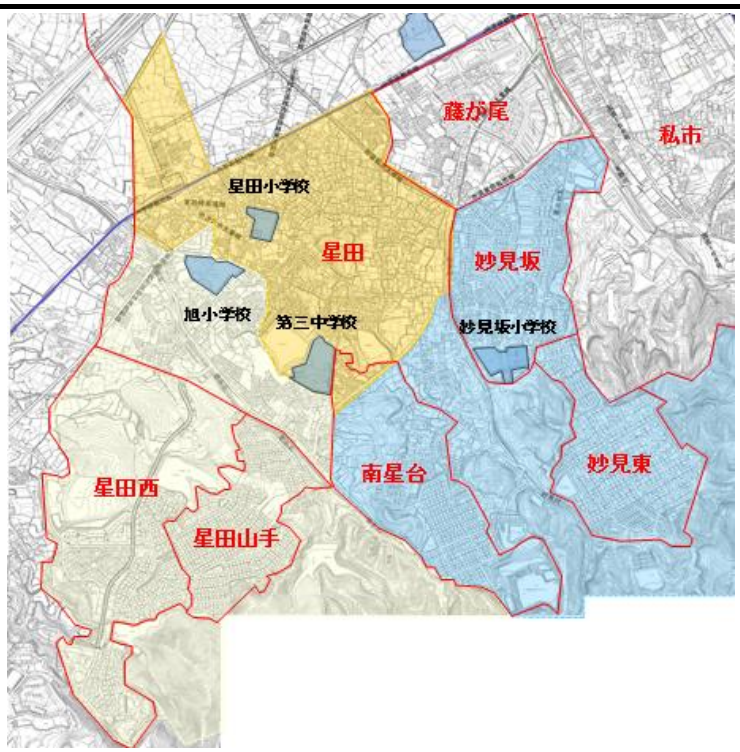

（２）第三中学校への

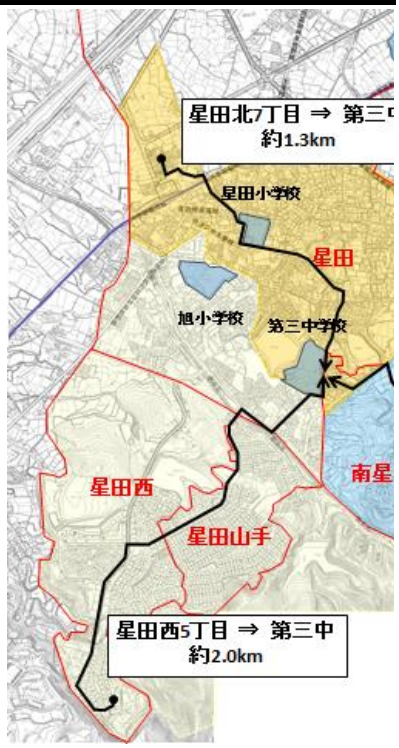

（４）妙見坂小学校への通学距離

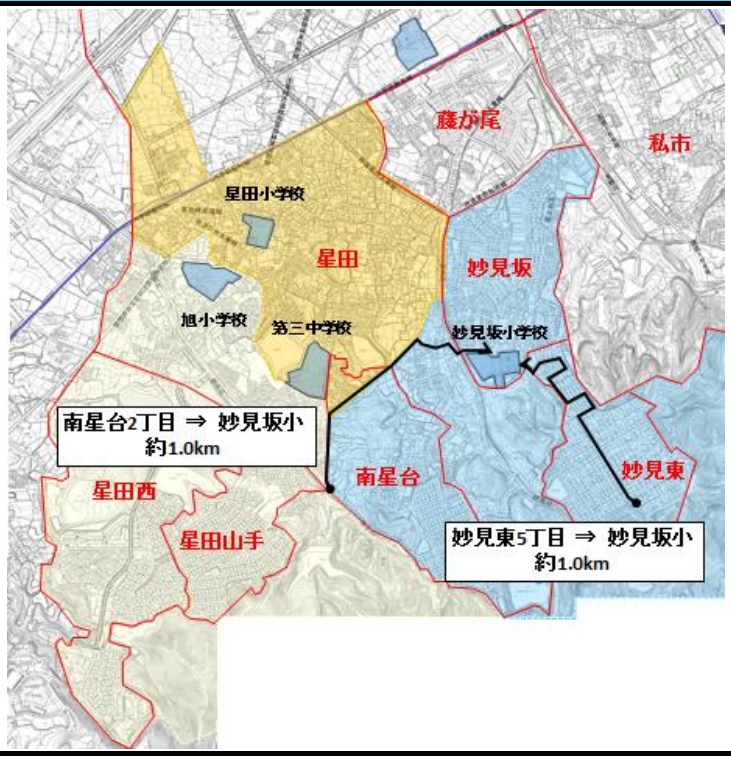

（５）旭小学校への通

H30.3時点

通学距離

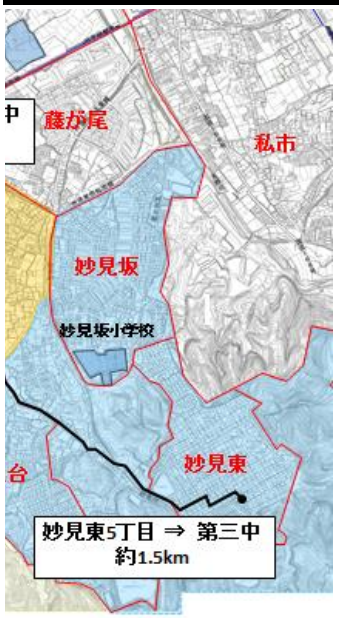

（３）星田小学校への通学距離

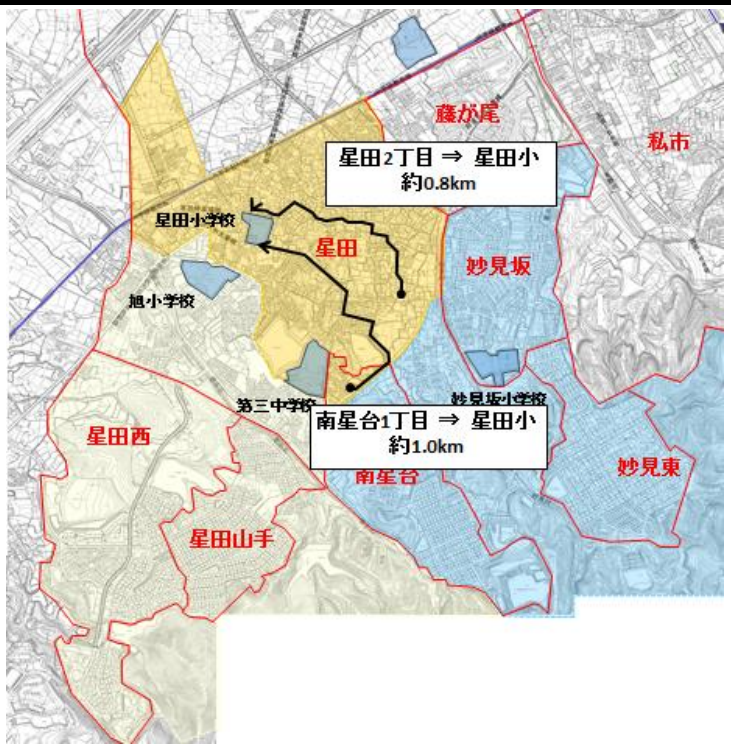

学距離

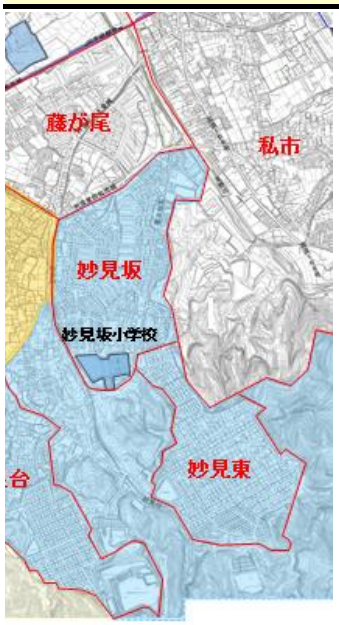

【地域の課題】

星田地区・・・星田北7丁目を除く、星田北地域は藤が尾小学校区（第四中学校区）であるなど、4小学校区、2中学校区にまたがっている。

南星台地区・・・大部分は妙見坂小学校区であるが、一部星田小学校区であり、2小学校区にまたがっている。

学校規模適正化基本方針（望ましい通学距離について）

小学校	2km以内を基本とし、3km以内を許容範囲
中学校	3km以内を基本とし、4km以内を許容範囲

資料４１　第三中学校区の適正配置案（一覧表）（１）

案名称	大規模開発が見込まれている星田駅北の小学校区	現状の課題 （星田駅北の影響により、解消される見込みの課題は、取り消し線により記載）	学校の適正配置までの動き	統合後の学校の位置	メリット	デメリット
校区変更案(1)	星田北7丁目 ⇒ 星田小学校区 星田北6,8,9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区 ※星田北8,9丁目には住宅建設予定なし	~~①~~ ~~将来的な~~ ~~星田小学校~~ ~~の小規模化~~ ② 将来的な 妙見坂小学校 の小規模化 ③ 将来的な 旭小学校 の小規模化 ④ 学校施設の 老朽化 （特に、星田小学校施設の老朽化が進んでいる。） ※④については、学校の適正配置を検討する際に、校区変更や学校統合などの時期の検討に関わりがある。 施設の改修については、管理計画で検討する。	**1．星田小学校区の一部を、妙見坂小学校区、旭小学校区へ校区変更**	**―**	・将来的にも、第三中学校区の各学校で、適正規模を維持することは可能と考えられる。	・星田北7丁目の影響による児童数の増加が推計予測を下回った場合には、星田小学校が小規模化するおそれがある。 ・地域コミュニティに大きな影響を与えるおそれがある。 （・星田北7丁目の影響による児童の増加を注視しながら、実施する必要がある。）
学校統合案(1)			**星田小学校・妙見坂小学校を統合** ※星田北7丁目の影響による児童生徒数の増加が著しい場合は、学校統合に先立って星田小学校の増床が必要となる可能性がある。（適正規模の範囲内となるように学校統合を実施する必要があるため。）	**星田小学校敷地**	・課題②が解消される。	・星田小学校敷地は比較的敷地面積が小さい。 ・通学距離が延びる地域がある。 （最長約2.0km） ・課題③が残る。
~~学校統合案(2)~~				**妙見坂小学校敷地**	・課題②が解消される。 ・妙見坂小学校敷地は比較的敷地面積が大きい。	・通学距離が延びる地域がある。 （最長約1.6km） （星田5丁目や星田北7丁目などの地域では、すぐ近くにある旭小学校を通過しての通学になる） ・課題③が残る。
学校統合案(3)			**星田小学校・旭小学校を統合** ※星田北7丁目の影響による児童生徒数の増加が著しい場合は、学校統合に先立って星田小学校の増床が必要となる可能性がある。（適正規模の範囲内となるように学校統合を実施する必要があるため。）	**星田小学校敷地**	・課題③が解消される。 ・学校間の距離が近接しているため、通学距離が大きく延びる地域がない。（最長約2.2km）	・星田小学校敷地は比較的敷地面積が小さい。 ・課題②が残る。
学校統合案(4)				**旭小学校敷地**	・課題③が解消される。 ・学校間の距離が近接しているため、通学距離が大きく延びる地域がない。（最長約1.9km） ・隣接する旧給食センター敷地（1.322㎡）の活用が可能。	・課題②が残る。
~~学校統合案(5)~~			**妙見坂小学校・旭小学校を統合**	**妙見坂小学校敷地**	・課題②及び③が解消される。 ・妙見坂小学校敷地は比較的敷地面積が大きい。	・通学距離が2kmを超える地域がある。 （最長約2.6km）（星田4丁目や星田6丁目などの地域では、すぐ近くにある星田小学校を通過しての通学となる。） ・他の小学校区をまたいでの、または、迂回しての通学となる地域がある。
~~学校統合案(6)~~				**旭小学校敷地**	・課題②及び③が解消される。 ・隣接する旧給食センター敷地（1.322㎡）の活用が可能。	・通学距離が2kmを超える地域がある。 （最長約2.4km） ・他の小学校区をまたいでの、または、迂回しての通学となる地域がある。
学校統合案(7)			**星田小学校・妙見坂小学校・旭小学校を統合** ※星田北7丁目の影響による児童生徒数の増加が著しい場合は、学校統合に先立って星田小学校の増床が必要となる可能性がある。（適正規模の範囲内となるように学校統合を実施する必要があるため。）	**星田小学校敷地**	・課題②及び③が解消される。	・（新）小学校で長期的に適正規模を上回る見込みである。 ・通学距離が2kmを超える地域がある。 （最長約2.2km） ・星田小学校敷地は比較的敷地面積が小さい。
学校統合案(8)				**妙見坂小学校敷地**	・課題②及び③が解消される。 ・妙見坂小学校敷地は比較的敷地面積が大きい。	・（新）小学校で長期的に適正規模を上回る見込みである。 ・通学距離が2kmを超える地域がある。 （最長約2.6km）
学校統合案(9)				**旭小学校敷地**	・課題②及び③が解消される。 ・隣接する旧給食センター敷地（1.322㎡）の活用が可能。	・（新）小学校で長期的に適正規模を上回る見込みである。 ・通学距離が2kmを超える地域がある。 （最長約2.1km）
~~小中学校統合案(1)~~			**星田小学校・妙見坂小学校・第三中学校を統合** ※星田北7丁目の影響による児童生徒数の増加が著しい場合は、学校統合に先立って星田小学校の増床が必要となる可能性がある。（適正規模の範囲内となるように学校統合を実施する必要があるため。）	**第三中学校敷地**	・課題②が解消される。 ・第三中学校敷地は比較的敷地面積が大きい。	・通学距離が延びる地域がある。 （最長約1.5km） （星田7丁目などの地域では、すぐ近くにある(新）小中学校を通過しての通学となる。） ・課題③が残る。
~~小中学校統合案(2)~~			**妙見坂小学校・旭小学校・第三中学校の統合**	**第三中学校敷地**	・課題②及び③が解消される。 ・第三中学校敷地は比較的敷地面積が大きい。	・通学距離が延びる地域がある。 （最長約2.0km） （星田8丁目などの地域では、すぐ近くにある(新）小中学校を通過しての通学となる。）
小中学校統合案(3)			**星田小学校・妙見坂小学校・旭小学校・第三中学校を統合** ※星田北7丁目の影響による児童生徒数の増加が著しい場合は、学校統合に先立って星田小学校の増床が必要となる可能性がある。（適正規模の範囲内となるように学校統合を実施する必要があるため。）	**第三中学校敷地**	・課題②及び③が解消される。 ・第三中学校敷地は比較的敷地面積が大きい。 ・小中一貫教育の成果を認識しやすい教育環境が確保できる。	・（新）小中学校で長期的に適正規模を上回る見込みである。 ・通学距離が延びる地域がある。 （最長約2.0km）

第三中学校区の適正配置案（一覧表）（２）

案名称	大規模開発が見込まれている星田駅北の小学校区	現状の課題 （星田駅北の影響により、解消される見込みの課題は、取り消し線により記載）	学校の適正配置までの動き	統合後の学校の位置	メリット	デメリット
校区変更案 (2)-①	星田北7丁目 ⇒ 旭小学校区 星田北6,8,9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区 ※星田北8,9丁目には住宅建設予定なし	① 将来的な 星田小学校の 小規模化 ② 将来的な 妙見坂小学校の 小規模化 ~~③~~ ~~将来的な~~ ~~旭小学校の~~ ~~小規模化~~ ④ 学校施設の 老朽化 （特に、星田小学校施設の老朽化が進んでいる。） ※④については、学校の適正配置を検討する際に、校区変更や学校統合などの時期の検討に関わりがある。 施設の改修については、管理計画で検討する。	**1．旭小学校区の一部を、星田小学校区へ校区変更** **2．星田小学校区の一部を妙見坂小学校区へ校区変更** **3．星田小学校区の一部を旭小学校区へ校区変更**	**―**	・将来的にも、各学校で適正規模を維持できる可能性がある。	・校区変更箇所が多いため、将来、各学校が適正規模を確保することができるかの推計が困難である。 ・今後さらなる校区変更の可能性がある。 ・地域コミュニティに大きな影響を与えるおそれがある。
~~校区変更案 (2)-②~~			**1．旭小学校区の一部を、星田小学校区、妙見坂小学校区へ校区変更** **2．星田小学校区の一部（南星台）を妙見坂小学校区へ校区変更**	**―**	・将来的にも、各学校で適正規模を維持することは可能と考えられる。	・他の小学校区をまたいでの通学となる地域がある。 ・星田小学校や妙見坂小学校では、将来的に再度小規模化するおそれがある。 ・地域コミュニティに大きな影響を与えるおそれがある。
~~学校統合案(10)~~			**星田小学校・妙見坂小学校を統合**	**星田小学校敷地**	・課題①及び②が解消される。	・星田小学校敷地は比較的敷地面積が小さい。 ・通学距離が延びる地域がある。 （最長約2.0km） ・他の小学校区をまたいでの、または、大きく迂回しての通学となる地域がある。
~~学校統合案(11)~~				**妙見坂小学校敷地**	・課題①及び②が解消される。 ・妙見坂小学校敷地は比較的敷地面積が大きい。	・通学距離が延びる地域がある。 （最長約1.5km） （星田5丁目などの地域では、すぐ近くにある旭小学校を通過しての通学になる）。 ・他の小学校区をまたいでの、または、大きく迂回しての通学となる地域がある。
学校統合案(7) ※前述の学校統合案(7)と最終的に同じ			**星田小学校・妙見坂小学校・旭小学校を統合** ※星田北7丁目の影響による児童生徒数の増加が著しい場合は、学校統合に先立って旭小学校の増床が必要となる可能性がある。（適正規模の範囲内となるように学校統合を実施する必要があるため。）	**星田小学校敷地**	・課題①及び②が解消される。	・（新）小学校で長期的に適正規模を上回る見込みである。 ・通学距離が2kmを超える地域がある。 （最長約2.2km） ・星田小学校敷地は比較的敷地面積が小さい。
学校統合案(8) ※前述の学校統合案(8)と最終的に同じ				**妙見坂小学校敷地**	・課題①及び②が解消される。 ・妙見坂小学校敷地は比較的敷地面積が大きい。	・（新）小学校で長期的に適正規模を上回る見込みである。 ・通学距離が2kmを超える地域がある。 （最長約2.6km）
学校統合案(9) ※前述の学校統合案(9)と最終的に同じ				**旭小学校敷地**	・課題①及び②が解消される。 ・隣接する旧給食センター敷地（1.322㎡）の活用が可能。	・（新）小学校で長期的に適正規模を上回る見込みである。 ・通学距離が2kmを超える地域がある。 （最長約2.1km）
~~小中学校統合案 (4)~~			**星田小学校・妙見坂小学校・第三中学校を統合**	**第三中学校敷地**	・課題①及び②が解消される。 ・第三中学校敷地は比較的敷地面積が大きい。	・通学距離が延びる地域がある。 （最長約1.5km） （星田7丁目などの地域では、すぐ近くにある(新）小中学校を通過しての通学となる。） ・他の小学校区をまたいでの、または、大きく迂回しての通学となる地域がある。
小中学校統合案 (3) ※前述の小中学校統合案(3)と最終的に同じ			**星田小学校・妙見坂小学校・旭小学校・第三中学校を統合** ※星田北7丁目の影響による児童生徒数の増加が著しい場合は、学校統合に先立って旭小学校の増床が必要となる可能性がある。（適正規模の範囲内となるように学校統合を実施する必要があるため。）	**第三中学校敷地**	・課題①及び②が解消される。 ・第三中学校敷地は比較的敷地面積が大きい。 ・小中一貫教育の成果を認識しやすい教育環境が確保できる。	・（新）小中学校で長期的に適正規模を上回る見込みである。 ・通学距離が延びる地域がある。 （最長約2.0km）

第三中学校区の適正配置案（一覧表）（３）

案名称	大規模開発が見込まれている星田駅北の小学校区	現状の課題 （星田駅北の影響により、解消される見込みの課題は、取り消し線により記載）	学校の適正配置までの動き	統合後の学校の位置	メリット	デメリット
校区変更案(3)	星田北6,7,8,9丁目 ⇒星田小学校区 ※星田北8,9丁目には住宅建設予定なし	~~① 将来的な 星田小学校の 小規模化~~ ② 将来的な 妙見坂小学校の 小規模化 ③ 将来的な 旭小学校の 小規模化 ④ 学校施設の 老朽化 （特に、星田小学校施設の老朽化が進んでいる。） ※④については、学校の適正配置を検討する際に、校区変更や学校統合などの時期の検討に関わりがある。 施設の改修については、管理計画で検討する。	**1．星田小学校区の一部を妙見坂小学校区、旭小学校区へ校区変更**	**―**	・将来的にも、各学校で適正規模を維持することは可能と考えられる。	・地域コミュニティに大きな影響を与えるおそれがある。
~~学校統合案(12)~~			**妙見坂小学校・旭小学校を統合**	**妙見坂小学校敷地**	・課題②及び③が解消される。 ・妙見坂小学校敷地は比較的敷地面積が大きい。	・通学距離が2kmを超える地域がある。 （最長約2.6km）（星田4丁目や星田6丁目などの地域では、すぐ近くにある星田小学校を通過しての通学となる。） ・他の小学校区をまたいでの、または、大きく迂回しての通学となる地域がある。
~~学校統合案(13)~~				**旭小学校敷地**	・課題②及び③が解消される。 ・隣接する旧給食センター敷地（1.322㎡）の活用が可能。	・通学距離が2kmを超える地域がある。 （最長約2.4km） ・他の小学校区をまたいでの、または、大きく迂回しての通学となる地域がある。
~~小中学校統合案(5)~~			**妙見坂小学校・旭小学校・第三中学校を統合**	**第三中学校敷地**	・課題②及び③が解消される。 ・第三中学校敷地は比較的敷地面積が大きい。	・通学距離が延びる地域がある。 （最長約2.0km） （星田8丁目などの地域では、すぐ近くにある(新)小中学校を通過しての通学となる。）
小中学校統合案(6)			**星田小学校・妙見坂小学校・旭小学校・第三中学校を統合** ※星田北6,7丁目の影響による児童生徒数の増加が著しい場合は、学校統合に先立って星田小学校の増床が必要となる可能性がある。（適正規模の範囲内となるように学校統合を実施する必要があるため。）	**第三中学校敷地**	・課題②及び③が解消される。 ・第三中学校敷地は比較的敷地面積が大きい。 ・小中一貫教育の成果を認識しやすい教育環境が確保できる。	・（新）小中学校で、長期的に適正規模を上回る見込みである。 ・通学距離が延びる地域がある。 （最長約2.0km）
校区変更案(4)-①	星田北6,7,8,9丁目 ⇒旭小学校区 ※星田北8,9丁目には住宅建設予定なし	① 将来的な 星田小学校の 小規模化 ② 将来的な 妙見坂小学校の 小規模化 ~~③ 将来的な 旭小学校の 小規模化~~ ④ 学校施設の 老朽化 （特に、星田小学校施設の老朽化が進んでいる。） ※④については、学校の適正配置を検討する際に、校区変更や学校統合などの時期の検討に関わりがある。 施設の改修については、管理計画で検討する。	**1．旭小学校区の一部を、星田小学校区へ校区変更 2．星田小学校区の一部を妙見坂小学校区へ校区変更 3．星田小学校区の一部を旭小学校区へ校区変更**	**―**	・将来的にも、各学校で適正規模を維持できる可能性がある。	・校区変更箇所が多いため、将来、各学校が適正規模を確保することができるかの推計が困難である。 ・今後さらなる校区変更の可能性がある。 ・地域コミュニティに大きな影響を与えるおそれがある。
~~校区変更案(4)-②~~			**1．旭小学校区の一部を、星田小学校区、妙見坂小学校区へ校区変更 2．星田小学校区の一部（南星台）を妙見坂小学校区へ校区変更**	**―**	・将来的にも、各学校で適正規模を維持することは可能と考えられる。	・他の小学校区をまたいでの通学となる地域がある。 ・星田小学校や妙見坂小学校では、将来的に再度小規模化するおそれがある。 ・地域コミュニティに大きな影響を与えるおそれがある。
~~学校統合案(14)~~			**星田小学校・妙見坂小学校を統合**	**星田小学校敷地**	・課題①及び②が解消される。	・星田小学校敷地は比較的敷地面積が小さい。 ・通学距離が延びる地域がある。 （最長約2.0km） ・他の小学校区をまたいでの通学となる地域がある。
~~学校統合案(15)~~				**妙見坂小学校敷地**	・課題①及び②が解消される。 ・妙見坂小学校敷地は比較的敷地面積が大きい。	・通学距離が延びる地域がある。 （最長約1.5km）（星田5丁目や星田北7丁目などの地域では、すぐ近くにある旭小学校を通過しての通学になる。） ・他の小学校区をまたいでの通学となる地域がある。
~~小中学校統合案(7)~~			**星田小学校・妙見坂小学校・第三中学校を統合**	**第三中学校敷地**	・課題①及び②が解消される。 ・第三中学校敷地は比較的敷地面積が大きい。	・通学距離が延びる地域がある。 （最長約1.5km） （星田7丁目などの地域では、すぐ近くにある(新)小中学校を通過しての通学となる。） ・他の小学校区をまたいでの通学となる地域がある。
小中学校統合案(6) ※前述の小中学校統合案(6)と最終的に同じ			**星田小学校・妙見坂小学校・旭小学校・第三中学校を統合** ※星田北6,7丁目の影響による児童生徒数の増加が著しい場合は、学校統合に先立って旭小学校の増床が必要となる可能性がある。（適正規模の範囲内となるように学校統合を実施する必要があるため。）	**第三中学校敷地**	・課題①及び②が解消される。 ・第三中学校敷地は比較的敷地面積が大きい。 ・小中一貫教育の成果を認識しやすい教育環境が確保できる。	・（新）小中学校で、長期的に適正規模を上回る見込みである。 ・通学距離が延びる地域がある。 （最長約2.0km）

第三中学校区の適正配置案（一覧表）（４）

案名称	大規模開発が見込まれている星田駅北の小学校区	現状の課題 （星田駅北の影響により、解消される見込みの課題は、取り消し線により記載）	学校の適正配置までの動き	統合後の学校の位置	メリット	デメリット
~~校区変更案(5)~~	（1） 星田北7丁目 ⇒ 星田小学校区 星田北6丁目 ⇒ 旭小学校区 星田北8,9丁目 ⇒ 星田or旭小学校区 ※星田北8,9丁目には住宅建設予定なし または、 （2） 星田北7丁目 ⇒ 旭小学校区 星田北6丁目 ⇒ 星田小学校区 星田北8,9丁目 ⇒ 星田or旭小学校区 ※星田北8,9丁目には住宅建設予定なし **※右記の配置案は（1）の場合で作成** （星田北6丁目と7丁目ではピーク時で50人程度の人数差が見込まれている。）	~~①~~ ~~将来的な~~ ~~星田小学校の~~ ~~小規模化~~ ② 将来的な 妙見坂小学校の 小規模化 ~~③~~ ~~将来的な~~ ~~旭小学校の~~ ~~小規模化~~ ④ 学校施設の 老朽化 （特に、星田小学校施設の老朽化が進んでいる。） ※④については、学校の適正配置を検討する際に、校区変更や学校統合などの時期の検討に関わりがある。 施設の改修については、管理計画で検討する。	**1．星田小学校区の一部を妙見坂小学校区へ校区変更** **2．旭小学校区の一部を妙見坂小学校校区へ校区変更**	**―**	・将来的にも、各学校で適正規模を維持することは可能と考えられる。	・星田北7丁目次第では、星田小学校が小規模化するおそれがある。 ・他の小学校区をまたいでの通学となる地域がある。 ・地域コミュニティに大きな影響を与えるおそれがある。
~~校区変更案（6）-①~~		**1．星田小学校区の一部を妙見坂小学校区へ校区変更** **2．旭小学校区の一部を妙見坂小学校校区へ校区変更**	**―**	・将来的にも、各学校で適正規模を維持することは可能と考えられる。	・星田北6丁目次第では、星田小学校が小規模化するおそれがある。 ・他の小学校区をまたいでの通学となる地域がある。 ・地域コミュニティに大きな影響を与えるおそれがある。
~~校区変更案（6）-②~~		**1．星田小学校区の一部を妙見坂小学校区、旭小学校区へ校区変更** **2．旭小学校区の一部を妙見坂小学校校区へ校区変更** **（3．藤が尾小学校区の一部を、星田小学校区へ校区変更）**	**―**	・将来的にも、各学校で適正規模を維持することは可能と考えられる。	・地域コミュニティに大きな影響を与えるおそれがある。
~~学校統合案(16)~~		**星田小学校・妙見坂小学校を統合** ※星田北7丁目の影響による児童生徒数の増加が著しい場合は、学校統合に先立って星田小学校の増床が必要となる可能性がある。（適正規模の範囲内となるように学校統合を実施する必要があるため。）	**星田小学校敷地**	・課題②が解消される。	・星田小学校敷地は比較的敷地面積が小さい。 ・通学距離が延びる地域がある。 （最長約2.0km） ・他の小学校区をまたいでの通学となる地域がある。
~~学校統合案(17)~~			**妙見坂小学校敷地**	・課題②が解消される。 ・妙見坂小学校敷地は比較的敷地面積が大きい。	・通学距離が延びる地域がある。 （最長約1.6km）（星田5丁目や星田北7丁目などの地域では、すぐ近くにある旭小学校を通過しての通学になる。） ・他の小学校区をまたいでの通学となる地域がある。
~~学校統合案(18)~~		**妙見坂小学校・旭小学校を統合** ※星田北6丁目の影響による児童生徒数の増加が著しい場合は、学校統合に先立って旭小学校の増床が必要となる可能性がある。（適正規模の範囲内となるように学校統合を実施する必要があるため。）	**妙見坂小学校敷地**	・課題②が解消される。 ・妙見坂小学校敷地は比較的敷地面積が大きい。	・通学距離が2kmを超える地域がある。 （最長約2.6km）（星田4丁目や星田北6丁目などの地域では、すぐ近くにある星田小学校を通過しての通学となる。） ・他の小学校区をまたいでの、または、大きく迂回しての通学となる地域がある。
~~学校統合案(19)~~			**旭小学校敷地**	・課題②が解消される。 ・隣接する旧給食センター敷地（1.322㎡）の活用が可能。	・通学距離が2kmを超える地域がある。 （最長約2.4km） ・他の小学校区をまたいでの、または、大きく迂回しての通学となる地域がある。
~~小中学校統合案(8)~~		**星田小学校・妙見坂小学校・第三中学校を統合** ※星田北6丁目の影響による児童生徒数の増加が著しい場合は、学校統合に先立って旭小学校の増床が必要となる可能性がある。（適正規模の範囲内となるように学校統合を実施する必要があるため。）	**第三中学校敷地**	・課題②が解消される。 ・第三中学校敷地は比較的敷地面積が大きい。	・通学距離が延びる地域がある。 （最長約1.5km）（星田5丁目や星田北7丁目などの地域では、すぐ近くにある旭小学校を通過しての通学となる。） ・他の小学校区をまたいでの通学となる地域がある。
~~小中学校統合案(9)~~		**妙見坂小学校・旭小学校・第三中学校を統合** ※星田北6丁目の影響による児童生徒数の増加が著しい場合は、学校統合に先立って旭小学校の増床が必要となる可能性がある。（適正規模の範囲内となるように学校統合を実施する必要があるため。）	**第三中学校敷地**	・課題②が解消される。 ・第三中学校敷地は比較的敷地面積が大きい。	・通学距離が延びる地域がある。 （最長約2.0km） （星田8丁目などの地域では、すぐ近くにある(新）小中学校を通過しての通学となる。） ・他の小学校区をまたいでの通学となる地域がある。
小中学校統合案（6） ※前述の小中学校統合案(6)と最終的に同じ		**星田小学校・妙見坂小学校・旭小学校・第三中学校を統合** ※星田北7丁目の影響による児童生徒数の増加が著しい場合は、学校統合に先立って旭小学校の増床が必要となる可能性がある。（適正規模の範囲内となるように学校統合を実施する必要があるため。）	**第三中学校敷地**	・課題②が解消される。 ・第三中学校敷地は比較的敷地面積が大きい。 ・小中一貫教育の成果を認識しやすい教育環境が確保できる。	・（新）小中学校で、長期的に適正規模を上回る見込みである。 ・通学距離が延びる地域がある。 （最長約2.0km）

第三中学校区の適正配置案（一覧表）（５）

案名称	大規模開発が見込まれている星田駅北の小学校区	現状の課題 （星田駅北の影響により、解消される見込みの課題は、取り消し線により記載）	学校の適正配置までの動き	統合後の学校の位置	メリット	デメリット
学校統合案(20)	星田北6,7,8,9丁目 ⇒　藤が尾小学校区（第四中学校区） ※星田北8,9丁目には住宅建設予定なし	① 将来的な 星田小学校の 小規模化 ② 将来的な 妙見坂小学校の 小規模化 ③ 将来的な 旭小学校の 小規模化 ④ 学校施設の 老朽化 （特に、星田小学校施設の老朽化が進んでいる。） ※④については、学校の適正配置を検討する際に、校区変更や学校統合などの時期の検討に関わりがある。 施設の改修については、管理計画で検討する。	**星田小学校・妙見坂小学校を統合**	**星田小学校敷地**	・課題①及び②が解消される。	・星田小学校敷地は比較的敷地面積が小さい。 ・通学距離が延びる地域がある。 （最長約2.0km） ・課題③が残る。
~~学校統合案(21)~~				**妙見坂小学校敷地**	・課題①及び②が解消される。 ・妙見坂小学校敷地は比較的敷地面積が大きい。	・通学距離が延びる地域がある。 （最長約1.5km）（星田5丁目などの地域では、すぐ近くにある旭小学校を通過しての通学になる。） ・課題③が残る。
学校統合案(22)			**星田小学校・旭小学校を統合**	**星田小学校敷地**	・課題①及び③が解消される。 ・学校間の距離が近接しているため、通学距離が大きく延びる地域がない。（最長約2.2km）	・星田小学校敷地は比較的敷地面積が小さい。 ・課題②が残る。
学校統合案(23)				**旭小学校敷地**	・課題①及び③が解消される。 ・学校間の距離が近接しているため、通学距離が大きく延びる地域がない。（最長約1.9km） ・隣接する旧給食センター敷地（1.322㎡）の活用が可能。	・課題②が残る。
~~学校統合案(24)~~			**妙見坂小学校・旭小学校を統合**	**妙見坂小学校敷地**	・課題②及び③が解消される。 ・妙見坂小学校敷地は比較的敷地面積が大きい。	・通学距離が2kmを超える地域がある。 （最長約2.6km）（星田4丁目や星田6丁目などの地域では、すぐ近くにある星田小学校を通過しての通学となる。） ・他の小学校区をまたいでの、または、迂回しての通学となる地域がある。 ・課題①が残る。
~~学校統合案(25)~~				**旭小学校敷地**	・課題②及び③が解消される。 ・隣接する旧給食センター敷地（1.322㎡）の活用が可能。	・通学距離が2kmを超える地域がある。 （最長約2.4km） ・他の小学校区をまたいでの、または、迂回しての通学となる地域がある。 ・課題①が残る。
学校統合案(26)			**星田小学校・妙見坂小学校・旭小学校を統合**	**星田小学校敷地**	・課題①、②及び③が解消される。	・通学距離が2kmを超える地域がある。 （最長約2.2km） ・星田小学校敷地は比較的敷地面積が小さい。 ・（新）小学校で一時的に適正規模を上回る見込みである。
学校統合案(27)				**妙見坂小学校敷地**	・課題①、②及び③が解消される。 ・妙見坂小学校敷地は比較的敷地面積が大きい。	・通学距離が2kmを超える地域がある。 （最長約2.6km） ・（新）小学校で一時的に適正規模を上回る見込みである。
学校統合案(28)				**旭小学校敷地**	・課題①、②及び③が解消される。 ・隣接する旧給食センター敷地（1.322㎡）の活用が可能。	・通学距離が2kmを超える地域がある。 （最長約2.1km） ・（新）小学校で一時的に適正規模を上回る見込みである。
~~小中学校統合案(10)~~			**星田小学校・妙見坂小学校・第三中学校を統合**	**第三中学校敷地**	・課題①及び②が解消される。 ・第三中学校敷地は比較的敷地面積が大きい。	・通学距離が延びる地域がある。 （最長約1.5km） （星田7丁目などの地域では、すぐ近くにある(新）小中学校を通過しての通学となる。） ・課題③が残る
小中学校統合案(11)			**星田小学校・妙見坂小学校・旭小学校・第三中学校を統合**	**第三中学校敷地**	・課題①、②及び③が解消される。 ・第三中学校敷地は比較的敷地面積が大きい。 ・小中一貫教育の成果を認識しやすい教育環境が確保できる。	・通学距離が延びる地域がある。 （最長約2.0km） ・（新）小中学校で一時的に適正規模を上回る見込みである。

資料４２　第三中学校区の適正配置案（配置図）

校区変更案(1)

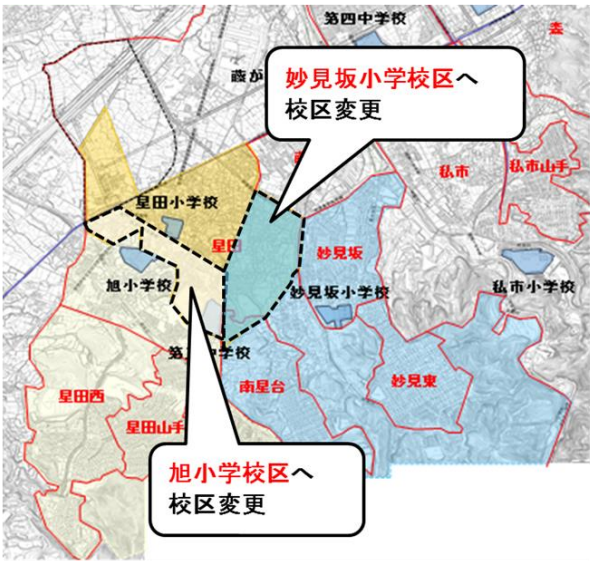

【校区変更案(1)の概要】

・星田北7丁目 ⇒ 星田小学校区
　星田北6,8,9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区

・星田小学校区の一部を、
　妙見坂小学校区・旭小学校区へ校区変更

校区変更案(2)－①

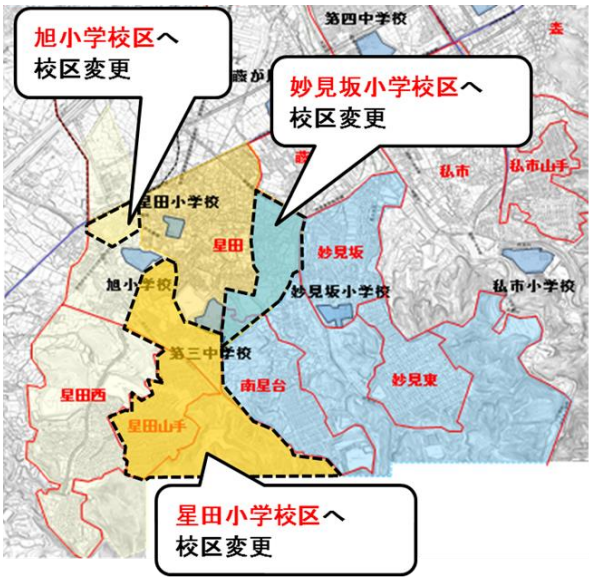

【校区変更案(2)－①の概要】

・星田北7丁目 ⇒ 旭小学校区
　星田北6,8,9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区

・旭小学校区の一部を星田小学校区へ校区変更
・星田小学校区の一部を
　妙見坂小学校区・旭小学校区へ校区変更

校区変更案(2)－②

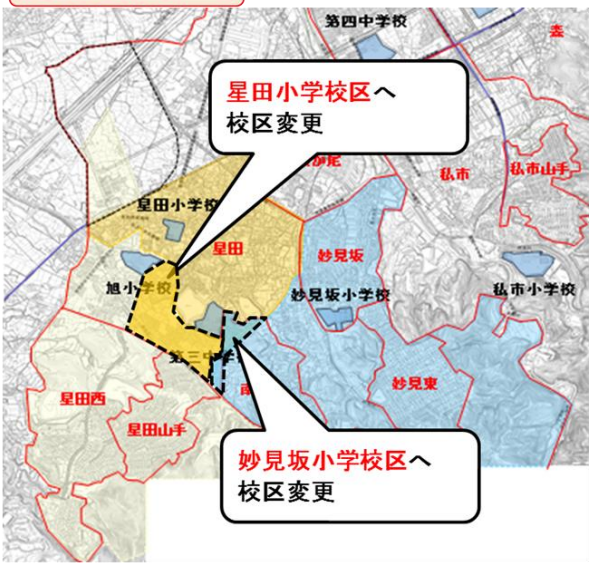

【校区変更案(2)－②の概要】

・星田北7丁目 ⇒ 旭小学校区
　星田北6,8,9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区

・旭小学校区の一部を
　星田小学校区・妙見坂小学校区へ校区変更

校区変更案(3)

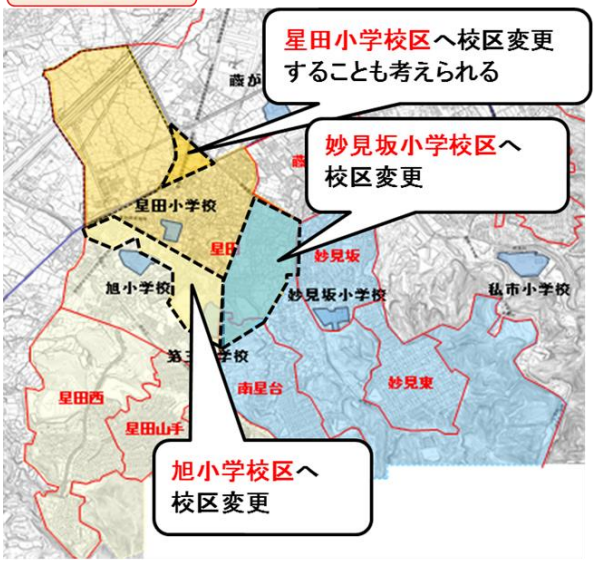

【校区変更案(3)の概要】

・星田北6～9丁目 ⇒ 星田小学校区

・星田小学校区の一部を
　妙見坂小学校区・旭小学校区へ校区変更

校区変更案(4)－①

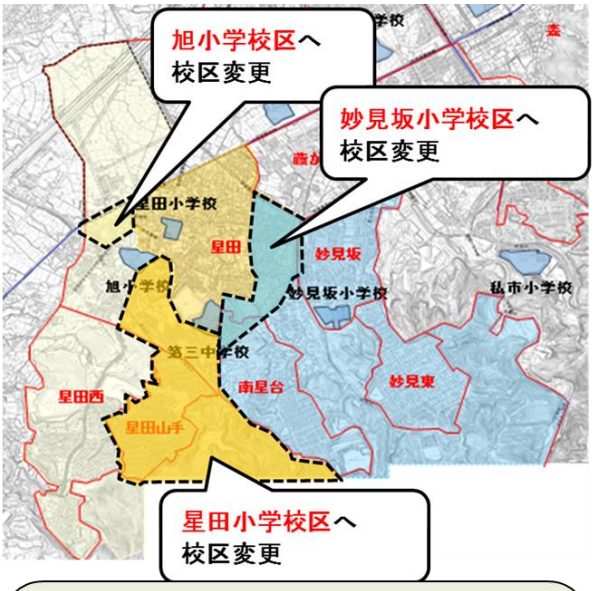

【校区変更案(1)の概要】

・星田北6～9丁目 ⇒ 旭小学校区

・旭小学校区の一部を星田小学校区へ校区変更
・星田小学校区の一部を
妙見坂小学校区・旭小学校区へ校区変更

校区変更案(4)－②

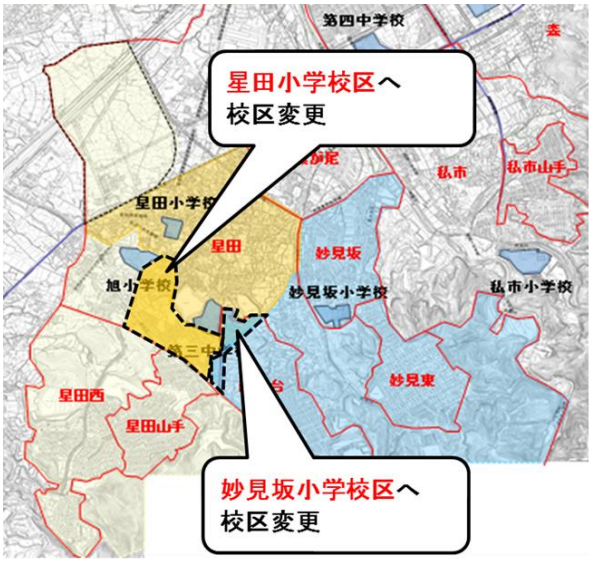

【校区変更案(2)－①の概要】

・星田北6～9丁目 ⇒ 旭小学校区

・旭小学校区の一部を
星田小学校区・妙見坂小学校区へ校区変更
・星田小学校区の一部を妙見坂小学校区へ
校区変更

校区変更案(5)

【校区変更案(5)の概要】

・星田北7丁目 ⇒ 星田小学校区
星田北6,8,9丁目 ⇒ 旭小学校区

・星田小学校区の一部を妙見坂小学校区へ
校区変更
・旭小学校区の一部を妙見坂小学校区へ
校区変更

校区変更案(6)－①

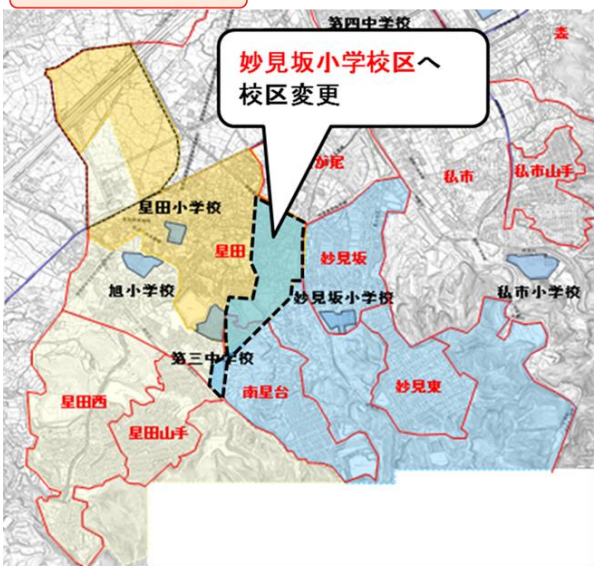

【校区変更案(6)－①の概要】

・星田北7丁目 ⇒ 旭小学校区
星田北6,8,9丁目 ⇒ 星田小学校区

・星田小学校区の一部を妙見坂小学校区へ
校区変更
・旭小学校区の一部を妙見坂小学校区へ
校区変更

校区変更案(6)－②

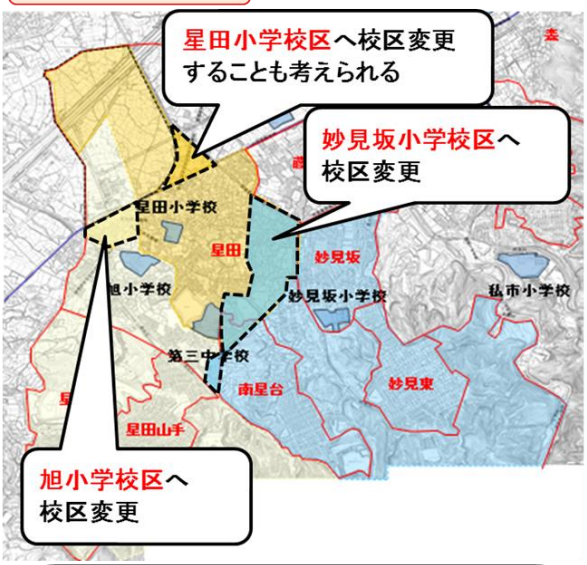

【校区変更案(6)－②の概要】

・星田北7丁目 ⇒ 旭小学校区
　星田北6,8,9丁目 ⇒ 星田小学校区

・旭小学校区の一部を星田小学校区へ校区変更
・星田小学校区の一部を
　妙見坂小学校区・旭小学校区へ校区変更
（・藤が尾小学校区の一部を星田小学校区へ
　校区変更）

学校統合案(1)

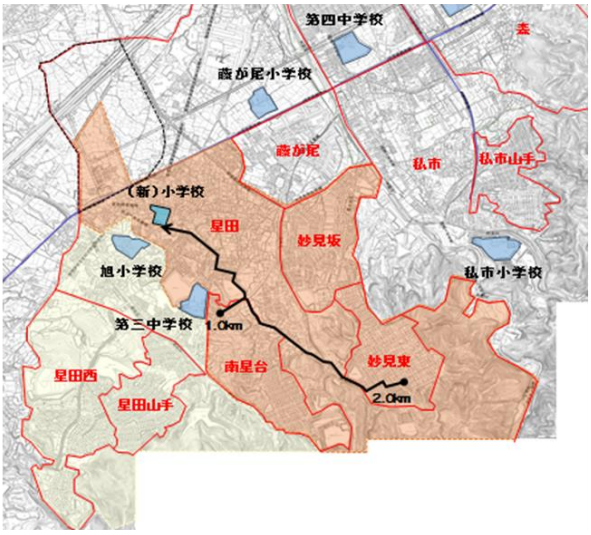

【学校統合案(1)の概要】

・星田北7丁目 ⇒ (新)小学校区
　星田北6,8,9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区

・星田小学校・妙見坂小学校を統合し、
　星田小学校敷地に新しい小学校を設置

学校統合案(2)

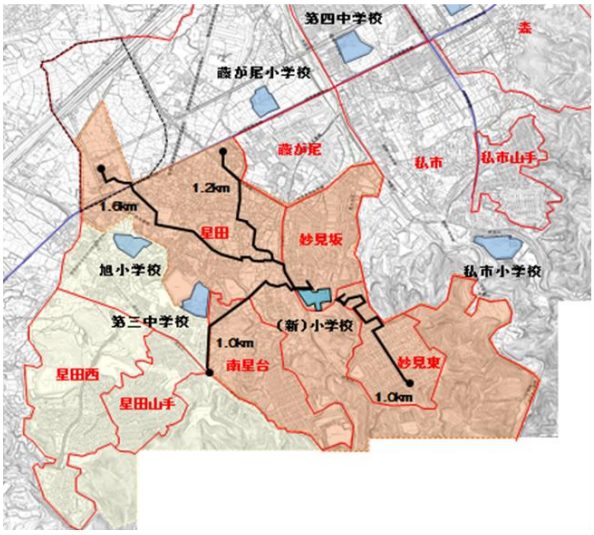

【学校統合案(2)の概要】

・星田北7丁目 ⇒ (新)小学校区
　星田北6,8,9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区

・星田小学校・妙見坂小学校を統合し、
　妙見坂小学校敷地に新しい小学校を設置

学校統合案(3)

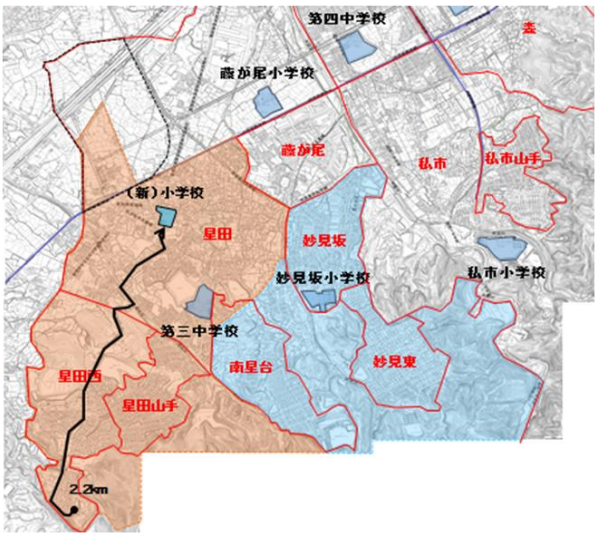

【学校統合案(3)の概要】

・星田北7丁目 ⇒ (新)小学校区
　星田北6,8,9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区

・星田小学校・旭小学校を統合し、
　星田小学校敷地に新しい小学校を設置

学校統合案(4)

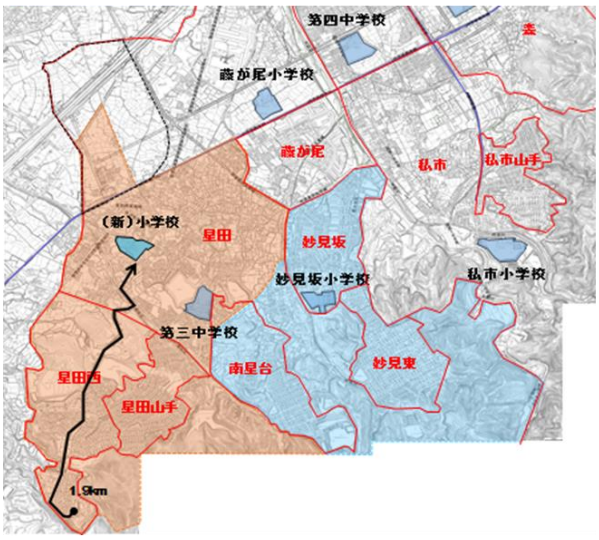

【学校統合案(4)の概要】

・星田北7丁目 ⇒ (新)小学校区
　星田北6,8,9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区

・星田小学校・旭小学校を統合し、
　旭小学校敷地に新しい小学校を設置

学校統合案(5)

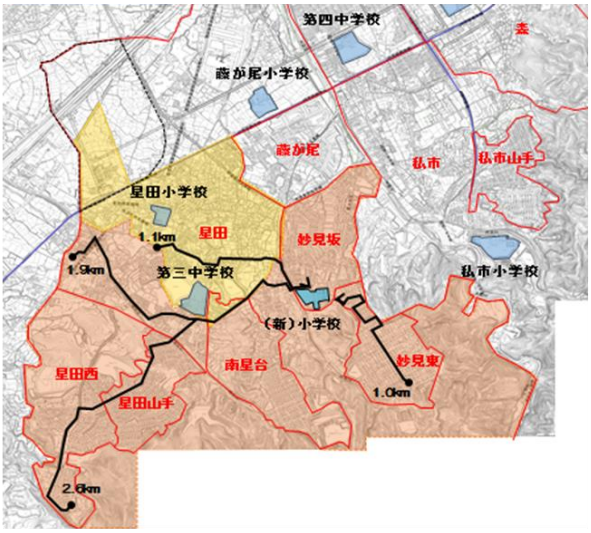

【学校統合案(5)の概要】

・星田北7丁目 ⇒ 星田小学校区
　星田北6,8,9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区

・妙見坂小学校・旭小学校を統合し、
　妙見坂小学校敷地に新しい小学校を設置

学校統合案(6)

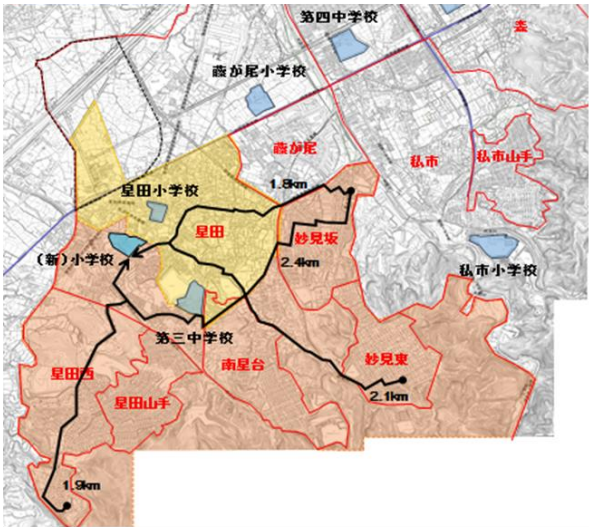

【学校統合案(6)の概要】

・星田北7丁目 ⇒ 星田小学校区
　星田北6,8,9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区

・妙見坂小学校・旭小学校を統合し、
　旭小学校敷地に新しい小学校を設置

学校統合案(7)

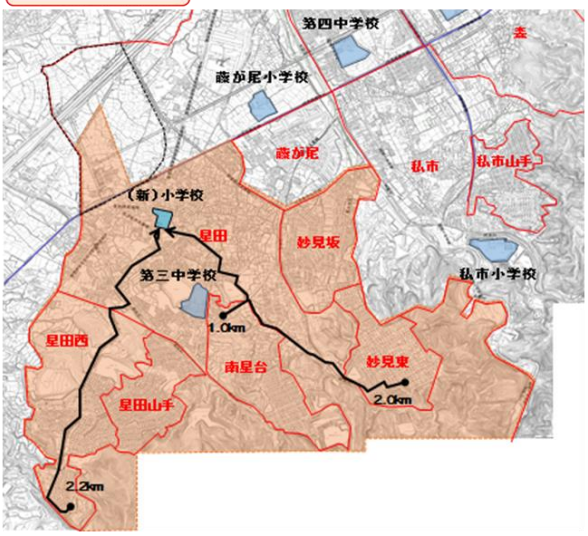

【学校統合案(7)の概要】

・星田北7丁目 ⇒ (新)小学校区
　星田北6,8,9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区

・星田小学校・妙見坂小学校・旭小学校
　を統合し、
　星田小学校敷地に新しい小学校を設置

学校統合案(8)

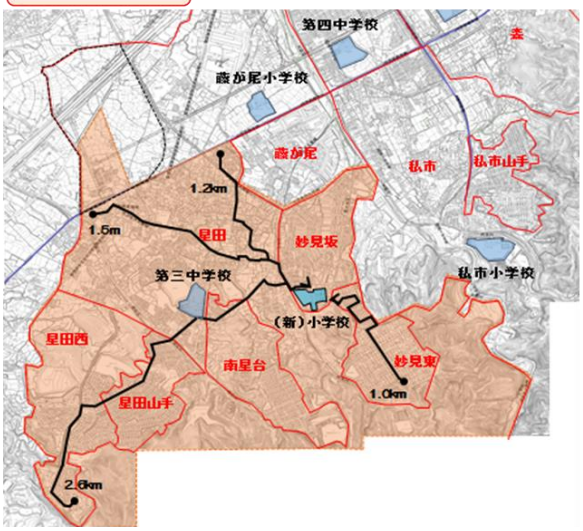

【学校統合案(8)の概要】

・星田北7丁目 ⇒ (新)小学校区
　星田北6,8,9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区

・星田小学校・妙見坂小学校・旭小学校
　を統合し、
　妙見坂小学校敷地に新しい小学校を設置

学校統合案(9)

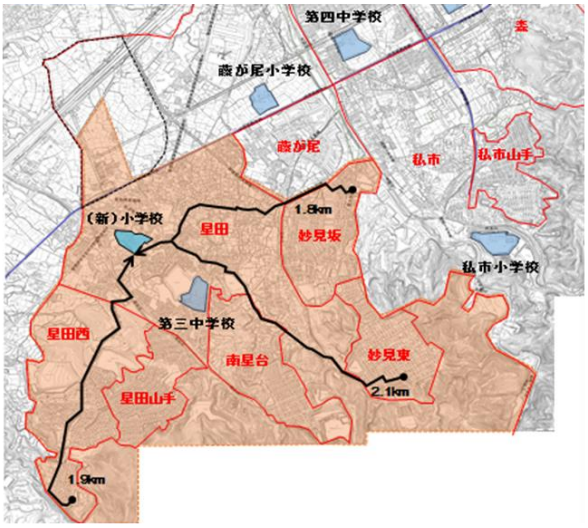

【学校統合案(9)の概要】

・星田北7丁目 ⇒ (新)小学校区
　星田北6,8,9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区

・星田小学校・妙見坂小学校・旭小学校
　を統合し、
　旭小学校敷地に新しい小学校を設置

学校統合案(10)

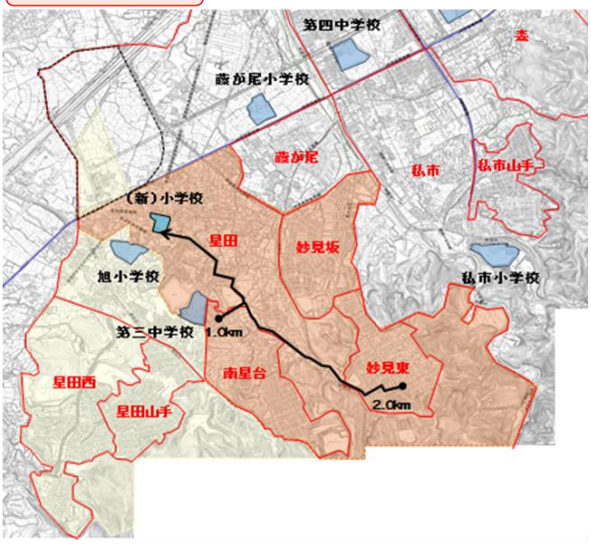

【学校統合案(10)の概要】

・星田北7丁目 ⇒ 旭小学校区
　星田6,8,9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区

・星田小学校・妙見坂小学校を統合し、
　星田小学校敷地に新しい小学校を設置

学校統合案(11)

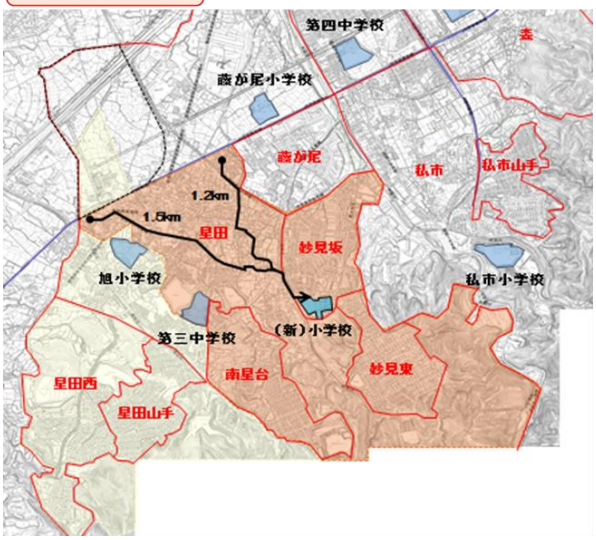

【学校統合案(11)の概要】

・星田北7丁目 ⇒ 旭小学校区
　星田6,8,9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区

・星田小学校・妙見坂小学校を統合し、
　妙見坂小学校敷地に新しい小学校を設置

学校統合案(12)

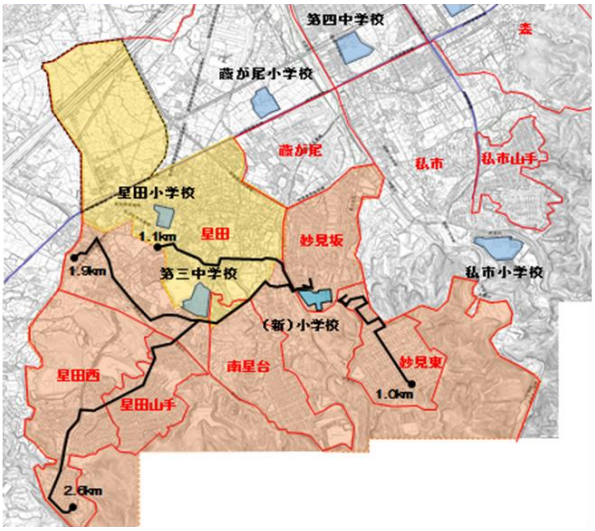

【学校統合案(12)の概要】

・星田北6～9丁目 ⇒ 星田小学校区

・妙見坂小学校・旭小学校を統合し、
妙見坂小学校敷地に新しい小学校を設置

学校統合案(13)

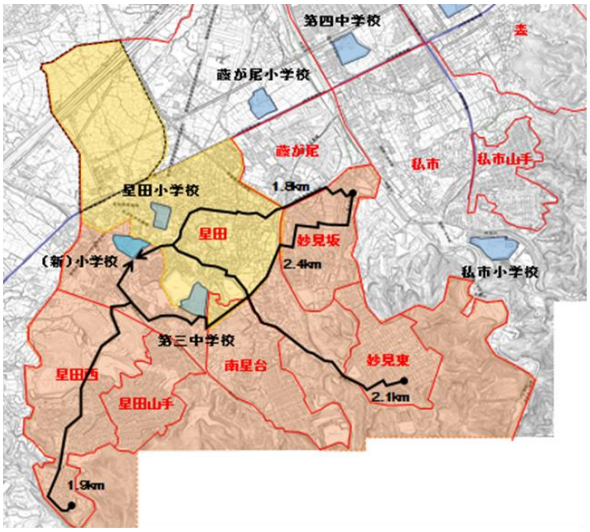

【学校統合案(13)の概要】

・星田北6～9丁目 ⇒ 星田小学校区

・妙見坂小学校・旭小学校を統合し、
旭小学校敷地に新しい小学校を設置

学校統合案(14)

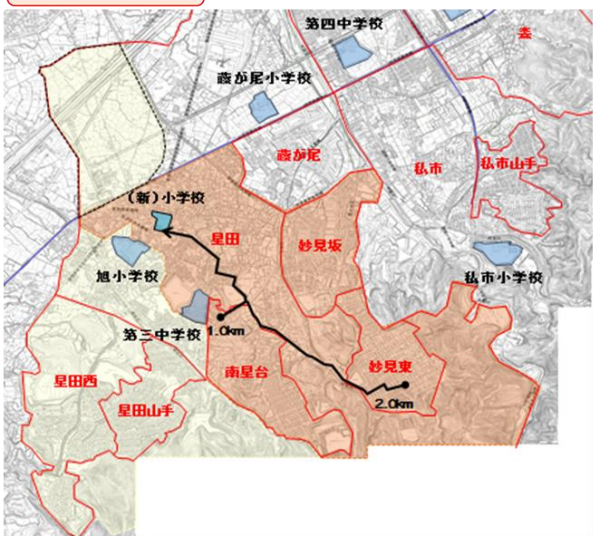

【学校統合案(14)の概要】

・星田北6～9丁目 ⇒ 旭小学校区

・星田小学校・妙見坂小学校を統合し、
星田小学校敷地に新しい小学校を設置

学校統合案(15)

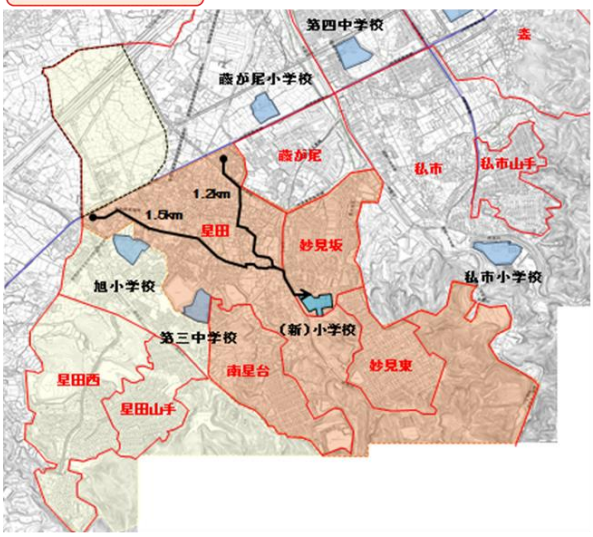

【学校統合案(15)の概要】

・星田北6～9丁目 ⇒ 旭小学校区

・星田小学校・妙見坂小学校を統合し、
妙見坂小学校敷地に新しい小学校を設置

学校統合案(16)

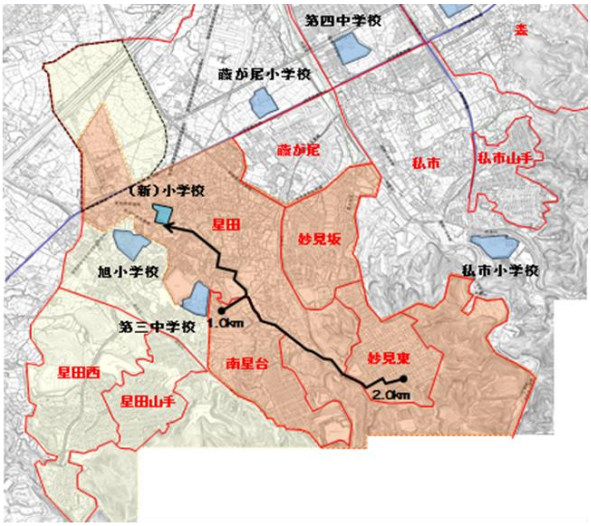

【学校統合案(16)の概要】

・星田北7丁目 ⇒ (新)小学校区
　星田北6,8,9丁目 ⇒ 旭小学校区

・星田小学校・妙見坂小学校を統合し、
　星田小学校敷地に新しい小学校を設置

学校統合案(17)

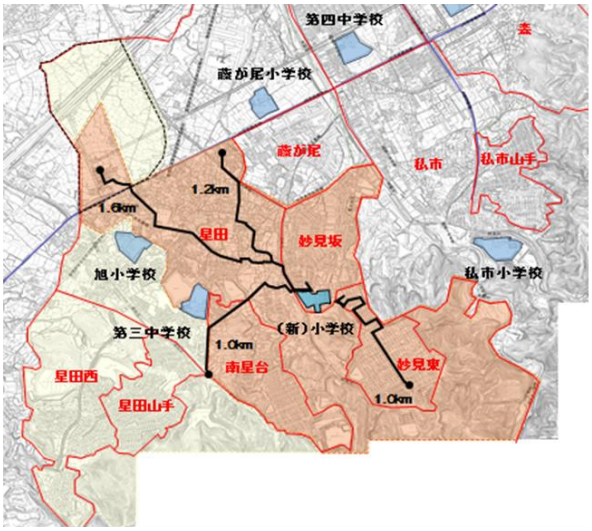

【学校統合案(17)の概要】

・星田北7丁目 ⇒ (新)小学校区
　星田北6,8,9丁目 ⇒ 旭小学校区

・星田小学校・妙見坂小学校を統合し、
　妙見坂小学校敷地に新しい小学校を設置

学校統合案(18)

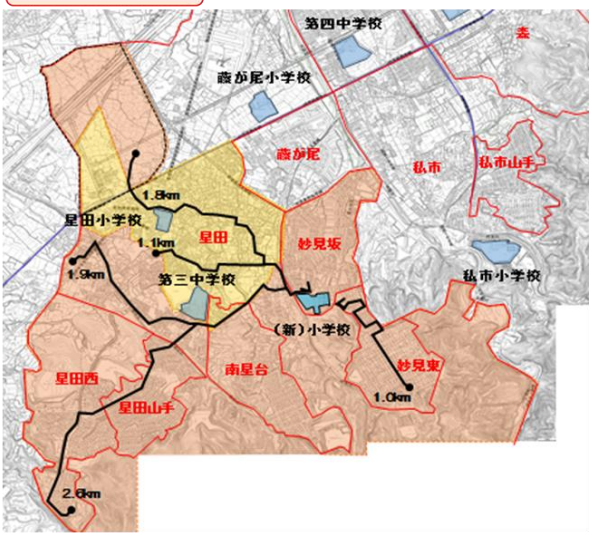

【学校統合案(18)の概要】

・星田北7丁目 ⇒ 星田小学校区
　星田北6,8,9丁目 ⇒ (新)小学校区

・妙見坂小学校・旭小学校を統合し、
　妙見坂小学校敷地に新しい小学校を設置

学校統合案(19)

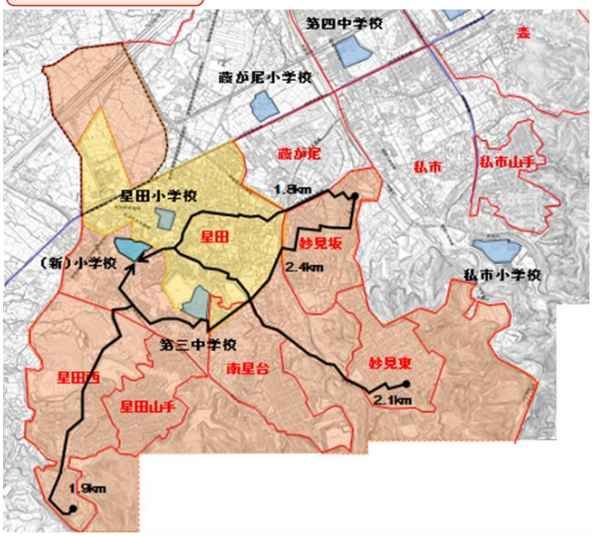

【学校統合案(19)の概要】

・星田北7丁目 ⇒ 星田小学校区
　星田北6,8,9丁目 ⇒ (新)小学校区

・妙見坂小学校・旭小学校を統合し、
　旭小学校敷地に新しい小学校を設置

学校統合案(20)

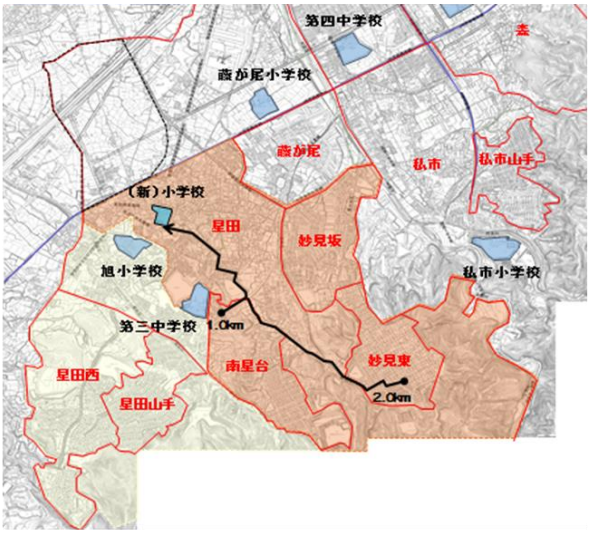

【学校統合案(20)の概要】

・星田北6～9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区

・星田小学校・妙見坂小学校を統合し、
星田小学校敷地に新しい小学校を設置

学校統合案(21)

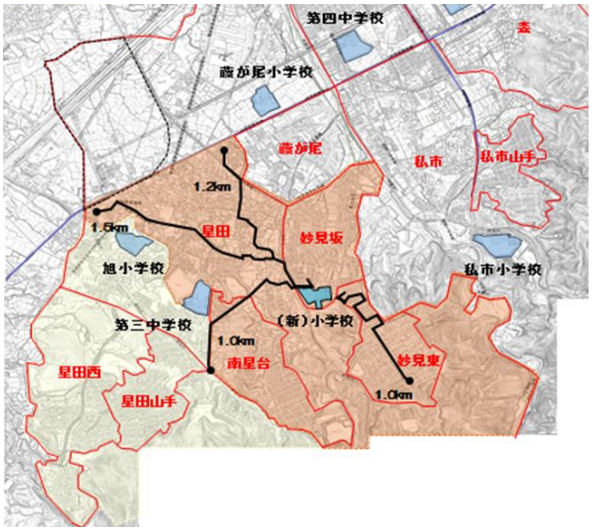

【学校統合案(21)の概要】

・星田北6～9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区

・星田小学校・妙見坂小学校を統合し、
妙見坂小学校敷地に新しい小学校を設置

学校統合案(22)

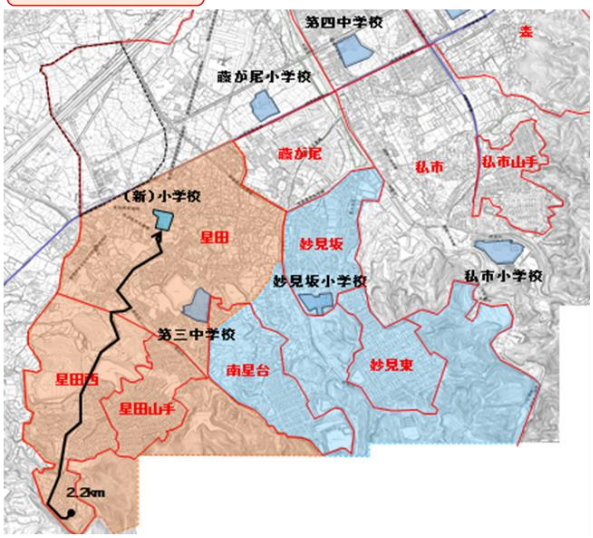

【学校統合案(22)の概要】

・星田北6～9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区

・星田小学校・旭小学校を統合し、
星田小学校敷地に新しい小学校を設置

学校統合案(23)

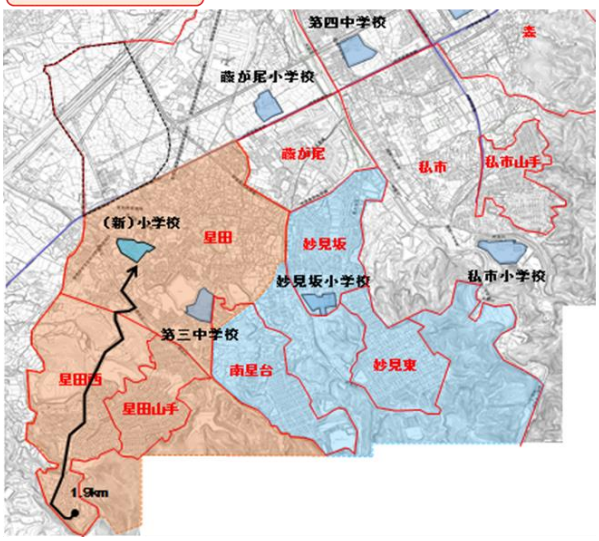

【学校統合案(23)の概要】

・星田北6～9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区

・星田小学校・旭小学校を統合し、
旭小学校敷地に新しい小学校を設置

学校統合案(24)

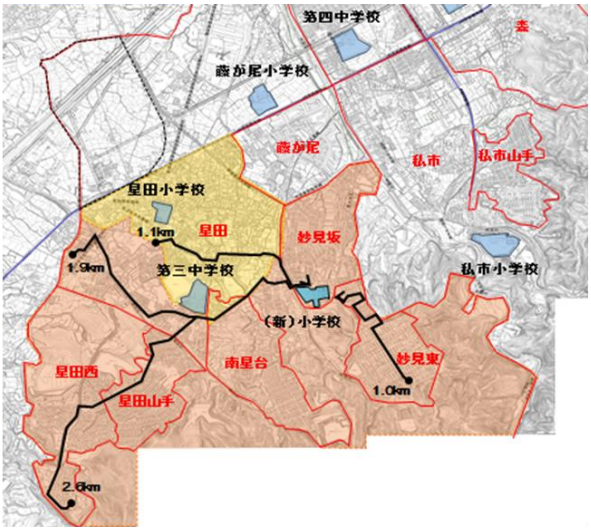

【学校統合案(24)の概要】

・星田北6～9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区

・妙見坂小学校・旭小学校を統合し、
妙見坂小学校敷地に新しい小学校を設置

学校統合案(25)

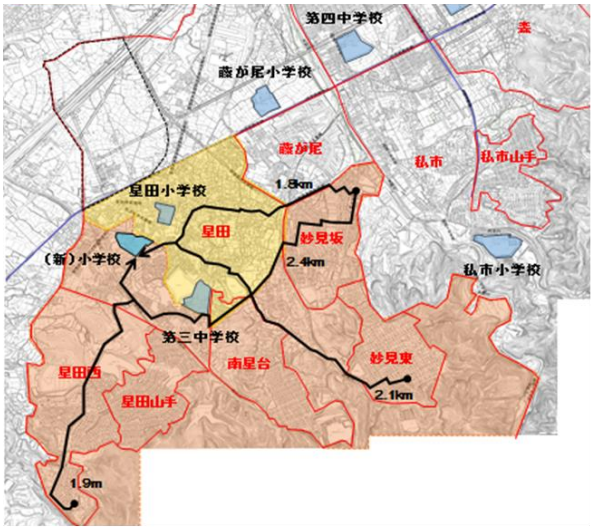

【学校統合案(25)の概要】

・星田北6～9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区

・妙見坂小学校・旭小学校を統合し、
旭小学校敷地に新しい小学校を設置

学校統合案(26)

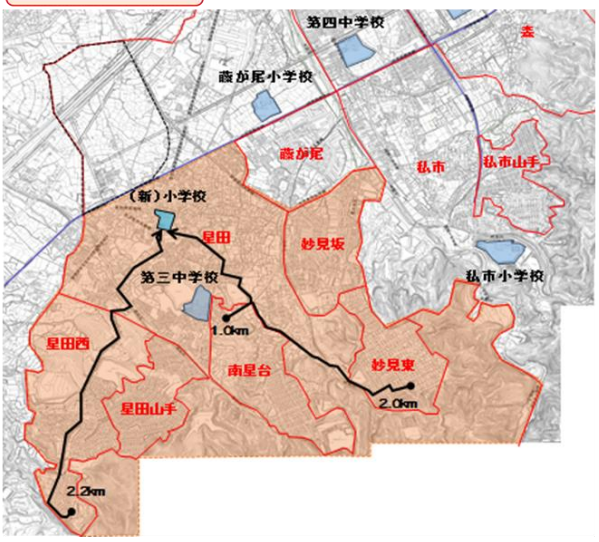

【学校統合案(26)の概要】

・星田北6～9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区

・星田小学校・妙見坂小学校・旭小学校
を統合し、
星田小学校敷地に新しい小学校を設置

学校統合案(27)

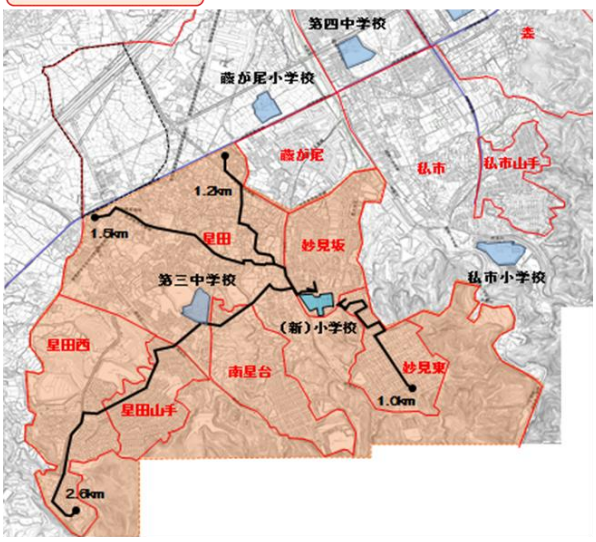

【学校統合案(27)の概要】

・星田北6～9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区

・星田小学校・妙見坂小学校・旭小学校
を統合し、
妙見坂小学校敷地に新しい小学校を設置

学校統合案（28）

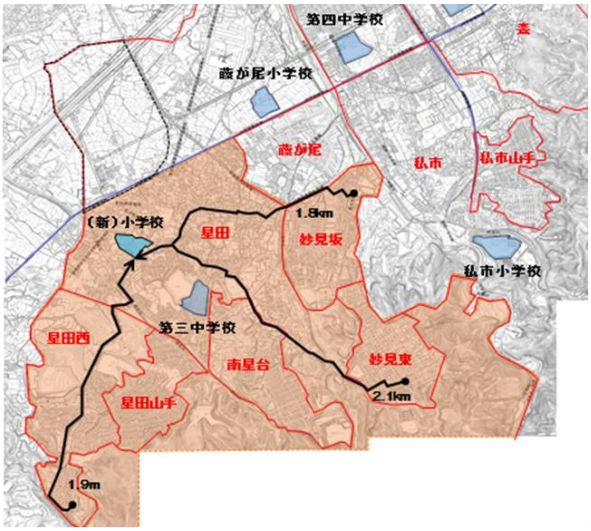

【学校統合案（28）の概要】

・星田北6～9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区

・星田小学校・妙見坂小学校・旭小学校
を統合し、
旭小学校敷地に新しい小学校を設置

小中学校統合案(1)

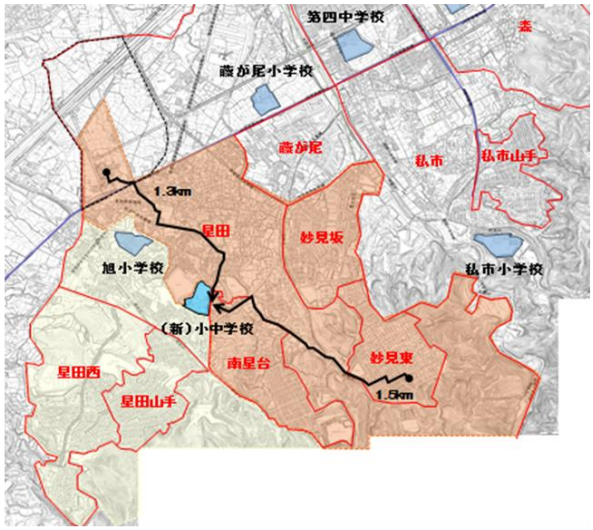

【小中学校統合案(1)の概要】

・星田北7丁目 ⇒ (新)小中学校区
　星田北6,8,9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区

・星田小学校・妙見坂小学校・第三中学校
　を統合し、
　第三中学校敷地に新しい小中学校を設置

小中学校統合案(2)

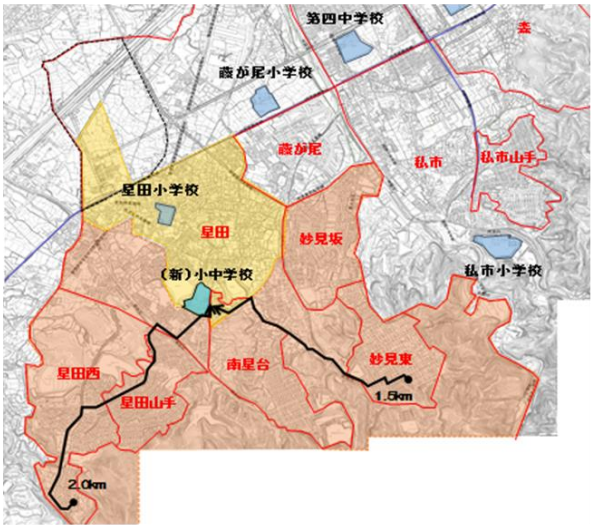

【小中学校統合案(2)の概要】

・星田北7丁目 ⇒ 星田小学校区
　星田北6,8,9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区

・妙見坂小学校・旭小学校・第三中学校
　を統合し、
　第三中学校敷地に新しい小中学校を設置

小中学校統合案(3)

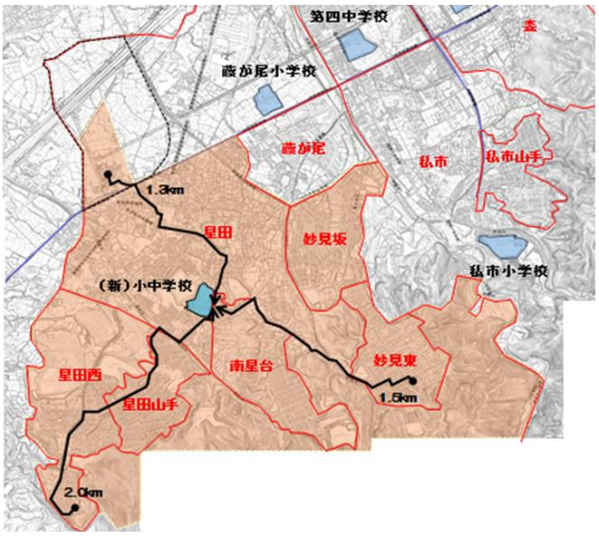

【小中学校統合案(3)の概要】

・星田北7丁目 ⇒ (新)小中学校区
　星田北6,8,9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区

・星田小学校・妙見坂小学校・旭小学校・
　第三中学校を統合し、
　第三中学校敷地に新しい小中学校を設置

小中学校統合案(4)

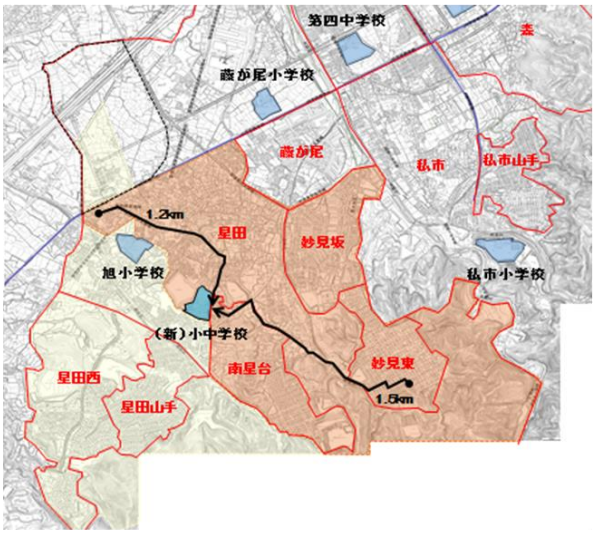

【小中学校統合案(4)の概要】

・星田北7丁目 ⇒ 旭小学校区
　星田北6,8,9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区

・星田小学校・妙見坂小学校・第三中学校
　を統合し、
　第三中学校敷地に新しい小中学校を設置

小中学校統合案(5)

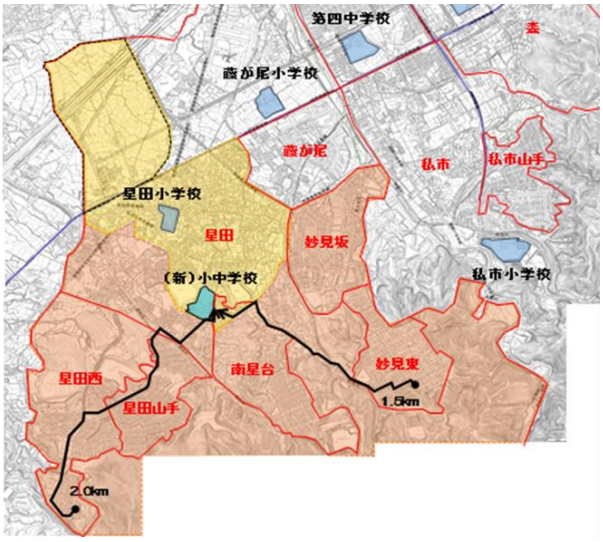

【小中学校統合案(5)の概要】

・星田北6～9丁目 ⇒ 星田小学校区

・妙見坂小学校・旭小学校・第三中学校を統合し、
第三中学校敷地に新しい小中学校を設置

小中学校統合案(6)

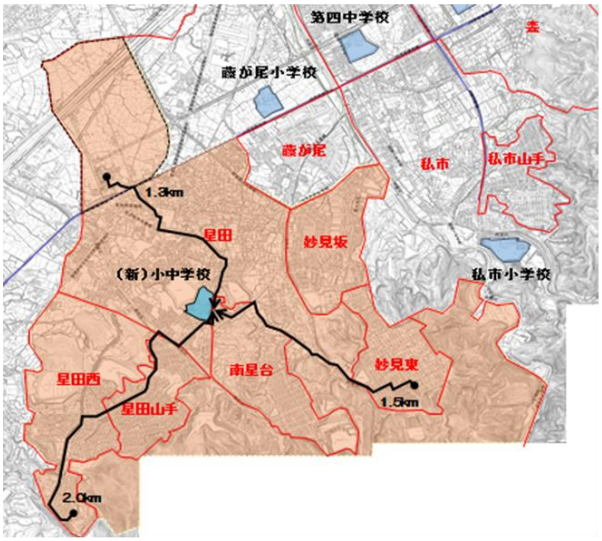

【小中学校統合案(6)の概要】

・星田北6～9丁目 ⇒ (新)小中学校区

・星田小学校・妙見坂小学校・旭小学校・第三中学校を統合し、
第三中学校敷地に新しい小中学校を設置

小中学校統合案(7)

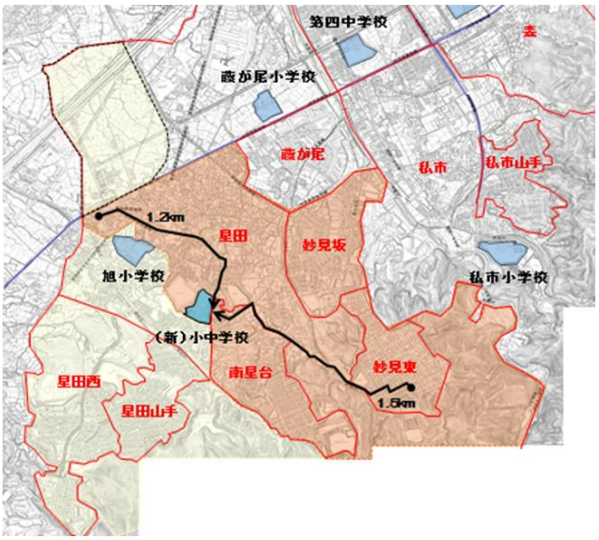

【小中学校統合案(7)の概要】

・星田北6～9丁目 ⇒ 旭小学校区

・星田小学校・妙見坂小学校・第三中学校を統合し、
第三中学校敷地に新しい小中学校を設置

小中学校統合案(8)

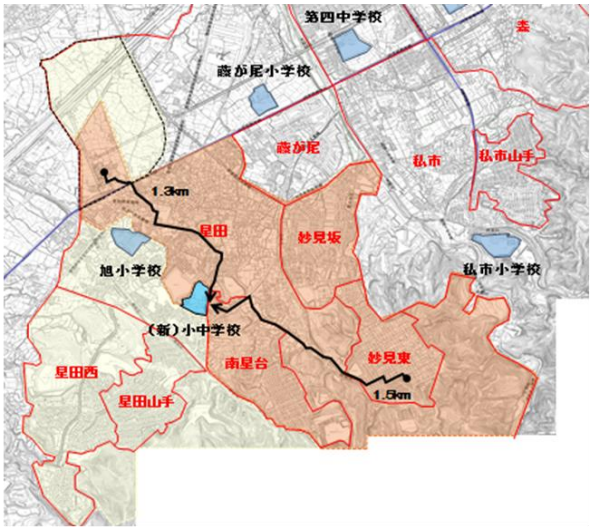

【小中学校統合案(8)の概要】

・星田北7丁目 ⇒ (新)小中学校区
　星田北6,8,9丁目 ⇒ 旭小学校区

・星田小学校・妙見坂小学校・第三中学校
　を統合し、
　第三中学校敷地に新しい小中学校を設置

小中学校統合案(9)

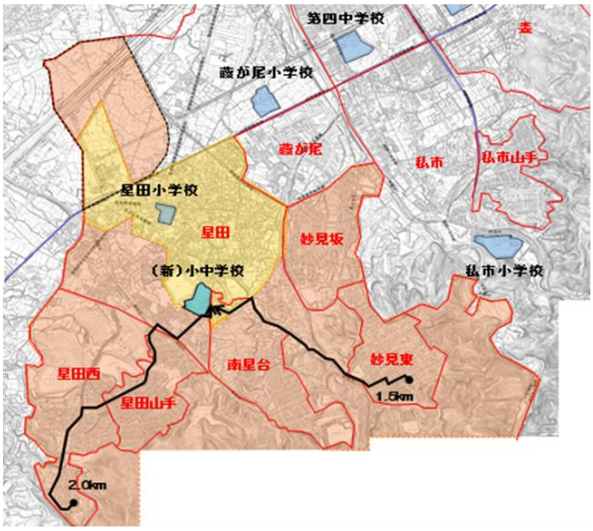

【小中学校統合案(9)の概要】

・星田北7丁目 ⇒ 星田小学校区
　星田北6,8,9丁目 ⇒ (新)小中学校区

・妙見坂小学校・旭小学校・第三中学校
　を統合し、
　第三中学校敷地に新しい小中学校を設置

小中学校統合案(10)

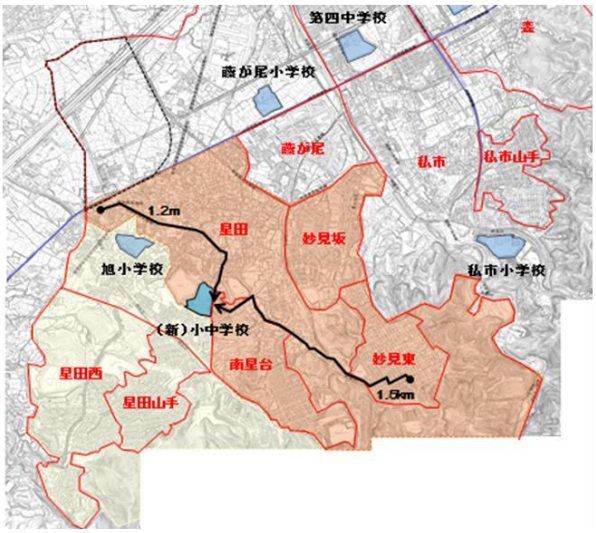

【小中学校統合案(10)の概要】

・星田北6～9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区

・星田小学校・妙見坂小学校・第三中学校
　を統合し、
　第三中学校敷地に新しい小中学校を設置

小中学校統合案(11)

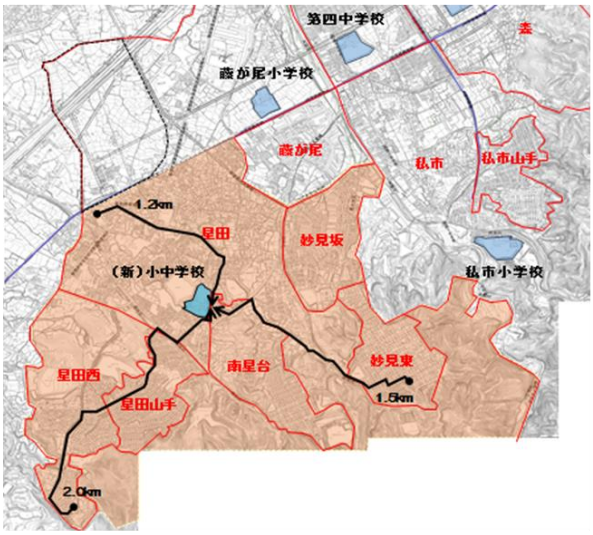

【小中学校統合案(11)の概要】

・星田北6～9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区

・星田小学校・妙見坂小学校・旭小学校・
　第三中学校を統合し、
　第三中学校敷地に新しい小中学校を設置

資料４３　第三中学校区の学校適正配置案の評価表（１）

【1】共通評価項目・内容

評価項目	評価内容	星田北の学校区				
		星田北7丁目⇒星田小学校区 星田北6,8,9丁目⇒藤が尾小学校区				
		現状の学校配置	校区変更案(1)	学校統合案(1)	学校統合案(3)	学校統合案(4)
			校区変更内容	統合校：星小＋妙小	統合校：星小＋旭小	
			星田小学校区一部を妙見坂小学校区、旭小学校区へ	統合後の敷地	統合後の敷地	
				星小	星小	旭小
1．適正な学校規模の確保	①各学校の学校規模	△	◎	△	△	△
2．良好な教育環境の確保	①小中一貫教育への適応	○	○	○	○	○
3．立地条件等	①通学距離	○	○	○	△	○
4．学校と地域コミュニティの関連	①コミュニティ施設としての機能確保	○	○	△	△	△
配置案　評価点　合計		50	80	45	35	45

括弧内の評価点は、※により、評価がかわった後の評価点を記載している。

【2】学校統合する場合の評価項目・内容

評価項目	評価内容	星田北の学校区		
		星田北7丁目⇒星田小学校区 星田北6,8,9丁目⇒藤が尾小学校区		
		学校統合案(1)	学校統合案(3)	学校統合案(4)
		統合校：星小＋妙小	統合校：星小＋旭小	
		統合後の敷地	統合後の敷地	
		星小	星小	旭小※3
2．良好な教育環境の確保	②学校の敷地面積※2	△	△	○
配置案　評価点　合計		5	5	10

括弧内の評価点は、※により、評価がかわった後の評価点を記載している。

【1】共通評価項目・内容の評価基準

評価内容	傾斜配点	◎　：　特に望ましい状態　（20点）	○　：　望ましい状態　（10点）
1-① 各学校の学校規模	×2	将来（平成57年度）にわたって、適正な学校規模を確保できる見込みである。	
2-① 小中一貫教育への適応	×1	小学校と中学校が隣接、または、同一敷地内にあり、教職員や児童生徒の移動がしやすい。	小学校と中学校の距離が1km未満で、比較的教職員や児童生徒の移動がしやすい。
3-① 通学距離	×2		学校規模適正化基本方針で定めた基本となる通学距離（小学生2km以内、中学生3km以内）の範囲内である。
4-① コミュニティ施設としての機能確保	×1	地域拠点として、地域住民の学校活用が現状以上の頻度で可能と見込まれる。	地域拠点として、地域住民の学校活用が現状と同程度の頻度で可能と見込まれる。

【2】学校統合する場合の評価項目・内容の評価基準

評価内容	◎　：　特に望ましい状態　（20点）	○　：　望ましい状態　（10点）
2-② 学校の敷地面積	市立小中学校の1校当たりの、平均敷地面積（20,097㎡）の120%（24,116㎡）以上の面積。	市立小中学校の1校当たりの、平均敷地面積（20,097㎡）の80%（16,078㎡）以上、120%（24,116㎡）未満の面積。

星田北7丁目⇒星田小学校区 星田北6,8,9丁目⇒藤が尾小学校区				星田北7丁目 ⇒旭小学校区 星田北6,8,9丁目⇒ 藤が尾小学校区
学校統合案(7)	学校統合案(8)	学校統合案(9)	小中学校統合案(3)	校区変更案(2)-①
統合校：星小＋妙小＋旭小			統合校：星小＋妙小＋旭小＋三中	校区変更内容
統合後の敷地			統合後の敷地	旭小学校区の一部を星田小学校区へ、星田小学校区の一部を妙見坂小学校区、旭小学校区へ
星小	妙小	旭小	三中	
×※1	×※1	×※1	×※1	◎
○	○	○	◎	○
△	△	△	○	○
△	△	△	△	○
25（65）	25（65）	25（65）	45（85）	80

※ 学校統合案2・5・6、小中学校統合案1・2については、教育環境上、望ましくないデメリットを含むため、除外している。

※ 星田駅北の住宅開発に伴う児童数については、平成48年度までの推計となっているため、星田駅北の住宅開発地域を学校区とする配置案の、学校規模についての評価は見込みである。

※1 平成48年度以降、児童数の減少により「◎」となる見込み。

星田北7丁目⇒星田小学校区 星田北6,8,9丁目⇒藤が尾小学校区			
学校統合案(7)	学校統合案(8)	学校統合案(9)	小中学校統合案(3)
統合校：星小＋妙小＋旭小			統合校：星小＋妙小＋旭小＋三中
統合後の敷地			統合後の敷地
星小	妙小	旭小※3	三中
×※4	○	○	×※5
0（5）	10	10	0（10）

※2 学校の敷地面積の評価については、統合した学校の敷地面積に対する評価。

※3 学校統合案の旭小学校の敷地面積は、旭小学校敷地に隣接する(旧)第三給食センターの敷地面積（1,322㎡）を合計した21,057㎡（うち194㎡は実験地等）とする。

※4 平成46年度以降、児童数の減少により「△」となる見込み。

※5 平成34年度以降、児童数の減少により「○」となる見込み。

△ ： 改善可能な課題がある状態 （5点）	× ： 改善困難な課題がある状態 （0点）
将来（平成57年度）、適正規模を確保できない見込みの学校がある。	適正規模でない学校がある。
小学校と中学校の距離が、1km以上2km以内で、比較的教職員や児童生徒の移動がしにくい学校がある。	小学校と中学校の距離が2kmを超え、教職員や児童生徒の移動がしにくい学校がある。
学校規模適正化基本方針で定めた許容範囲内の通学距離（小学生3km以内、中学生4km以内）である。	学校規模適正化基本方針で定めた通学距離の許容範囲を超える通学距離となる地域がある。
地域拠点として、地域住民の学校活用が現状以下の頻度になると見込まれる。	地域拠点として、地域住民の学校活用ができないと見込まれる。

△ ： 改善可能な課題がある状態 （5点）	× ： 改善困難な課題がある状態 （0点）
市立小中学校の1校当たりの、平均敷地面積（20,097㎡）の80％（16,078㎡）未満の面積。	小・中学校設置基準（平成14年文部科学省令）に定める校舎・運動場面積が確保できていない。

第三中学校区の学校適正配置案の評価表（２）

【1】共通評価項目・内容

評価項目	評価内容	星田北の学校区				
		星田北7丁目⇒星田小学校区 星田北6,8,9丁目⇒藤が尾小学校区	星田北6,7,8,9丁目⇒星田小学校区		星田北6,7,8,9丁目⇒旭小学校区	星田北7丁目⇒星田小学校区（または、旭小学校区）、星田北6,8,9丁目⇒旭小学校区（または星田小学校区）
		現状の学校配置	校区変更案(3)	小中学校統合案(6)	校区変更案(4)-①	校区変更案(6)-②
			校区変更内容	統合校：星小＋妙小＋旭小＋三中	校区変更内容	校区変更内容
			星田小学校区の一部を妙見坂小学校区、旭小学校区へ	統合後の敷地 三中	旭小学校区の一部を星田小学校区へ、星田小学校区の一部を妙見坂小学校区、旭小学校区へ。	星田小学校区の一部を妙見坂小学校区、旭小学校区へ、旭小学校区の一部を妙見坂小学校区へ。
1．適正な学校規模の確保	①各学校の学校規模	△	◎	×	◎	◎
2．良好な教育環境の確保	①小中一貫教育への適応	○	○	◎	○	○
3．立地条件等	①通学距離	○	○	○	○	○
4．学校と地域コミュニティの関連	①コミュニティ施設としての機能確保	○	○	△	○	○
配置案　評価点		50	80	45	80	80

括弧内の評価点は、※により、評価がかわった後の評価点を記載している。

【2】学校統合する場合の評価項目・内容

評価項目	評価内容	星田北の学校区	
		星田北6,7,8,9丁目⇒星田小学校区	
		小中学校統合案(6)	
		統合校：星小＋妙小＋旭小＋三中	
		統合後の敷地	
		三中	
2．良好な教育環境の確保	②学校の敷地面積※2	×	
配置案　評価点		0	

括弧内の評価点は、※により、評価がかわった後の評価点を記載している。

【1】共通評価項目・内容の評価基準

評価内容	傾斜配点	◎　：　特に望ましい状態　（20点）	○　：　望ましい状態　（10点）
1-① 各学校の学校規模	×2	将来（平成57年度）にわたって、適正な学校規模を確保できる見込みである。	
2-① 小中一貫教育への適応	×1	小学校と中学校が隣接、または、同一敷地内にあり、教職員や児童生徒の移動がしやすい。	小学校と中学校の距離が1km未満で、比較的教職員や児童生徒の移動がしやすい。
3-① 通学距離	×2		学校規模適正化基本方針で定めた基本となる通学距離（小学生2km以内、中学生3km以内）の範囲内である。
4-① コミュニティ施設としての機能確保	×1	地域拠点として、地域住民の学校活用が現状以上の頻度で可能と見込まれる。	地域拠点として、地域住民の学校活用が現状と同程度の頻度で可能と見込まれる。

【2】学校統合する場合の評価項目・内容の評価基準

評価内容	◎　：　特に望ましい状態　（20点）	○　：　望ましい状態　（10点）
2-② 学校の敷地面積	市立小中学校の1校当たりの、平均敷地面積（20,097㎡）の120%（24,116㎡）以上の面積。	市立小中学校の1校当たりの、平均敷地面積（20,097㎡）の80%（16,078㎡）以上、120%（24,116㎡）未満の面積。

星田北6,7,8,9丁目⇒藤が尾小学校区						
学校統合案(20)	学校統合案(22)	学校統合案(23)	学校統合案(26)	学校統合案(27)	学校統合案(28)	小中学校統合案(11)
統合校：星小＋妙小	統合校：星小＋旭小		統合校：星小＋妙小＋旭小			統合校：星小＋妙小＋旭小＋三中
統合後の敷地	統合後の敷地	統合後の敷地	統合後の敷地	統合後の敷地	統合後の敷地	統合後の敷地
星小	星小	旭小	星小	妙小	旭小	三中
△	△	△	×※1	×※1	×※1	×※1
○	○	○	○	○	○	◎
○	△	○	△	△	△	○
△	△	△	△	△	△	△
45	35	45	25（65）	25（65）	25（65）	45（85）

※ 校区変更案2-②・4-②・5・6-①、学校統合案10・11・12・13・14・15・16・17・18・19・21・24・25、小中学校統合案4・5・7・8・9・10については、教育環境上、望ましくないデメリットを含むため、除外している。

※ 星田駅北の住宅開発に伴う児童数については、平成48度までの推計となっているため、星田駅北の住宅開発地域を学校区とする配置案の、学校規模についての評価は見込みである。

※1 平成38年度以降、児童生徒数の減少により、「◎」となる見込み。

星田北6,7,8,9丁目⇒藤が尾小学校区						
学校統合案(20)	学校統合案(22)	学校統合案(23)	学校統合案(26)	学校統合案(27)	学校統合案(28)	小中学校統合案(11)
統合校：星小＋妙小	統合校：星小＋旭小		統合校：星小＋妙小＋旭小			統合校：星小＋妙小＋旭小＋三中
統合後の敷地	統合後の敷地	統合後の敷地	統合後の敷地	統合後の敷地	統合後の敷地	統合後の敷地
星小	星小	旭小※3	星小	妙小	旭小※3	三中
△	△	○	×※4	○	○	×※5
5	5	10	0（5）	10	10	0（10）

※2 学校の敷地面積の評価については、統合した学校の敷地面積に対する評価。

※3 学校統合案の旭小学校の敷地面積は、旭小学校敷地に隣接する(旧)第三給食センターの敷地面積（1,322㎡）を合計した21,057㎡（うち194㎡は実験地等）とする。

※4 平成35年度以降、児童生徒数の減少により、「△」となる見込み。

※5 平成33年度以降、児童生徒数の減少により、「○」となる見込み。

△ ： 改善可能な課題がある状態 （5点）	× ： 改善困難な課題がある状態 （0点）
将来（平成57年度）、適正規模を確保できない見込みの学校がある。	適正規模でない学校がある。
小学校と中学校の距離が、1km以上2km以内で、比較的教職員や児童生徒の移動がしにくい学校がある。	小学校と中学校の距離が2kmを超え、教職員や児童生徒の移動がしにくい学校がある。
学校規模適正化基本方針で定めた許容範囲内の通学距離（小学生3km以内、中学生4km以内）である。	学校規模適正化基本方針で定めた通学距離の許容範囲を超える通学距離となる地域がある。
地域拠点として、地域住民の学校活用が現状以下の頻度になると見込まれる。	地域拠点として、地域住民の学校活用ができないと見込まれる。

△ ： 改善可能な課題がある状態 （5点）	× ： 改善困難な課題がある状態 （0点）
市立小中学校の1校当たりの、平均敷地面積（20,097㎡）の80％（16,078㎡）未満の面積。	小・中学校設置基準（平成14年文部科学省令）に定める校舎・運動場面積が確保できていない。

資料４４　第四中学校区の児童生徒数・学級数の将来推計

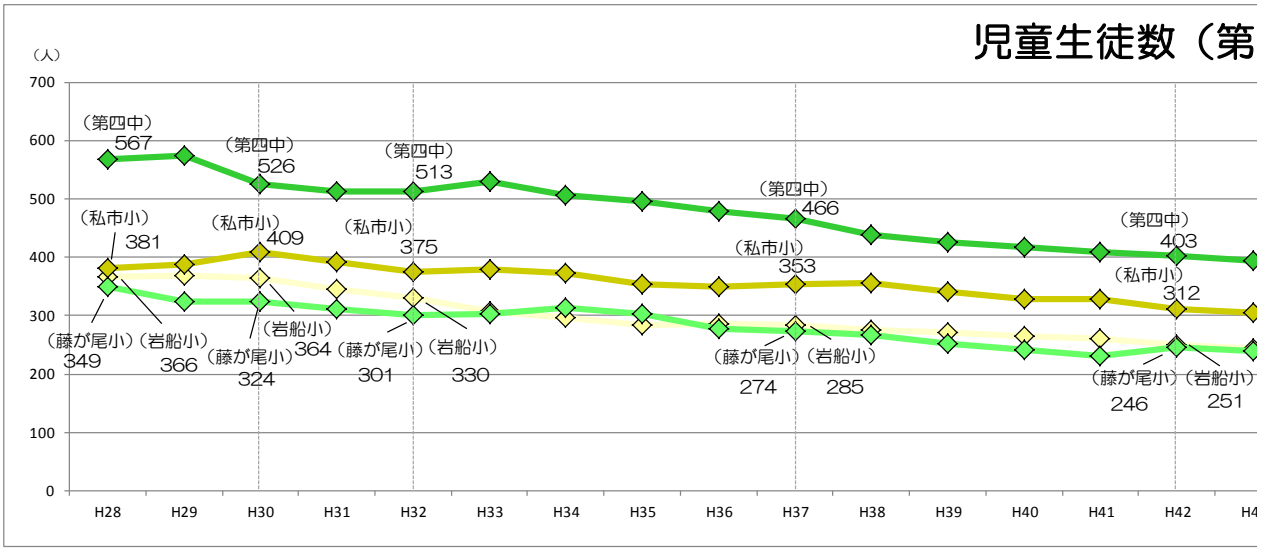

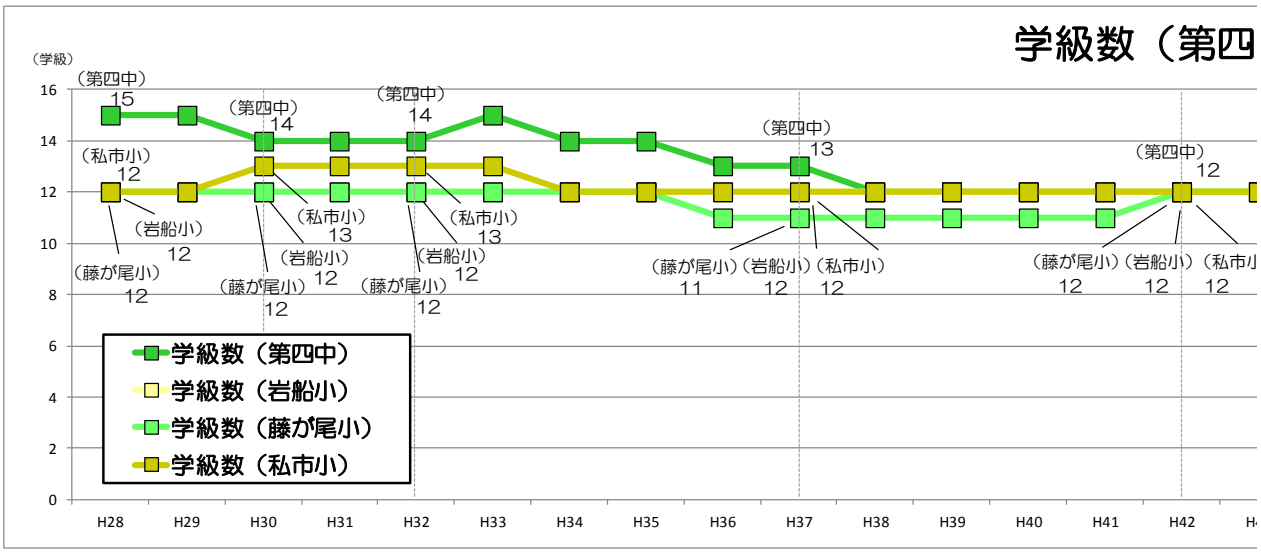

	年度	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41
第四中学校	生徒数	567	574	526	512	513	529	507	495	478	466	438	426	418	410
	学級数	15	15	14	14	14	15	14	14	13	13	12	12	12	12
岩船小学校	児童数	366	368	364	345	330	307	297	283	286	285	275	271	265	261
	学級数	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
藤が尾小学校	児童数	349	325	324	312	301	303	313	304	278	274	266	253	241	231
	学級数	12	12	12	12	12	12	12	12	11	11	11	11	11	11
私市小学校	児童数	381	388	409	391	375	380	372	353	349	353	356	342	329	329
	学級数	12	12	13	13	13	13	12	12	12	12	12	12	12	12

※H28～H30については、各年5月1日の実数

※児童生徒数には、支援学級児童生徒数含む。

※学級数には支援学級数を含まない。

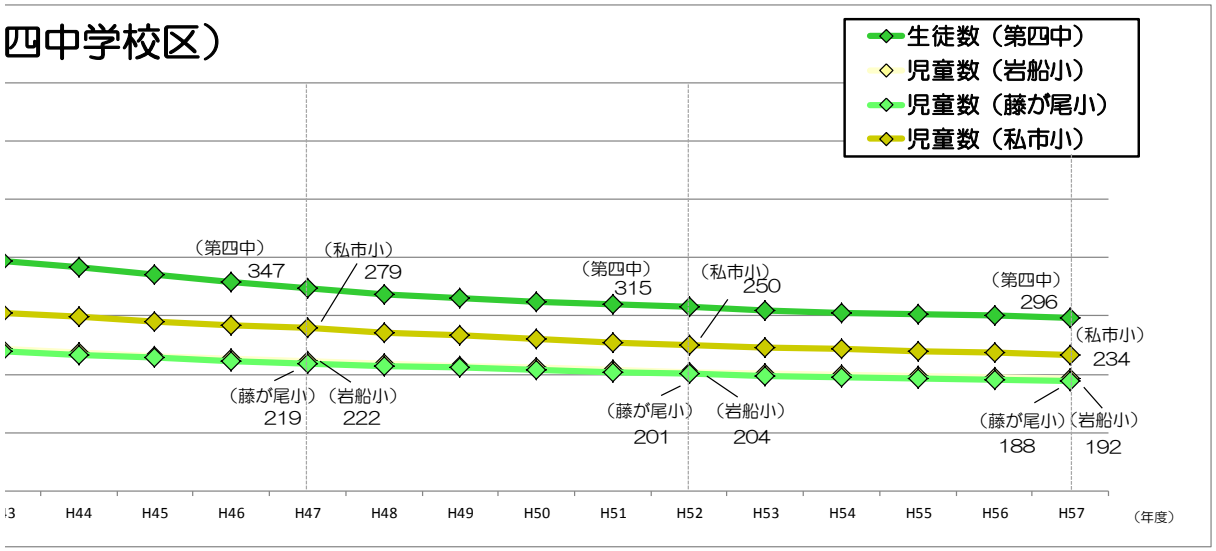

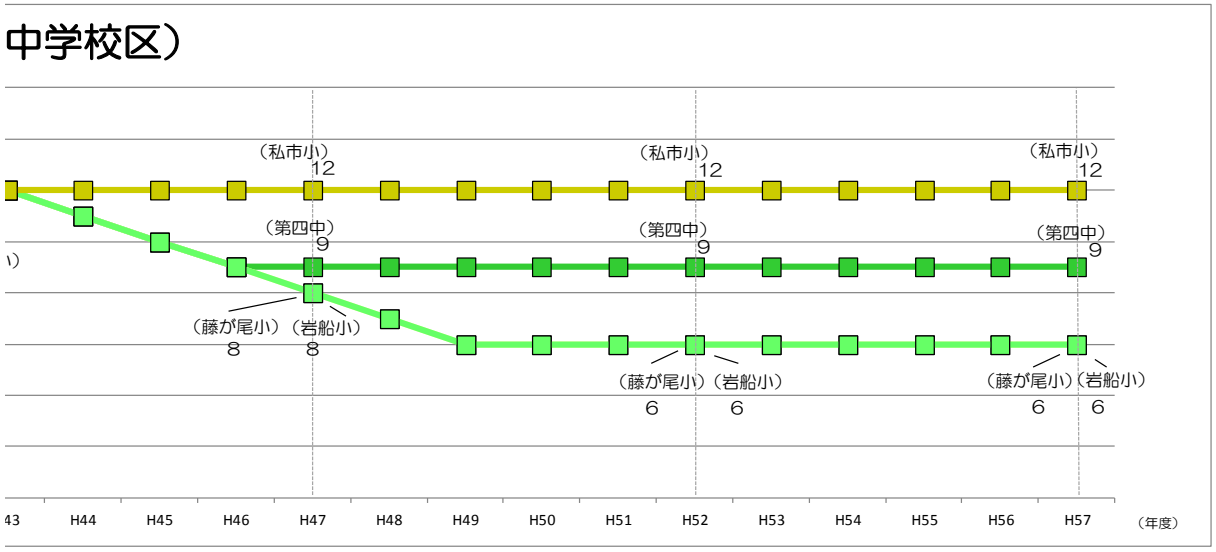

H42	H43	H44	H45	H46	H47	H48	H49	H50	H51	H52	H53	H54	H55	H56	H57
403	394	383	370	358	347	338	330	325	320	315	310	306	303	300	296
12	12	11	10	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
251	244	237	232	227	222	218	214	211	207	204	202	199	197	194	192
12	12	11	10	9	8	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6
246	239	233	228	223	219	215	211	207	204	201	198	196	193	191	188
12	12	11	10	9	8	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6
312	305	298	291	285	279	272	266	260	255	250	246	243	240	237	234
12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12

学校規模適正化基本方針（望ましい学校規模について）

	小規模	適正規模
小学校	11学級以下	12学級以上24学級以下 （1学年あたり2～4学級）
中学校	8学級以下	9学級以上18学級以下 （19学級以上24学級以下も許容範囲とする）

資料４５　第四中学校区の学校施設の諸元

		第四中学校	岩船小学
		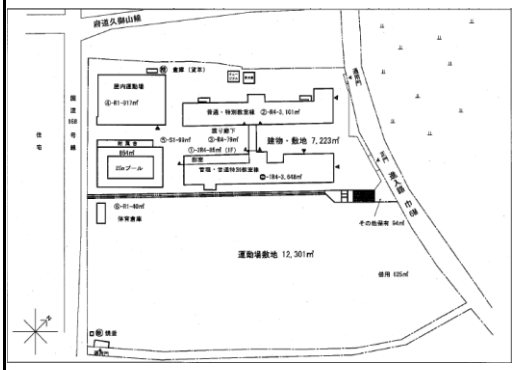	
敷地面積		20,472㎡	17,556㎡
運動場面積		13,155㎡	10,807㎡
延床面積		8,094㎡	6,511㎡
建築年度	校舎※1	1982（S57）年　（建築後36年）	1971（S46）年　（建
	体育館	1982（S57）年　（建築後36年）	1972（S47）年　（建
長寿命化判定	校舎	○	○
	体育館	○	×
長寿命化した場合の残存年数	校舎	44年　（建替時期：平成74年）	33年　（建替時期：
	体育館	44年　（建替時期：平成74年）	―
健全度評価※2	校舎	59	55
	体育館	92	75

※1　校舎の建築年度は棟別に異なるため、延床面積1,000㎡以上の棟のうち、もっとも古い棟の建築年度を記載している。

※2　健全度評価は、各棟で②の部位ごとに、①の種別で評価し、③の式で健全度を評価。

※3　校舎の健全度評価は、下の式にて算出。

$$\frac{\{面積_{(棟1)} \times 健全度_{(棟1)} + \cdots + 面積_{(棟n)} \times 健全度_{(棟n)}\}}{面積_{(棟1+\cdots+棟n)}} = 校舎の健全度$$

H30.3時点

校	藤が尾小学校	私市小学校
	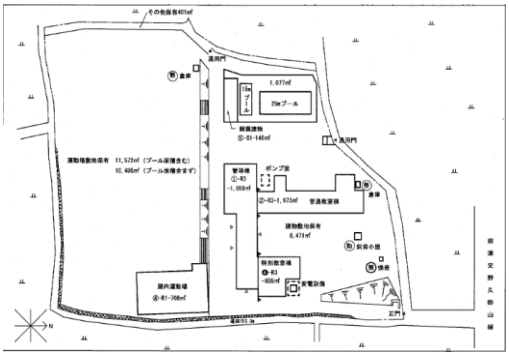	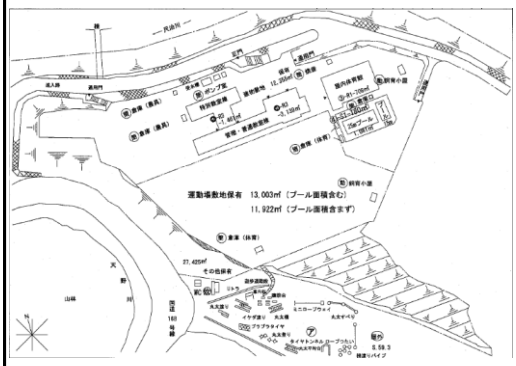
㎡	20,444㎡	52,783㎡
㎡	11,572㎡	13,003㎡
㎡	5,702㎡	5,551㎡
築後47年）	1977（S52）年　（建築後41年）	1979（S54）年　（建築後39年）
築後46年）	1978（S53）年　（建築後40年）	1979（S54）年　（建築後39年）
	○	○
	○	○
平成63年）	39年　（建替時期：平成69年）	41年　（建替時期：平成71年）
	40年　（建替時期：平成70年）	41年　（建替時期：平成71年）
	51	59
	75	83

①部位の健全度

評価	健全度
A	100
B	75
C	40
D	10

②部位のコスト配分

部位	コスト配分
1　屋根・屋上	7.2
2　外壁	14.9
3　内部仕上げ	22.4
4　電気設備	8.0
5　給排水設備	6.0
6　空調設備	1.0
7　昇降機その他	0.5
計	60.0

③健全度

$$\frac{\text{総和（部位の健全度×部位のコスト配分）}}{\text{評価対象部位がオールAの点数}}$$

※100点満点にするためにコスト配分の合計値で割っている。

※健全度は、数値が大きいほど健全、数値が小さいほど劣化が進んでいることを示す。

A：概ね良好

B：安全上、機能上、問題なし

C：安全上、機能上、劣化の兆しがみられる

D：劣化の程度が大きく、安全上、機能上、問題があり、早急に対応する必要がある

資料４６　第四中学校区の校区・地区・通学距離

（１）第四中学校区の地区図・小学校区図

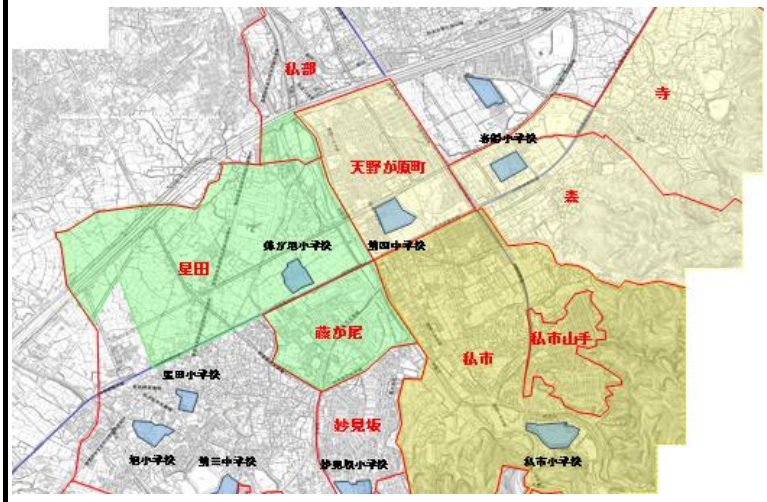

（２）第四中学校への

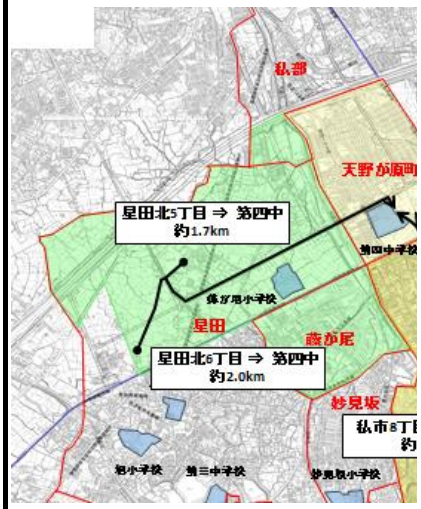

（４）藤が尾小学校への通学距離

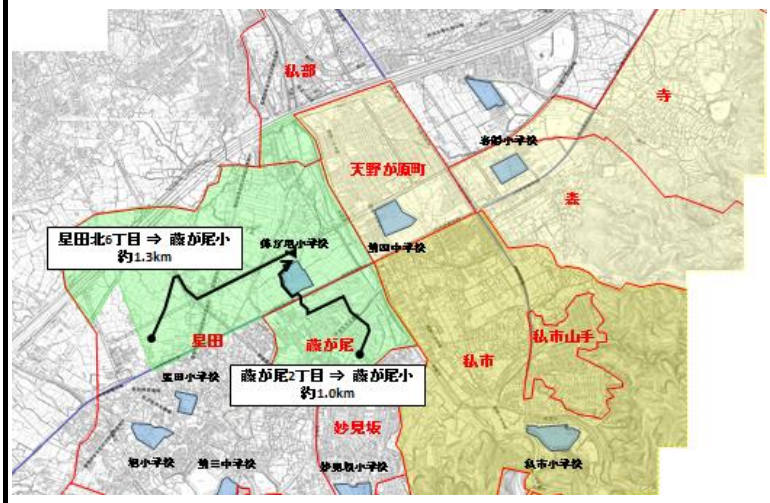

（５）私市小学校への

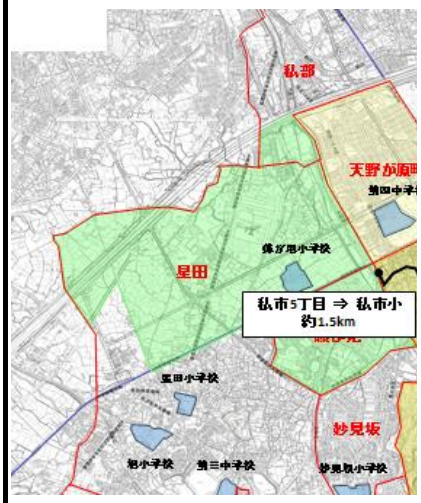

H30.3時点

通学距離

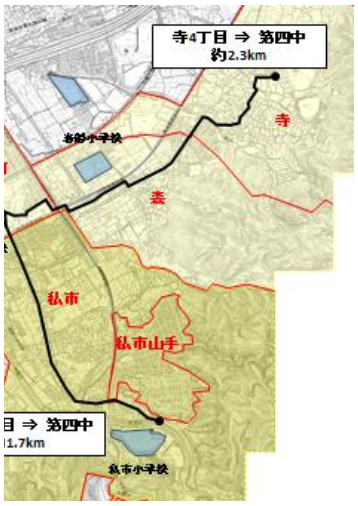

（３）岩船小学校への通学距離

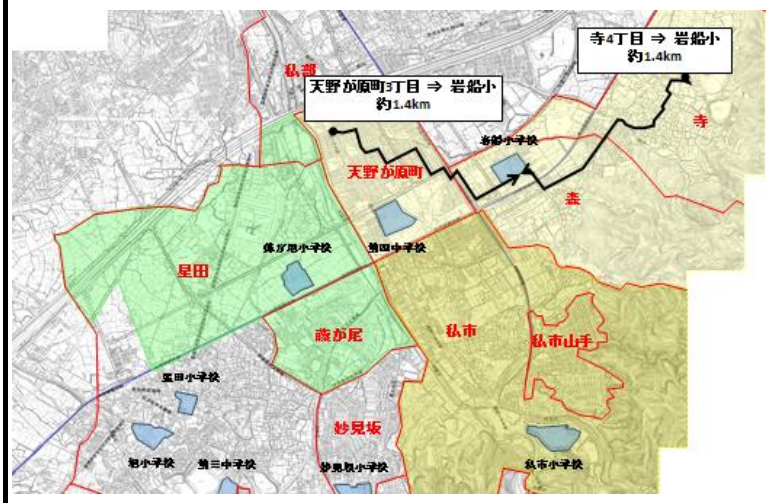

通学距離

【地域の課題】

星田地区・・・星田北7丁目を除く、星田北地域は藤が尾小学校区（第四中学校区）であるなど、4小学校区、2中学校区にまたがっている。

学校規模適正化基本方針（望ましい通学距離について）

小学校	2km以内を基本とし、3km以内を許容範囲
中学校	3km以内を基本とし、4km以内を許容範囲

資料４７　第四中学校区の適正配置案（一覧表）（１）

案名称	大規模開発が見込まれている星田駅北の小学校区	現状の課題 （星田駅北の影響により、解消される見込みの課題は、取り消し線により記載）	学校の適正配置までの動き	統合後の学校の位置	メリット	デメリット
学校統合案(1)	星田北6,8,9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区 星田北7丁目 ⇒ 第三中学校区（星田小学校区または旭小学校区） ※星田北8,9丁目には住宅建設予定なし	① 将来的な 岩船小学校 の小規模化 ~~②~~ ~~将来的な~~ ~~藤が尾小学校~~ ~~の小規模化~~	**岩船小学校・私市小学校を統合**	**岩船小学校敷地**	・課題①が解消される。	・岩船小学校敷地は比較的敷地面積が小さい。 ・通学距離が延びる地域がある。（最長約2.0km）
学校統合案(2)				**私市小学校敷地**	・課題①が解消される。 ・私市小学校敷地は比較的敷地面積が大きい。	・通学距離が2kmを超える地域がある。（最長約2.9km）
学校統合案(3)			**岩船小学校・藤が尾小学校を統合**	**岩船小学校敷地**	・課題①が解消される。	・岩船小学校敷地は比較的敷地面積が小さい。 ・通学距離が2kmを超える地域がある。（最長約2.7km）
学校統合案(4)				**藤が尾小学校敷地**	・課題①が解消される。	・通学距離が2kmを超える地域がある。（最長約3.0km）
学校統合案(5)			**岩船小学校・藤が尾小学校・私市小学校を統合**	**岩船小学校敷地**	・課題①が解消される。	・岩船小学校敷地は比較的敷地面積が小さい。 ・通学距離が延びる地域がある。（最長約2.7km） ・（新）小学校で長期的に適正規模を上回る見込みである。
学校統合案(6)				**藤が尾小学校敷地**	・課題①が解消される。	・通学距離が2kmを超える地域がある。（最長約3.0km） ・（新）小学校で長期的に適正規模を上回る見込みである。
~~学校統合案(7)~~				**私市小学校敷地**	・課題①が解消される。 ・私市小学校敷地は比較的敷地面積が大きい。	・通学距離が2kmを超える地域がある。（最長約3.6km） ・（新）小学校で長期的に適正規模を上回る見込みである。
小中学校統合案（1）			**岩船小学校・私市小学校・第四中学校を統合**	**第四中学校敷地**	・課題①が解消される。	・通学距離が2kmを超える地域がある。（最長約2.3km）
小中学校統合案（2）			**岩船小学校・藤が尾小学校・私市小学校・第四中学校を統合**	**第四中学校敷地**	・課題①が解消される。 ・小中一貫教育の成果を認識しやすい教育環境が確保できる。	・通学距離が2kmを超える地域がある。（最長約2.3km） ・（新）小中学校で長期的に適正規模を上回る見込みである。

第四中学校区の適正配置案（一覧表）（２）

案名称	大規模開発が見込まれている星田駅北の小学校区	現状の課題 （星田駅北の影響により、解消される見込みの課題は、取り消し線により記載）	学校の適正配置までの動き	統合後の学校の位置	メリット	デメリット
学校統合案(8)	星田北6,7,8,9丁目 ⇒藤が尾小学校区 ※星田北8,9丁目には住宅建設予定なし	① 将来的な 岩船小学校 の小規模化 ~~②~~ ~~将来的な~~ ~~藤が尾小学校~~ ~~の小規模化~~	**岩船小学校・私市小学校を統合**	**岩船小学校敷地**	・課題①が解消される。	・岩船小学校敷地は比較的敷地面積が小さい。 ・通学距離が延びる地域がある。（最長約2.0km）
学校統合案(9)				**私市小学校敷地**	・課題①が解消される。 ・私市小学校敷地は比較的敷地面積が大きい。	・通学距離が2kmを超える地域がある。（最長約2.9km）
学校統合案(10)			**岩船小学校・藤が尾小学校を統合**	**岩船小学校敷地**	・課題①が解消される。	・岩船小学校敷地は比較的敷地面積が小さい。 ・通学距離が2kmを超える地域がある。（最長約3.0km） ・（新）小学校で一時的に適正規模を上回る見込みである。
学校統合案(11)				**藤が尾小学校敷地**	・課題①が解消される。	・通学距離が2kmを超える地域がある。（最長約3.0km） ・（新）小学校が一時的に適正規模を上回る見込みである。
学校統合案(12)			**岩船小学校・藤が尾小学校・私市小学校を統合**	**岩船小学校敷地**	・課題①が解消される。	・岩船小学校敷地は比較的敷地面積が小さい。 ・通学距離が2kmを超える地域がある。（最長約3.0km） ・（新）小学校で長期的に適正規模を上回る見込みである。
学校統合案(13)				**藤が尾小学校敷地**	・課題①が解消される。	・通学距離が2kmを超える地域がある。（最長約3.0km） ・（新）小学校で長期的に適正規模を上回る見込みである。
~~学校統合案(14)~~				**私市小学校敷地**	・課題①が解消される。 ・私市小学校敷地は比較的敷地面積が大きい。	・通学距離が2kmを超える地域がある。（最長約4.1km） ・（新）小学校で長期的に適正規模を上回る見込みである。
小中学校統合案(3)			**岩船小学校・私市小学校・第四中学校を統合**	**第四中学校敷地**	・課題①が解消される。	・通学距離が2kmを超える地域がある。（最長約2.3km）
小中学校統合案(4)			**岩船小学校・藤が尾小学校・私市小学校・第四中学校を統合**	**第四中学校敷地**	・課題①が解消される。 ・小中一貫教育の成果を認識しやすい教育環境が確保できる。	・通学距離が2kmを超える地域がある。（最長約2.3km） ・（新）小学校で長期的に適正規模を上回る見込みである。
校区変更案			**星田小学校区（第三中学校区）の星田北7丁目を校区変更し、藤が尾小学校区とし、藤が尾小学校区にて小中一貫教育実践校を設置（藤が尾小学校が第五中学校区となる。）**	**―**	・小中一貫教育の成果を認識しやすい教育環境が確保できる。	・第四中学校が小規模化する見込みである。 ・課題①が残る。 （・星田駅北の開発による児童数の増加を注視しながら進める必要がある。）

第四中学校区の適正配置案（一覧表）（３）

案名称	大規模開発が見込まれている星田駅北の小学校区	現状の課題 （星田駅北の影響により、解消される見込みの課題は、取り消し線により記載）	学校の適正配置までの動き	統合後の学校の位置	メリット	デメリット
学校統合案(15)	星田北6,7,8,9丁目 ⇒ 第三中学校区 （星田小学校区または旭小学校区） ※星田北8,9丁目には住宅建設予定なし	① 将来的な岩船小学校の小規模化 ② 将来的な藤が尾小学校の小規模化	**岩船小学校・藤が尾小学校を統合**	**岩船小学校敷地**	・課題①及び②が解消される。	・岩船小学校敷地は比較的敷地面積が小さい。 ・通学距離が2kmを超える地域がある。（最長約2.5km）
学校統合案(16)				**藤が尾小学校敷地**	・課題①及び②が解消される。	・通学距離が2kmを超える地域がある。（最長約3.0km）
学校統合案(17)			**岩船小学校・藤が尾小学校・私市小学校を統合**	**岩船小学校敷地**	・課題①及び②が解消される。	・岩船小学校敷地は比較的敷地面積が小さい。 ・通学距離が2kmを超える地域がある。（最長約2.2km） ・（新）小学校で一時的に適正規模を上回る見込みである。
学校統合案(18)				**藤が尾小学校敷地**	・課題①及び②が解消される。	・通学距離が2kmを超える地域がある。（最長約3.0km） ・（新）小学校で一時的に適正規模を上回る見込みである。
~~学校統合案(19)~~				**私市小学校敷地**	・課題①及び②が解消される。 ・私市小学校敷地は比較的敷地面積が大きい。	・通学距離が2kmを超える地域がある。（最長約3.2km） ・（新）小学校で一時的に適正規模を上回る見込みである。
小中学校統合案(5)			**岩船小学校・藤が尾小学校・第四中学校を統合**	**第四中学校敷地**	・課題①及び②が解消される。	・通学距離が2kmを超える地域がある。（最長約2.3km）
小中学校統合案(6)			**岩船小学校・藤が尾小学校・私市小学校・第四中学校を統合**	**第四中学校敷地**	・課題①及び②が解消される。 ・小中一貫教育の成果を認識しやすい教育環境が確保できる。	・通学距離が2kmを超える地域がある。（最長約2.3km） ・（新）小学校で一時的に適正規模を上回る見込みである。

資料４８　第四中学校区の適正配置案（配置図）

学校統合案(1)

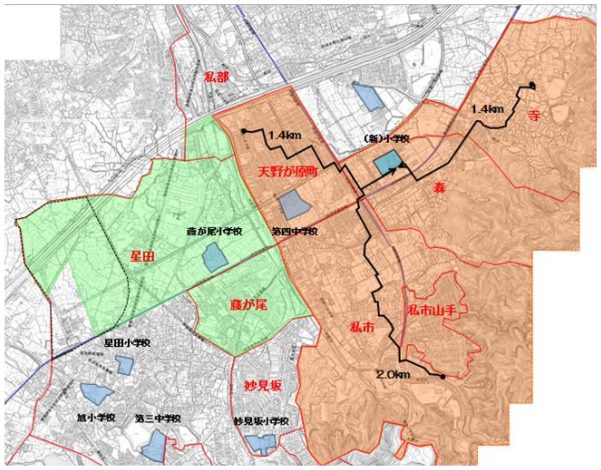

【学校統合案(1)の概要】

・星田北7丁目 ⇒ 第三中学校区
　星田北6,8,9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区

・岩船小学校・私市小学校を統合し、
　岩船小学校敷地に新しい小学校を設置

学校統合案(2)

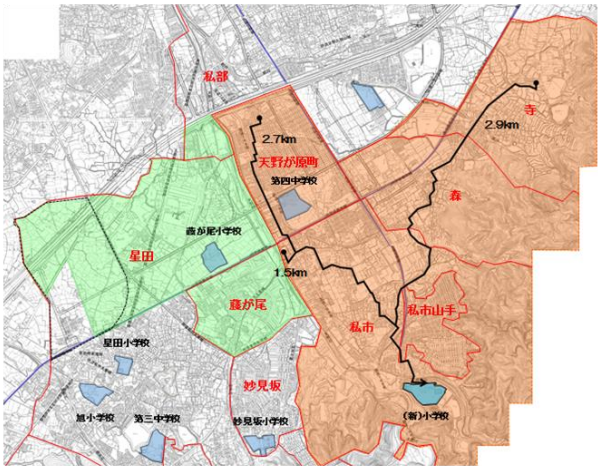

【学校統合案(2)の概要】

・星田北7丁目 ⇒ 第三中学校区
　星田北6,8,9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区

・岩船小学校・私市小学校を統合し、
　私市小学校敷地に新しい小学校を設置

学校統合案(3)

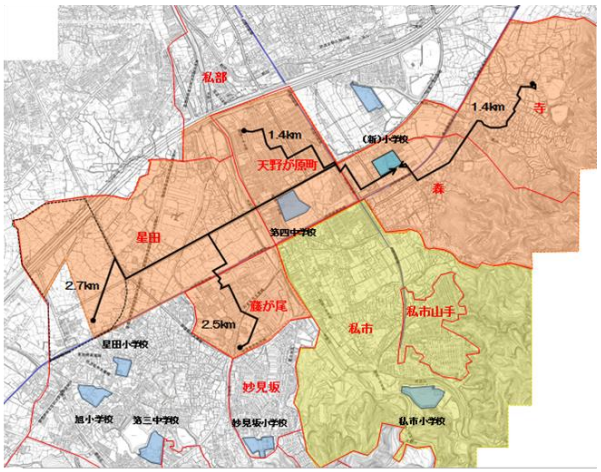

【学校統合案(3)の概要】

・星田北7丁目 ⇒ 第三中学校区
　星田北6,8,9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区

・岩船小学校・藤が尾小学校を統合し、
　岩船小学校敷地に新しい小学校を設置

学校統合案(4)

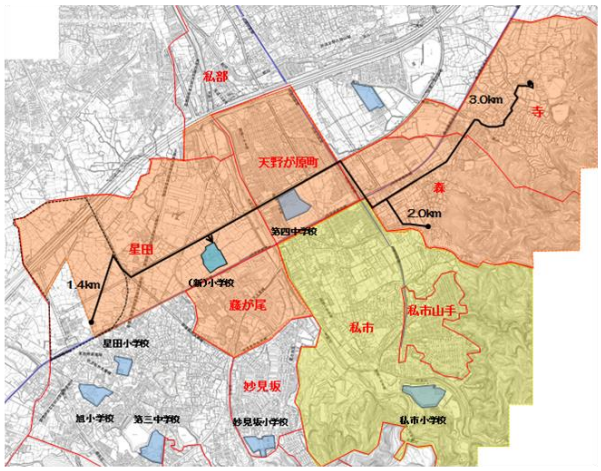

【学校統合案(4)の概要】

・星田北7丁目 ⇒ 第三中学校区
　星田北6,8,9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区

・岩船小学校・藤が尾小学校を統合し、
　藤が尾小学校敷地に新しい小学校を設置

学校統合案(5)

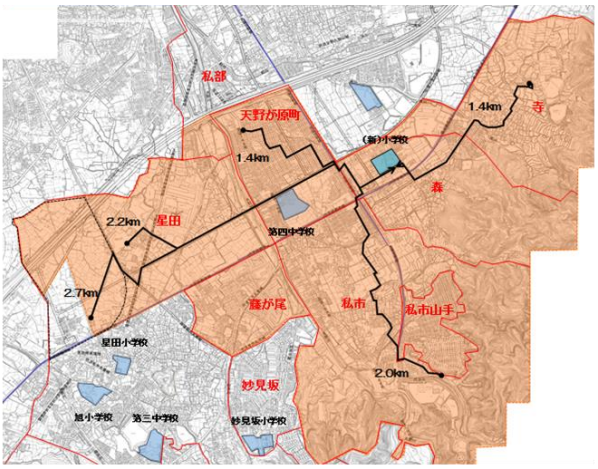

【学校統合案(5)の概要】

・星田北7丁目 ⇒ 第三中学校区
　星田北6,8,9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区

・岩船小学校・藤が尾小学校・私市小学校を統合し、
　岩船小学校敷地に新しい小学校を設置

学校統合案(6)

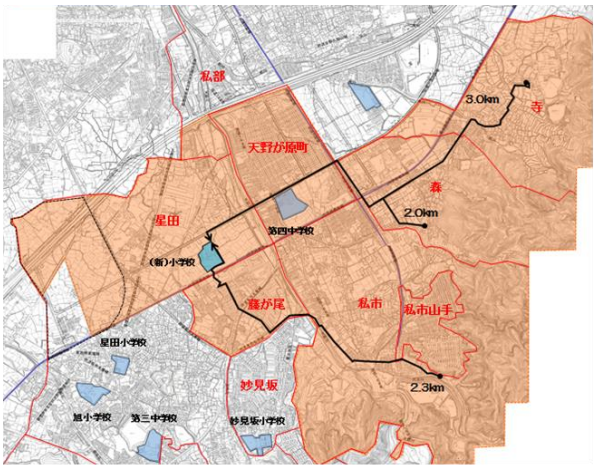

【学校統合案(6)の概要】

・星田北7丁目 ⇒ 第三中学校区
　星田北6,8,9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区

・岩船小学校・藤が尾小学校・私市小学校を統合し、
　藤が尾小学校敷地に新しい小学校を設置

学校統合案(7)

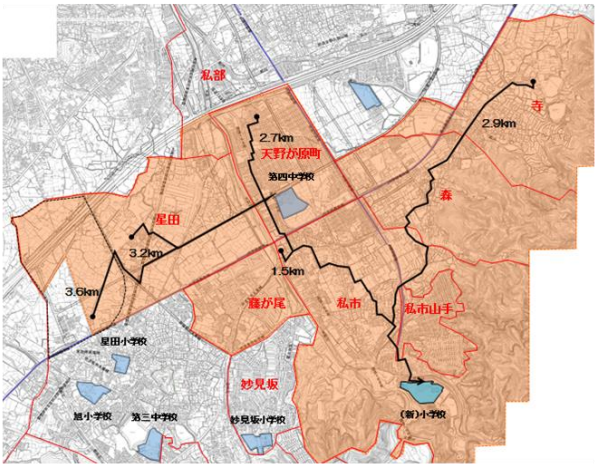

【学校統合案(7)の概要】

・星田北7丁目 ⇒ 第三中学校区
　星田北6,8,9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区

・岩船小学校・藤が尾小学校・私市小学校を統合し、
　私市小学校敷地に新しい小学校を設置

学校統合案(8)

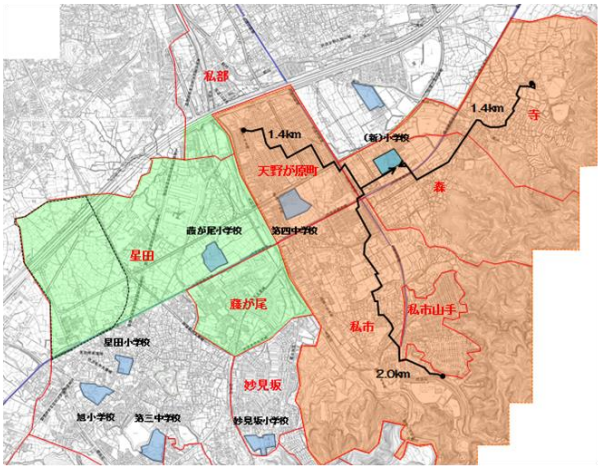

【学校統合案(8)の概要】

・星田北6～9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区

・岩船小学校・私市小学校を統合し、
　岩船小学校敷地に新しい小学校を設置

学校統合案(9)

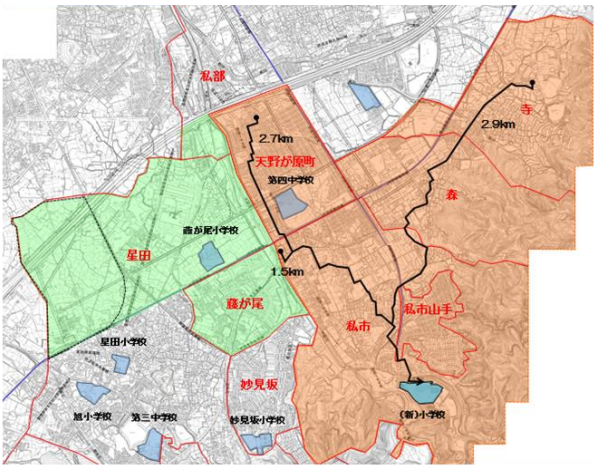

【学校統合案(9)の概要】

・星田北6～9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区

・岩船小学校・私市小学校を統合し、
私市小学校敷地に新しい小学校を設置

学校統合案(10)

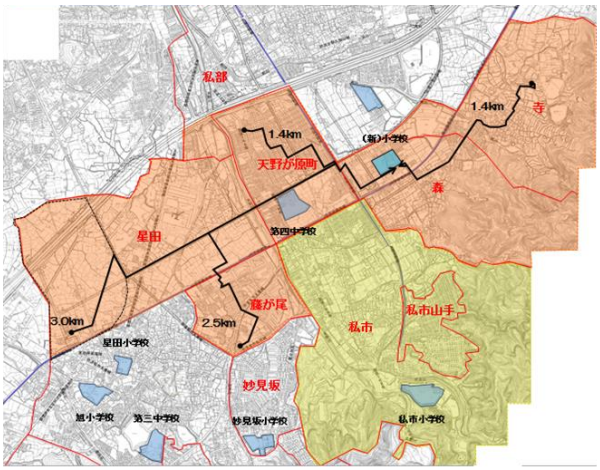

【学校統合案(10)の概要】

・星田北6～9丁目 ⇒ (新)小学校区

・岩船小学校・藤が尾小学校を統合し、
岩船小学校敷地に新しい小学校を設置

学校統合案(11)

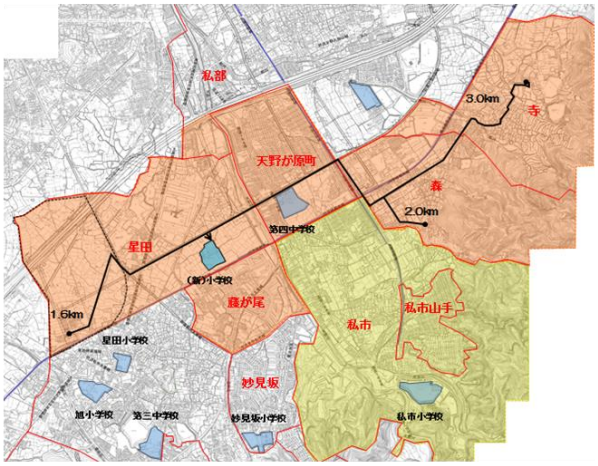

【学校統合案(11)の概要】

・星田北6～9丁目 ⇒ (新)小学校区

・岩船小学校・藤が尾小学校を統合し、
藤が尾小学校敷地に新しい小学校を設置

学校統合案(12)

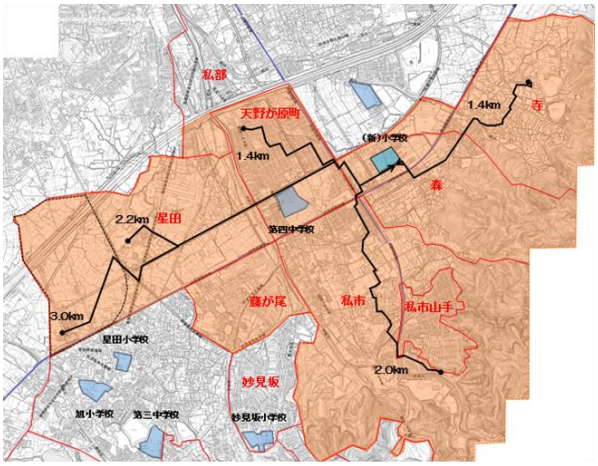

【学校統合案(12)の概要】

・星田北6～9丁目 ⇒ (新)小学校区

・岩船小学校・藤が尾小学校・私市小学校
を統合し、
岩船小学校敷地に新しい小学校を設置

学校統合案(13)

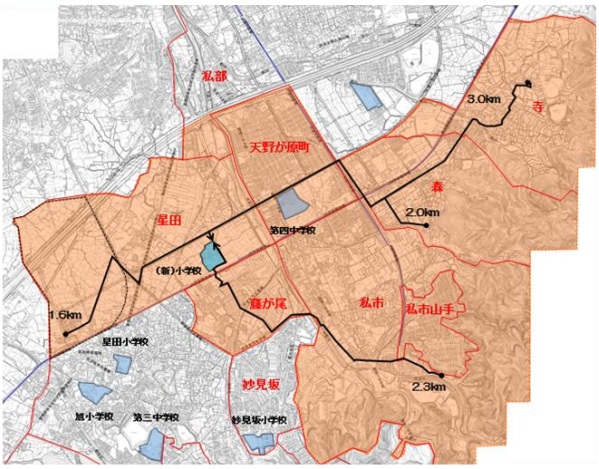

【学校統合案(13)の概要】

・星田北6～9丁目 ⇒ (新)小学校区

・岩船小学校・藤が尾小学校・私市小学校を統合し、
藤が尾小学校敷地に新しい小学校を設置

学校統合案(14)

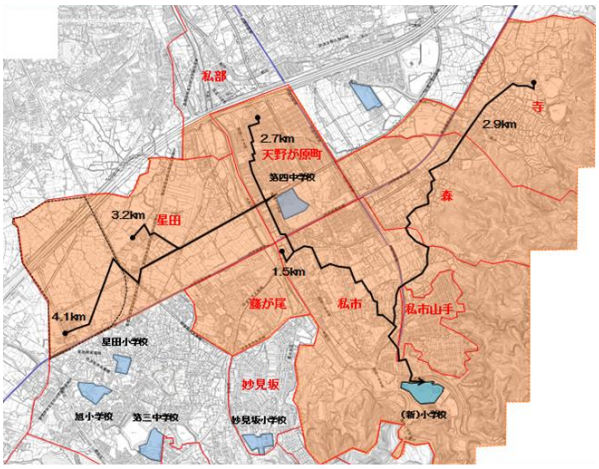

【学校統合案(14)の概要】

・星田北6～9丁目 ⇒ (新)小学校区

・岩船小学校・藤が尾小学校・私市小学校を統合し、
私市小学校敷地に新しい小学校を設置

学校統合案(15)

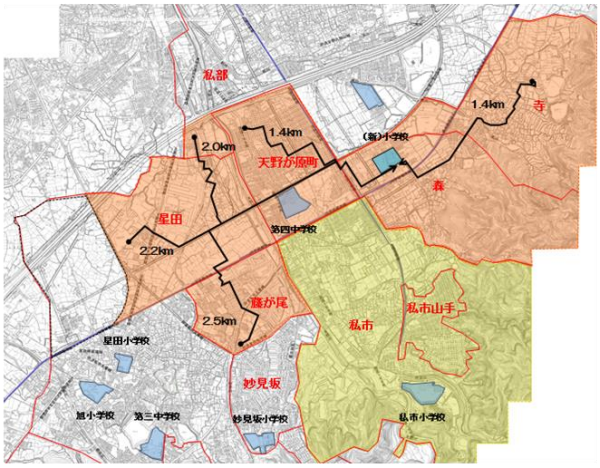

【学校統合案(15)の概要】

・星田北6～9丁目 ⇒ 第三中学校区

・岩船小学校・藤が尾小学校を統合し、
岩船小学校敷地に新しい小学校を設置

学校統合案(16)

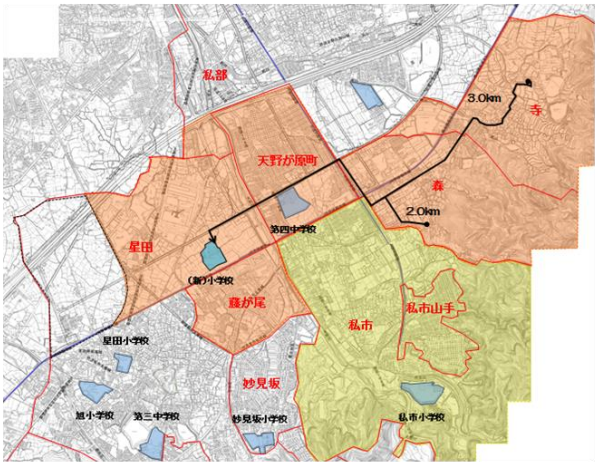

【学校統合案(16)の概要】

・星田北6～9丁目 ⇒ 第三中学校区

・岩船小学校・藤が尾小学校を統合し、
藤が尾小学校敷地に新しい小学校を設置

学校統合案(17)

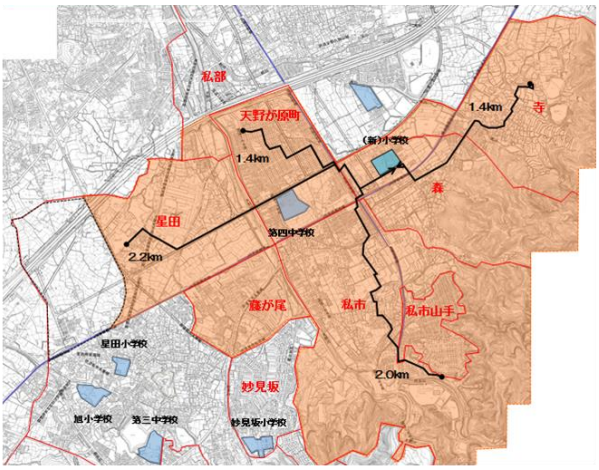

【学校統合案(17)の概要】

・星田北6～9丁目 ⇒ 第三中学校区

・岩船小学校・藤が尾小学校・私市小学校を統合し、
岩船小学校敷地に新しい小学校を設置

学校統合案(18)

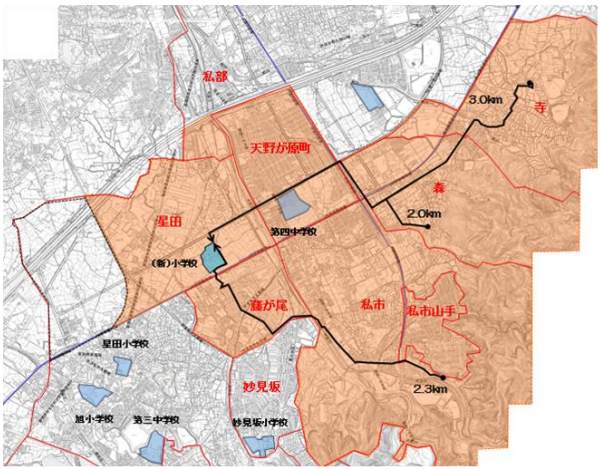

【学校統合案(18)の概要】

・星田北6～9丁目 ⇒ 第三中学校区

・岩船小学校・藤が尾小学校・私市小学校を統合し、
藤が尾小学校敷地に新しい小学校を設置

学校統合案(19)

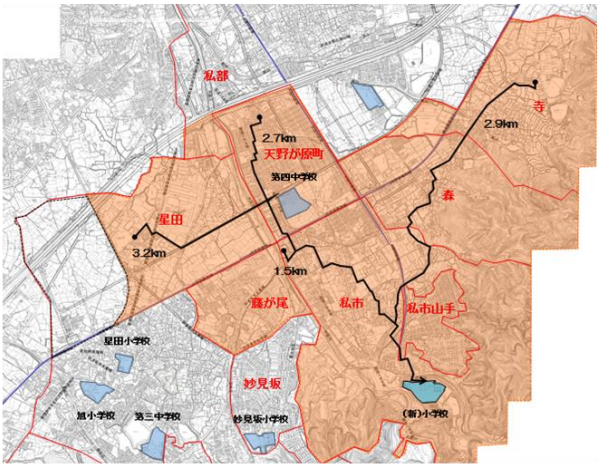

【学校統合案(19)の概要】

・星田北6～9丁目 ⇒ 第三中学校区

・岩船小学校・藤が尾小学校・私市小学校を統合し、
私市小学校敷地に新しい小学校を設置

小中学校統合案(1)

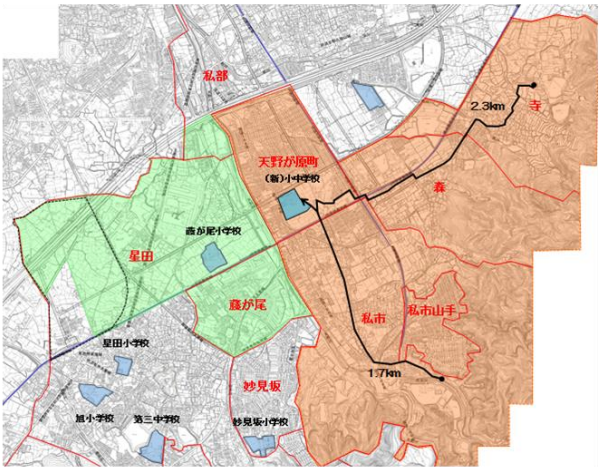

【小中学校統合案(1)の概要】

・星田北7丁目 ⇒ 第三中学校区
　星田北6,8,9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区

・岩船小学校・私市小学校・第四中学校
　を統合し、
　第四中学校敷地に新しい小中学校を設置

小中学校統合案(2)

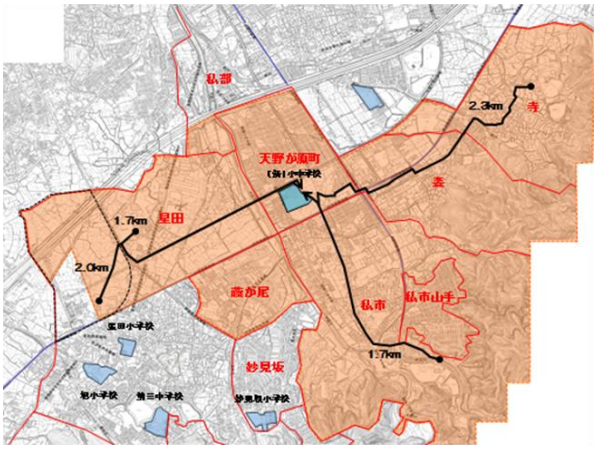

【小中学校統合案(2)の概要】

・星田北7丁目 ⇒ 第三中学校区
　星田北6,8,9丁目 ⇒ (新)小中学校区

・岩船小学校・藤が尾小学校・私市小学校・
　第四中学校を統合し、
　第四中学校敷地に新しい小中学校を設置

小中学校統合案(3)

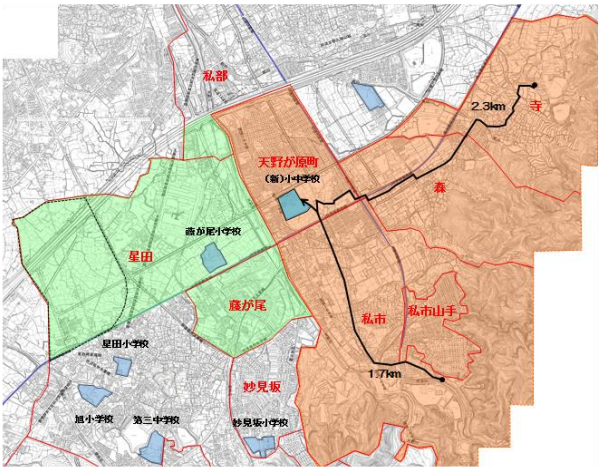

【小中学校統合案(3)の概要】

・星田北6～9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区

・岩船小学校・私市小学校・第四中学校
　を統合し、
　第四中学校敷地に新しい小中学校を設置

小中学校統合案(4)

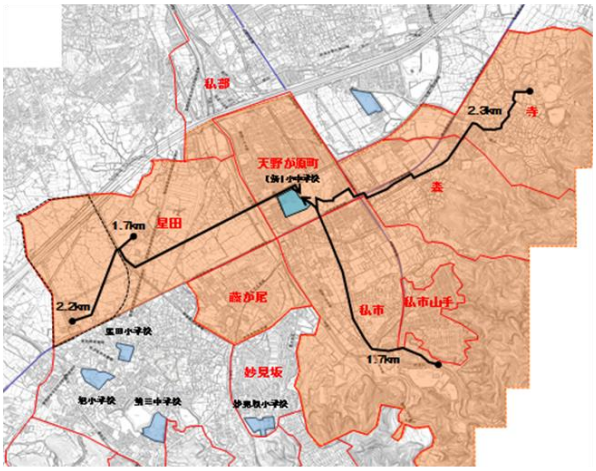

【小中学校統合案(4)の概要】

・星田北6～9丁目 ⇒ (新)小中学校区

・岩船小学校・藤が尾小学校・私市小学校・
　第四中学校を統合し、
　第四中学校敷地に新しい小中学校を設置

小中学校統合案(5)

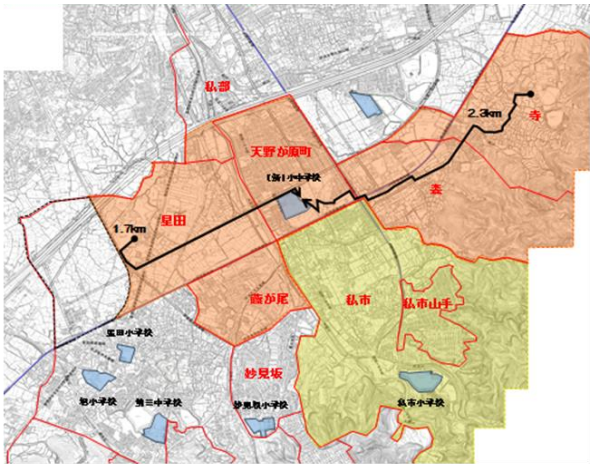

【小中学校統合案(5)の概要】

・星田北6～9丁目 ⇒ 第三中学校区

・岩船小学校・藤が尾小学校・第四中学校を統合し、
第四中学校敷地に新しい小中学校を設置

小中学校統合案(6)

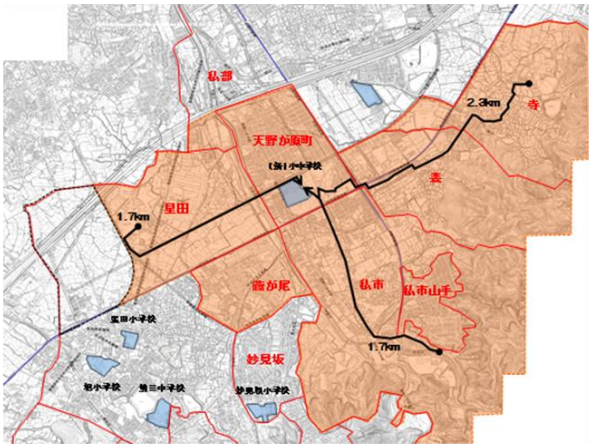

【小中学校統合案(6)の概要】

・星田北6～9丁目 ⇒ 第三中学校区

・岩船小学校・藤が尾小学校・私市小学校・第四中学校を統合し、
第四中学校敷地に新しい小中学校を設置

校区変更案

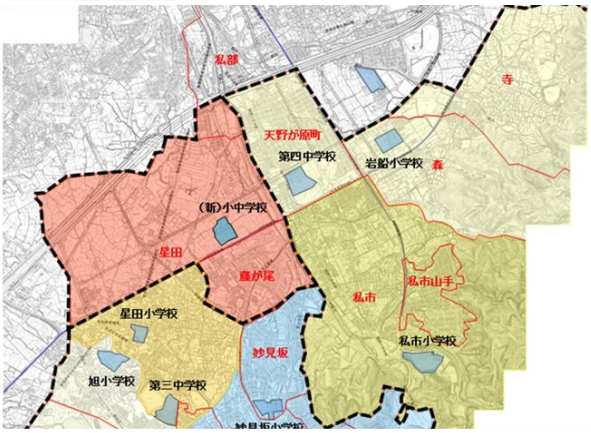

【校区変更案の概要】

・藤が尾小学校区に星田北7丁目を加えた地域を新しい小中学校区として、
藤が尾小学校敷地に小中学校を設置

※第四中学校区は、
岩船小学校・私市小学校・第四中学校
の2小1中となる。

資料４９　第四中学校区の学校適正配置案の評価表（１）

【1】共通評価項目・内容

評価項目	評価内容	現状の学校配置	学校統合案(1) 統合校：岩小＋私小 統合後の敷地 岩小	学校統合案(2) 統合校：岩小＋私小 統合後の敷地 私小
1．適正な学校規模の確保	①各学校の学校規模	△	◎	◎
2．良好な教育環境の確保	①小中一貫教育への適応	△	○	△
3．立地条件等	①通学距離	○	○	△
4．学校と地域コミュニティの関連	①コミュニティ施設としての機能確保	○	△	△
配置案　評価点　合計		45	75	60

括弧内の評価点は、※により、評価がかわった後の評価点を記載している。

【2】学校統合する場合の評価項目・内容

評価項目	評価内容	学校統合案(1) 統合校：岩小＋私小 統合後の敷地 岩小	学校統合案(2) 統合校：岩小＋私小 統合後の敷地 私小
2．良好な教育環境の確保	②学校の敷地面積※1	○	◎
配置案　評価点　合計		10	20

括弧内の評価点は、※により、評価がかわった後の評価点を記載している。

【1】共通評価項目・内容の評価基準

評価内容	傾斜配点	◎　：　特に望ましい状態　（20点）	○　：　望ましい状態　（10点）
1-① 各学校の学校規模	×2	将来（平成57年度）にわたって、適正な学校規模を確保できる見込みである。	
2-① 小中一貫教育への適応	×1	小学校と中学校が隣接、または、同一敷地内にあり、教職員や児童生徒の移動がしやすい。	小学校と中学校の距離が1km未満で、比較的教職員や児童生徒の移動がしやすい。
3-① 通学距離	×2		学校規模適正化基本方針で定めた基本となる通学距離（小学生2km以内、中学生3km以内）の範囲内である。
4-① コミュニティ施設としての機能確保	×1	地域拠点として、地域住民の学校活用が現状以上の頻度で可能と見込まれる。	地域拠点として、地域住民の学校活用が現状と同程度の頻度で可能と見込まれる。

【2】学校統合する場合の評価項目・内容の評価基準

評価内容	◎　：　特に望ましい状態　（20点）	○　：　望ましい状態　（10点）
2-② 学校の敷地面積	市立小中学校の1校当たりの、平均敷地面積（20,097㎡）の120％（24,116㎡）以上の面積。	市立小中学校の1校当たりの、平均敷地面積（20,097㎡）の80％（16,078㎡）以上、120％（24,116㎡）未満の面積。

星田北6・8・9丁目→藤が尾小学校区、星田北7丁目→第三中学校区					
学校統合案(3)	学校統合案(4)	学校統合案(5)	学校統合案(6)	小中学校統合案(1)	小中学校統合案(2)
統合校:岩小＋藤小		統合校:岩小＋藤小＋私小		統合校: 岩小＋私小＋四中	統合校:岩小＋藤小＋ 私小＋四中
統合後の敷地		統合後の敷地		統合後の敷地	
岩小	藤小	岩小	藤小	四中	四中
◎	◎	×	×	◎	×
△	△	○	○	○	◎
△	△	△	△	△	△
△	△	△	△	△	△
60	60	25	25	65	35

※ 学校統合案7については、教育環境上、望ましくないデメリットを含むため、除外している。

※ 星田駅北の住宅開発に伴う児童数については、平成46年度までの推計となっているため、星田駅北の住宅開発区域を学校区とする配置案の、学校規模についての評価は見込みである。

星田北6・8・9丁目→藤が尾小学校区、星田北7丁目→第三中学校区					
学校統合案(3)	学校統合案(4)	学校統合案(5)	学校統合案(6)	小中学校統合案(1)	小中学校統合案(2)
統合校:岩小＋藤小		統合校:岩小＋藤小＋私小		統合校: 岩小＋私小＋四中	統合校:岩小＋藤小＋ 私小＋四中
統合後の敷地		統合後の敷地		統合後の敷地	
岩小	藤小	岩小	藤小	四中	四中
○	○	○	○	×※2	×※3
10	10	10	10	0(10)	0(10)

※1 学校の敷地面積の評価については、統合した学校の敷地面積に対する評価。

※2 平成32年度以降は、児童生徒数の減少により「○」となる見込み。

※3 平成46年度以降は、児童生徒数の減少により「○」となる見込み。

△ ： 改善可能な課題がある状態 （5点）	× ： 改善困難な課題がある状態 （0点）
将来（平成57年度）、適正規模を確保できない見込みの学校がある。	適正規模でない学校がある。
小学校と中学校の距離が、1km以上2km以内で、比較的教職員や児童生徒の移動がしにくい学校がある。	小学校と中学校の距離が2kmを超え、教職員や児童生徒の移動がしにくい学校がある。
学校規模適正化基本方針で定めた許容範囲内の通学距離（小学生3km以内、中学生4km以内）である。	学校規模適正化基本方針で定めた通学距離の許容範囲を超える通学距離となる地域がある。
地域拠点として、地域住民の学校活用が現状以下の頻度になると見込まれる。	地域拠点として、地域住民の学校活用ができないと見込まれる。

△ ： 改善可能な課題がある状態 （5点）	× ： 改善困難な課題がある状態 （0点）
市立小中学校の1校当たりの、平均敷地面積（20,097㎡）の80％（16,078㎡）未満の面積。	小・中学校設置基準（平成14年文部科学省令）に定める校舎・運動場面積が確保できていない。

第四中学校区の学校適正配置案の評価表（２）

【1】共通評価項目・内容

評価項目	評価内容	現状の学校配置	学校統合案(8) 統合校：岩小＋私小 統合後の敷地 岩小	学校統合案(9) 統合校：岩小＋私小 統合後の敷地 私小
1．適正な学校規模の確保	①各学校の学校規模	△	◎	◎
2．良好な教育環境の確保	①小中一貫教育への適応	△	○	△
3．立地条件等	①通学距離	○	○	△
4．学校と地域コミュニティの関連	①コミュニティ施設としての機能確保	○	△	△
配置案　評価点　合計		45	75	60

括弧内の評価点は、※により、評価がかわった後の評価点を記載している。

【2】学校統合する場合の評価項目・内容

評価項目	評価内容	学校統合案(8) 統合校：岩小＋私小 統合後の敷地 岩小	学校統合案(9) 統合校：岩小＋私小 統合後の敷地 私小
2．良好な教育環境の確保	②学校の敷地面積※2	○	◎
配置案　評価点　合計		10	20

括弧内の評価点は、※により、評価がかわった後の評価点を記載している。

【1】共通評価項目・内容の評価基準

評価内容	傾斜配点	◎　：　特に望ましい状態　（20点）	○　：　望ましい状態　（10点）
1-① 各学校の学校規模	×2	将来（平成57年度）にわたって、適正な学校規模を確保できる見込みである。	
2-① 小中一貫教育への適応	×1	小学校と中学校が隣接、または、同一敷地内にあり、教職員や児童生徒の移動がしやすい。	小学校と中学校の距離が1km未満で、比較的教職員や児童生徒の移動がしやすい。
3-① 通学距離	×2		学校規模適正化基本方針で定めた基本となる通学距離（小学生2km以内、中学生3km以内）の範囲内である。
4-① コミュニティ施設としての機能確保	×1	地域拠点として、地域住民の学校活用が現状以上の頻度で可能と見込まれる。	地域拠点として、地域住民の学校活用が現状と同程度の頻度で可能と見込まれる。

【2】学校統合する場合の評価項目・内容の評価基準

評価内容	◎　：　特に望ましい状態　（20点）	○　：　望ましい状態　（10点）
2-② 学校の敷地面積	市立小中学校の1校当たりの、平均敷地面積（20,097㎡）の120%（24,116㎡）以上の面積。	市立小中学校の1校当たりの、平均敷地面積（20,097㎡）の80%（16,078㎡）以上、120%（24,116㎡）未満の面積。

星田北6・7・8・9丁目→藤が尾小学校区						
学校統合案(10)	学校統合案(11)	学校統合案(12)	学校統合案(13)	小中学校統合案(3)	小中学校統合案(4)	校区変更案
統合校:岩小＋藤小		統合校:岩小＋藤小＋私小		統合校:岩小＋私小＋四中	統合校:岩小＋藤小＋私小＋四中	
統合後の敷地		統合後の敷地		統合後の敷地		
岩小	藤小	岩小	藤小	四中	四中	
△※1	△※1	×	×	◎	×	△
△	△	○	○	○	◎	△
△	△	△	△	△	△	○
△	△	△	△	△	△	○
30(20)	30(20)	25	25	65	35	45

※ 学校統合案14については、教育環境上、望ましくないデメリットを含むため、除外している。

※ 星田駅北の住宅開発に伴う児童数については、平成48年度までの推計となっているため、星田駅北の住宅開発区域を学校区とする配置案の、学校規模についての評価は見込みである。

※1 平成42年度から平成46年度は、児童生徒数の増加により「×」となる見込み。

星田北6・7・8・9丁目→藤が尾小学校区						
学校統合案(10)	学校統合案(11)	学校統合案(12)	学校統合案(13)	小中学校統合案(3)	小中学校統合案(4)	校区変更案
統合校:岩小＋藤小		統合校:岩小＋藤小＋私小		統合校:岩小＋私小＋四中	統合校:岩小＋藤小＋私小＋四中	
統合後の敷地		統合後の敷地		統合後の敷地		
岩小	藤小	岩小	藤小	四中	四中	
○	○	○	○	×※3	×	○
10	10	10	10	0(10)	0	10

※2 学校の敷地面積の評価については、統合した学校の敷地面積に対する評価。

※3 平成31年度以降は、児童生徒数の減少により「○」になる見込み。

△ : 改善可能な課題がある状態 (5点)	× : 改善困難な課題がある状態 (0点)
将来(平成57年度)、適正規模を確保できない見込みの学校がある。	適正規模でない学校がある。
小学校と中学校の距離が、1km以上2km以内で、比較的教職員や児童生徒の移動がしにくい学校がある。	小学校と中学校の距離が2kmを超え、教職員や児童生徒の移動がしにくい学校がある。
学校規模適正化基本方針で定めた許容範囲内の通学距離(小学生3km以内、中学生4km以内)である。	学校規模適正化基本方針で定めた通学距離の許容範囲を超える通学距離となる地域がある。
地域拠点として、地域住民の学校活用が現状以下の頻度になると見込まれる。	地域拠点として、地域住民の学校活用ができないと見込まれる。

△ : 改善可能な課題がある状態 (5点)	× : 改善困難な課題がある状態 (0点)
市立小中学校の1校当たりの、平均敷地面積(20,097㎡)の80%(16,078㎡)未満の面積。	小・中学校設置基準(平成14年文部科学省令)に定める校舎・運動場面積が確保できていない。

第四中学校区の学校適正配置案の評価表（３）

【1】共通評価項目・内容

評価項目	評価内容	現状の学校配置	学校統合案(15) 統合校：岩小＋藤小 統合後の敷地 岩小	学校統合案(16) 統合校：岩小＋藤小 統合後の敷地 藤小
1．適正な学校規模の確保	①各学校の学校規模	△	◎	◎
2．良好な教育環境の確保	①小中一貫教育への適応	△	△	△
3．立地条件等	①通学距離	○	△	△
4．学校と地域コミュニティの関連	①コミュニティ施設としての機能確保	○	△	△
配置案　評価点　合計		45	60	60

括弧内の評価点は、※により、評価がかわった後の評価点を記載している。

【2】学校統合する場合の評価項目・内容

評価項目	評価内容	学校統合案(15) 統合校：岩小＋藤小 統合後の敷地 岩小	学校統合案(16) 統合校：岩小＋藤小 統合後の敷地 藤小
2．良好な教育環境の確保	②学校の敷地面積※2	○	○
配置案　評価点　合計		10	10

括弧内の評価点は、※により、評価がかわった後の評価点を記載している。

【1】共通評価項目・内容の評価基準

評価内容	傾斜配点	◎　：　特に望ましい状態　（20点）	○　：　望ましい状態　（10点）
1-① 各学校の学校規模	×2	将来（平成57年度）にわたって、適正な学校規模を確保できる見込みである。	
2-① 小中一貫教育への適応	×1	小学校と中学校が隣接、または、同一敷地内にあり、教職員や児童生徒の移動がしやすい。	小学校と中学校の距離が1km未満で、比較的教職員や児童生徒の移動がしやすい。
3-① 通学距離	×2		学校規模適正化基本方針で定めた基本となる通学距離（小学生2km以内、中学生3km以内）の範囲内である。
4-① コミュニティ施設としての機能確保	×1	地域拠点として、地域住民の学校活用が現状以上の頻度で可能と見込まれる。	地域拠点として、地域住民の学校活用が現状と同程度の頻度で可能と見込まれる。

【2】学校統合する場合の評価項目・内容の評価基準

評価内容	◎　：　特に望ましい状態　（20点）	○　：　望ましい状態　（10点）
2-② 学校の敷地面積	市立小中学校の1校当たりの、平均敷地面積（20,097㎡）の120%（24,116㎡）以上の面積。	市立小中学校の1校当たりの、平均敷地面積（20,097㎡）の80%（16,078㎡）以上、120%（24,116㎡）未満の面積。

星田北6・7・8・9丁目→第三中学校区			
学校統合案(17)	学校統合案(18)	小中学校統合案(5)	小中学校統合案(6)
統合校:岩小＋藤小＋私小		統合校: 岩小＋藤小＋四中	統合校:岩小＋藤小＋ 私小＋四中
統合後の敷地		統合後の敷地	
岩小	藤小	四中	四中
×※1	×※1	◎	×※1
○	○	△	◎
△	△	△	△
△	△	△	△
25(65)	25(65)	60	35(75)

※ 学校統合案19については、教育環境上、望ましくないデメリットを含むため、除外している。

※ 星田駅北の住宅開発に伴う児童数については、平成48年度までの推計となっているため、星田駅北の住宅開発区域を学校区とする配置案の、学校規模についての評価は見込みである。

※1 平成40年度以降は、児童生徒数の減少により「◎」となる見込み。

星田北6・7・8・9丁目→第三中学校区			
学校統合案(17)	学校統合案(18)	小中学校統合案(5)	小中学校統合案(6)
統合校:岩小＋藤小＋私小		統合校: 岩小＋藤小＋四中	統合校:岩小＋藤小＋ 私小＋四中
統合後の敷地		統合後の敷地	
岩小	藤小	四中	四中
○	○	○	×※3
10	10	10	0(10)

※2 学校の敷地面積の評価については、統合した学校の敷地面積に対する評価。

※3 平成37年度以降は、児童生徒数の減少により「○」になる見込み。

△ ： 改善可能な課題がある状態 （5点）	× ： 改善困難な課題がある状態 （0点）
将来（平成57年度）、適正規模を確保できない見込みの学校がある。	適正規模でない学校がある。
小学校と中学校の距離が、1km以上2km以内で、比較的教職員や児童生徒の移動がしにくい学校がある。	小学校と中学校の距離が2kmを超え、教職員や児童生徒の移動がしにくい学校がある。
学校規模適正化基本方針で定めた許容範囲内の通学距離（小学生3km以内、中学生4km以内）である。	学校規模適正化基本方針で定めた通学距離の許容範囲を超える通学距離となる地域がある。
地域拠点として、地域住民の学校活用が現状以下の頻度になると見込まれる。	地域拠点として、地域住民の学校活用ができないと見込まれる。

△ ： 改善可能な課題がある状態 （5点）	× ： 改善困難な課題がある状態 （0点）
市立小中学校の1校当たりの、平均敷地面積（20,097㎡）の80%（16,078㎡）未満の面積。	小・中学校設置基準（平成14年文部科学省令）に定める校舎・運動場面積が確保できていない。

元号・西暦対照表

元号	西暦
平成 31 年	2019 年
平成 32 年	2020 年
平成 33 年	2021 年
平成 34 年	2022 年
平成 35 年	2023 年
平成 36 年	2024 年
平成 37 年	2025 年
平成 38 年	2026 年
平成 39 年	2027 年
平成 40 年	2028 年
平成 41 年	2029 年
平成 42 年	2030 年
平成 43 年	2031 年
平成 44 年	2032 年
平成 45 年	2033 年
平成 46 年	2034 年
平成 47 年	2035 年
平成 48 年	2036 年
平成 49 年	2037 年
平成 50 年	2038 年
平成 51 年	2039 年
平成 52 年	2040 年
平成 53 年	2041 年
平成 54 年	2042 年
平成 55 年	2043 年

元号	西暦
平成 56 年	2044 年
平成 57 年	2045 年
平成 58 年	2046 年
平成 59 年	2047 年
平成 60 年	2048 年
平成 61 年	2049 年
平成 62 年	2050 年
平成 63 年	2051 年
平成 64 年	2052 年
平成 65 年	2053 年
平成 66 年	2054 年
平成 67 年	2055 年
平成 68 年	2056 年
平成 69 年	2057 年
平成 70 年	2058 年
平成 71 年	2059 年
平成 72 年	2060 年
平成 73 年	2061 年
平成 74 年	2062 年
平成 75 年	2063 年